# 5 施策別の評価

施策01【地域コミュニティ・学び】

施策02【人権尊重·多文化共生】

施策03【学校教育】

施策04【子ども・子育て支援】

施策05【地域福祉】

施策06【障害者支援】

施策07【高齢者支援】

施策08【健康支援】

施策09【生活安全】

施策10【消防·防災】

施策11【地域経済·雇用就労】

施策12【環境保全·創造】

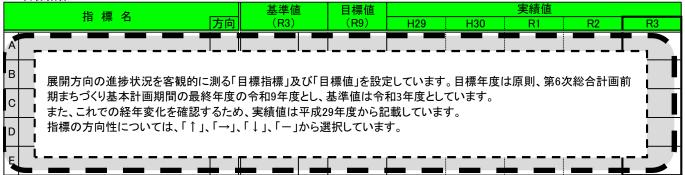
施策13【都市機能·住環境】

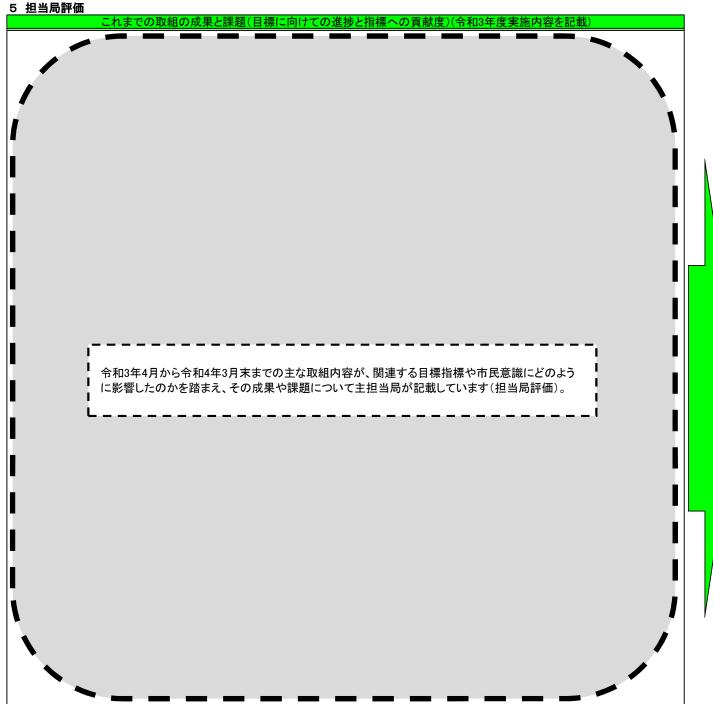
# 【施策評価表の見方】

# 1 基本情報

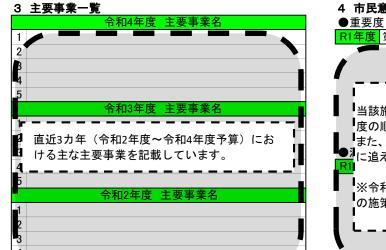
	ID TIM			
施策名		展	展開方向	
主	担当局			

# 2 目標指標





施策名: 施策番号:



4 市民意識調査(市民評価)

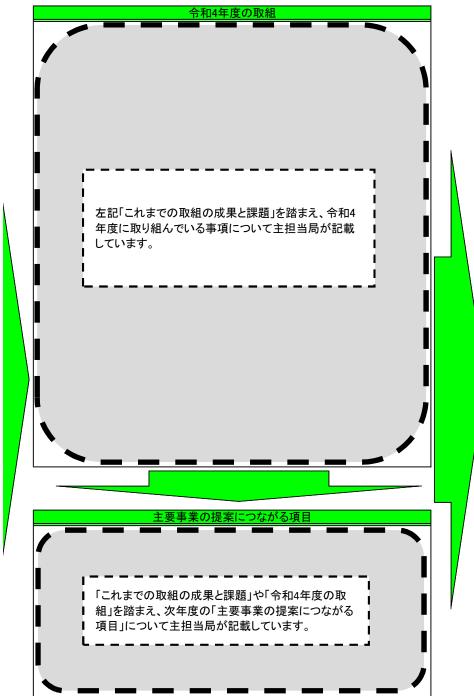
R1年度 第 位 / 16施策 R2年度 第 位 / 16施策 R3年度 第 位 / 16施策

当該施策の市民意識調査の結果から、各々の重要度と満足 **|**度の順位について、記載しています。

また、重要度と満足度の点数については、経年変化が視覚的 ■ に追えるよう、グラフで表記しています。

【※令和4年の市民意識調査は第5次総合計画(後期計画)の16 の施策について調査を実施しています。

**6 評価結果** 



目標指標の達成状況、市民意識 調査、担当局評価の内容を踏ま え、市長評価の結果を記載して います。

# 1 基本情報

 施策名
 01
 地域コミュニティ・学び
 展開方向
 01
 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進

 主担当局
 総合政策局

#### 2 目標指標

			基準値	į	目標値	実績値						
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	「生涯学習活動が地域活動につな がった」と感じている市民の割合	1	7.1	%	13.1	_	_	_	_	7.1		
В	「地域の活動に参加している」と答えた 市民の割合	1	15.6	%	30.0	19.9	17.6	19.3	15.3	15.6		
С	「講座などに参加して学んだことを地域や社会の ために生かしたい」と考えている参加者の割合	1	78.1	%	90.0	_	_	_	_	78.1		
D	地域の小中学校で行事やボランティア 等に参加したことがある人の割合	1	24.7	%	30.0	25.1	23.6	25.5	20.4	24.7		
E	市民1人あたりの貸出冊数	1	3.15	ŧ	5.87	3.46	3.23	3.23	2.78	3.15		

#### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】

(目的)多様な主体同士が情報共有や相互理解を深めるような場づくりを進め、地域の課題解決や魅力向上の取組が地域発意で行える地域 社会づくりを目指す。

(**成果**)①地域担当職員は、地域との関係性を深めるとともに、多様な活動者等がつながる場づくりに引き続き取り組んでいる。この取組により 園田では、消防団の発意による幅広い世代が参加する防災訓練の開催や、立花では、地域のプラットフォームをきっかけに、入りやすい庁舎と なるよう入り口等にペイントが行われるなど、地域発意の取組が形になった事例が増えてきている。(目標指標B)

②地域情報を分野やエリアごとに検索できる地域情報共有サイト(あましぇあ)を活用し、地域活動に参加する人や関係部局等と情報共有を進めるとともに、市民サービスの向上を図るため、同サイトを8月から一般公開した。

③尼崎市社会福祉協議会(市社協)との連携が不可欠な重層的支援推進事業が令和4年度から始まるにあたり、事業における地域振興センターの役割について、市社協をはじめとする関係機関等との調整も踏まえ、検討を行った。

(課題)①平成31年4月からの新たな地域振興体制に向けて策定した「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」で掲げた内容を踏まえ、各種制度や仕組みについて実績を振り返り、検証の上、改善を進めていく必要がある。

②「あましぇあ」において、地域や福祉の資源情報は一定数登録された状況であるが、改めて導入の目的を関係部局において共有し登録案件 の充実を図りながら、今後の活用について具体的な検討を進める必要がある。

③地域活動に参加する人の高齢化・固定化、自治会をはじめとするコミュニティが存在していない地域があることなどが引き続き課題となっていることから、市社協とも連携し地域での繋がりの必要性をより多くの人が認識されるよう取組を進めていく必要がある。

③重層的支援推進事業については、地域振興センターと市社協が情報共有を図りながら、相談者への寄り添いや地域づくりに一体となって取り組む必要がある。

# 【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】

(**目的**)学びたい思い、取り組んでみたい思いを支援し、ひと咲きプラザや生涯学習プラザをはじめ、まちのいたる所で学びや活動が創出されることを目指していく。

(成果) ④各地域において、地域の方との意見交換等から地域課題や潜在する関心を捉え、空き地・空き家対策、防災、ユースワークに関する勉強会やボランティア養成講座などを実施できた。また、ユース交流センターサテライト事業などひと咲きプラザのサテライト的な機能が各地区に加わり既存の機能と有機的なつながりを模索しながら取組を進めている。

⑤防災講座・訓練から要支援者リストの受取、ペット同行避難の講座からペット同行避難訓練の計画への発展といった防災を通じた参画意欲の高まりなど学びと活動が循環する事例が増え始めている。また、新立花南生涯学習プラザでのオープニングイベントの準備を、地域の多様な人・団体とともに考え、作り上げていくなど、場所や施設を通じた自治の意識が育まれ始めている。(目標指標A・B・C)

⑥小田南公園のタイガース誘致を契機に、改めて公園の意味を学びたい方の声を受け、みんなの尼崎大学(尼大)としてシンポジウムに協力した。様々な意見のある問題についてフラットな関係で学ぶという尼大の仕組みの可能性を引き出すことができた。

(課題)④⑤生涯学習プラザが生涯、学習!と自治のまちづくりを支える拠点であることが市民と十分共有できていない。また、生涯、学習!の理念を市民と考える機会が必要である。加えて、市職員のいない生涯学習プラザでの学びと活動を強化する必要がある。

⑤⑥みんなの相談室など尼大での取組が各地域に広がる中、ひと咲きプラザに集積するこども・青少年の学びを支援する機能と、12の生涯学習プラザでの学びと活動の循環を支援する機能とのつながりを強化する必要がある。

# 【地域と学校の連携・協働の推進】

(目的)地域の方々の経験や学習の成果を活かすとともに、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上を図る。

(**成果**)⑦地域学校協働活動を通じて、地域の方がやりがいを感じたり、コーディネーターや地域担当職員で情報共有が図られたほか、児童発 意の地域のクリーン作戦を地域振興センター、コーディネーターがサポートして行うなどの事例があった。(目標指標D)

(課題)⑦小学校における地域学校協働活動については、各学校の状況を踏まえ、より一層の活動の浸透を図るため、効果や魅力に関し、学校、地域において理解者を増やす必要がある。また、中学校にも地域学校協働活動を広げていく必要がある。

# 【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】

(目的)資料や情報の提供をはじめとした「知の拠点」として、市民が生涯にわたり学習と交流を行える機会を創出し、豊かな暮らしを実現するための図書サービスの充実を図る。

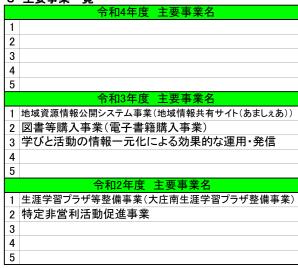
(成果)⑧講演、講座等の行事を実施し、市民の学習機会の提供と利用促進に向けた取組を行うほか、「おすすめする100冊の本」を全児童に配布するなど、学校との連携を図った。また、電子書籍導入やSNSでの発信強化を図るなど、市民の読書活動を推進した。(目標指標E) ⑨「尼崎市立図書館基本的運営方針」をもとに、社会情勢や図書サービスへのニーズを踏まえ、事業計画の検討を行った。

(課題)⑧図書に親しむ機会を創出し、利用者ニーズの把握、情報発信の強化や利用しやすい環境の整備等に取り組む必要がある。

⑨事業を実施後は、点検・評価を行い、地域の情報・交流拠点としての役割を果たすため、より効果的な図書サービスの充実を目指し、生涯 学習プラザとも連携した取組を進める必要がある。

施策名: 地域コミュニティ・学び 施策番号: 01 - 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度(後期計画における「1 地域コミュニティ」の順位)



●満足度(後期計画における「1 地域コミュニティ」の順位)



# 令和4年度の取組

### 【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづく り】

- ①地域振興を進める上で必要な各種支援制度や予算について、その効果的なあり方を検討し、令和5年度予算に向けて見直しを行う。
- ①特定非営利活動促進事業において、クラウドファンディング等の新たな資金調達 手段を提供し、NPO法人の安定的な活動を支援する。
- ②「あましえあ」の運用では、引き続き市民や地域活動の担い手が必要とする地域情報の掲載に努め共有を図るとともに、登録された情報をもとに地域ごとの分析資料を作成する。
- ③市社協との人事交流を活かし、一層の連携強化を図る中で地域活動支援や重層的支援推進事業を進めている。
- ③重層的支援推進事業に取り組むにあたっては、市社協と互いに認識や情報の共 有を図り、連携した運用を進める。

# 【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】

④⑤シチズンシップを重視した生涯、学習!の理念をどのように市民と共有していくかについて、生涯学習審議会などでの議論を進めていく。

④⑤アウトリーチの強化や企画プロセスから参画できるような共につくっていく講座等を増やすなど、職員が多様な人と関わりを持てる機会を増やしていく。また、市民大学等の聴講メインの講座においても、交流の機会を増やし、参加者同士の一体感を醸成する。

⑤⑥楽しみながらまちに関心をもつ人の入口という尼大の特徴を活かし、ひと咲きブ ラザと生涯学習プラザに関わる取組などをつなぐ結節機能を高めていく。

# 【地域と学校の連携・協働の推進】

①地域住民や教員等を講師とする学校管理職及び教員研修を実施するとともに、活動の参加者の幅を広げるため、継続して情報発信するほか、地域担当職員との連携をさらに進める。中学校においては、小学校のノウハウを活かし、学校現場の意見を聴きながら、コーディネーターの選定等、令和5年度からの地域学校協働活動の実施に向けた取組を進める。

# 【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】

⑧電子書籍では、コンテンツ数増や市民が選びやすいよう特集を充実させ、貸出タイトル増加を目指す。また、学校と連携を行い、子どもの読書活動推進を図る。 ⑨生涯学習プラザと連携を密にし、地域での読書推進活動やニーズに応じた図書の品揃えなど、図書サービスの充実を図る。

# 主要事業の提案につながる項目

# 【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづく り】

①地域コミュニティの仕組みづくりを推進する、より効果的な予算のあり方等について検討する。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・各施策の取組が地域で広く展開され成果を発揮するには、施策01が各施策の基盤であることを改めて認識していく必要がある。

・次期総合計画がスタートする次年度に向けて、展開方向間の連携をより意識し、生涯学習審議会等の役割と体制を再整理していく必要がある。

・「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の 再構築(取組方針)」と「生涯、学習!推進指針」については、「生涯、学習!」の基本理念 の一層の浸透、地域発意の取組に予算を柔 軟に配分する仕組み、地域ごとのプラット フォーム機能のあり方に関して検証を行う。また、生涯学習プラザについては、図書の活用 や市職員が常駐しない館での事業展開のあり 方など、身近な学びの拠点としての必要な体 制等についても検証を行う。

・地域担当職員がまちづくりに関わる多様な 主体といかにつながっているかの洗い出しを 行うとともに、市社協との連携を強化する中 で、「あましえあ」で共有すべき情報の整理や 運用等を検討していく。

・学びの場においては、意見が対立する問題についてもフラットな関係で学び、互いの立場や考え方を理解することが重要であり、こうしたチャレンジを積み重ねて、自治のまちづくりを推進していく。

・みんなの尼崎大学においては、市民からの アプローチを受け止め、職員もともに学べる仕 組みについて充実強化を図る。

・市政広報活動を実施する福祉協会に対して 補助を行う「地域広報活動推進補助金」については、各地域の実態を確認し、補助金のあり方について検討を行う。

# 1 基本情報

| 施策名 | 01 | 地域コミュニティ・学び | 展開方向 | 02 | まちの魅力を高める文化芸術活動の推進 | 主担当局 | 総合政策局

### 2 目標指標

	指標名 「		基準値	Ī	目標値	実績値						
	11 保 12	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	尼崎市文化振興財団及び本市が実施   した文化芸術事業への参加者数	1	133,807	人	_	304,420	287,010	292,057	66,577	133,807		
В	尼崎市総合文化センター稼働率	1	44.9	%	-	45.0	42.5	38.4	24.0	44.9		
С	若者支援を対象にした文化芸術事業 への参加者数	$\rightarrow$	4,974	人	5,250	3,583	4,369	4,896	4,123	4,974		
D	文化芸術のアウトリーチ事業の回数	1	58	回	100	43	50	53	42	58		
Е						_						

# 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【文化振興の基盤づくり】

(目的)文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき取組を進めるとともに、文化振興の中核である尼崎市総合文化センターとその運営を担う(公財)尼崎市文化振興財団と連携して文化芸術の学びや活動を推進する。

(成果)①令和2年度に行った文化事業に関する評価では、情報発信方法とその内容の検討、市内の様々な施設へのアウトリーチの必要性を課題として挙げており、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない展示を中心に、アウトリーチに取り組んだ。 ②総合文化センターの耐震化等について、整備内容や手法等の検討を進めた。

(課題)①現ビジョンの取組期間が令和4年度で終了するため、そのビジョンの取組の柱や推進体制等について総括するとともに、次期総合計画における施策1「地域コミュニティ・学び」への位置づけの転換や、社会状況の変化等への対応を盛り込んだ改定を行う必要がある。 ②音楽ホールの耐震化や大規模な減築等の複数の特殊要因が重なるため、施工者のノウハウを活用し合理的な設計を行う必要がある。

# 【若い人の夢とチャレンジの応援】

(目的)若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会を提供することで、本市が若い人の夢とチャレンジを応援するまちであることを発信する。また、市民に芸術や地域文化を発信し、文化の担い手づくりを進めていく。

(成果)③若手アーティストによる先駆的で魅力ある現代美術作品を顕彰する白髪一雄現代美術賞の第1回目の募集・選考を行い、全国47名の応募者から大賞を1名を決定した。全国規模の活動を展開しようとする本市ゆかりの若手芸術家を顕彰する文化未来奨励賞では、第4回で落語家を表彰するとともに、第3回受賞の音楽家による子どものための作曲のワークショップ・コンサートを行い151名の参加があった。これらの顕彰により、若手アーティストの活躍に向けた支援ができた。(目標指標C)

④あまらぶアートラボ事業では、展覧会を5回、オンライン配信を含むトークイベントを3回、音楽イベントを1回開催した。尼子騒兵衛展に併せた 乱太郎のグッズ展の開催や、あまがさきアート・ストロールに併せた特別展示の開催など、阪神尼崎駅周辺一帯と相乗効果を発揮し、アートを 通じたにぎわいを生み出す企画とすることができた。(目標指標C)

⑤尼崎落研選手権は、近畿地方外の8大学を含む12大学の参加があり、若者のチャレンジを応援するまちであることの発信が定着してきている。(目標指標C)

(課題)③白髪ー雄現代美術賞については、賞の認知度や価値の向上のため、本市の取組を全国に向けて発信していく必要がある。 ④⑤引き続き情報発信方法を工夫していくとともに、コロナ禍の影響が残る中、より多くの方が参加できるような取組を進める必要がある。

# 【はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展】

(**目的)**過去から受け継がれてきた伝統芸能や祭り、本市ゆかりの文化人等様々な地域資源を生かし、地域の文化として継承・発展させることで、まちへの愛着やまちの魅力向上につなげていく。

(成果)⑥白髪ー雄発信プロジェクトは、令和3年度はコロナ禍で各地の美術館が運営に苦慮する中、開催に至らなかったものの、令和4年度に向けた調整を行うことができた。(目標指標A)

⑦新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた尼子騒兵衛展を、尼子氏が関わってきた方々の協力を得ながら開催、まちの魅力向上に寄与するとともに、全国から5,854人の来場があるなど、まちのにぎわいづくりにも貢献した。(目標指標A)

⑧富松薪能、尼崎薪能、大近松祭等は開催に向けて調整を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止や規模の縮小を余儀なくされた。

(課題)⑥令和6年度の白髪一雄生誕100年に向けて、引き続き白髪作品を展示できる美術館を探す必要がある。

⑦ポストコロナを見据え、市内外の多くの方々に、本市のさまざまな文化や地域資源に触れていただく機会を創出する必要がある。

⑧地域で長年継承されてきた伝統的な行事や祭りがコロナ禍において縮小傾向にあるため、継承が途絶えないよう支援する必要がある。

# 【市民の芸術体験を支える取組の推進】

(**目的**)市民が芸術に触れる機会を作るとともに、市民の文化芸術活動を推進することで、文化を担う市民を広げ、共感し合う関係を生みだし、 学びや活動を支える環境づくりにつなげていく。

(成果) ⑨文化振興財団による地域へのアウトリーチ事業では、小学校や幼稚園のほか、各地区生涯学習プラザを活用して実施するとともに、アート@シビックロビーでは、本市が収蔵しているアート作品を活用し市内10箇所で29作品の巡回展示を行い、市民等が身近にアート作品に触れられる機会を提供した。(目標指標A·D)

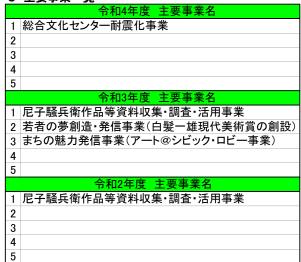
⑩新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた総合文化センターでの各種公演や展覧会の参加者数は復調傾向であり、また、動画配信コンテンツも拡大させることで、市民の文化芸術体験や活動を支えた。ティーンズサポートチケットには、12公演69人の応募者があり、若者が本物の芸術に触れる機会の一助となった。(目標指標A・B・C)

(課題)③生涯学習プラザでのアウトリーチ事業をさらに展開していくとともに、アート@シビックロビーではより多くの市民等が興味を持ち、鑑賞いただけるよう展示内容を工夫していく必要がある。

⑩良質な芸術を市民に提供すべく、事業のあり方を検証するとともに、動画を活用した情報発信やさらなる事業展開について検討する必要がある。

施策名: 地域コミュニティ・学び 施策番号: 01 - 02

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度(後期計画における「14 魅力創造・発信」の順位)



●満足度(後期計画における「14 魅力創造・発信」の順位)



# 令和4年度の取組

# 【文化振興の基盤づくり】

①②市民意識調査の実施や文化ビジョン会議での検討を行い、ビジョンの改定を行うと同時に、事業の再構築も検討していく。また、現ビジョン推進の中核と位置づけられている文化振興財団については、建物としての総合文化センターを市へ移管することを機に、そのあり方や市との役割分担について、改めて検討していく。②耐震化に向けた基本設計に着手し、整備プランや工法、施設の運営・維持管理手法等の詳細検討を進めていく。

# 【若い人の夢とチャレンジの応援】

③白髪一雄現代美術賞受賞者による展覧会をサポートすることにより、本市の現代 美術への取組の認知度を高め、賞の価値向上に努める。

④⑤新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら事業実施をしていくともに、 事前周知の充実や、より多くの人が楽しめるようにYouTube等のオンライン配信も組 み合わせて行う。

# 【はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展】

⑥⑦⑧白髪ー雄発信プロジェクトとして宮崎県立美術館と共催で展覧会を開催する。生誕100年となる令和6年度の企画準備とともに、令和5年度以降に展示会の開催意向のある美術館を募るなど、取組を進める。また、薪能を再開するほか、令和5年度の近松門左衛門没後300年に向けた調整を進める。

# 【市民の芸術体験を支える取組の推進】

⑨アウトリーチ事業やA-LAB GOなど、市民が芸術体験を身近な場でできるよう、事業の地域展開を進めていく。

⑩文化振興財団により総合文化センター大ホールの開館40周年を記念するキャンペーンや様々なアーティストによるコンサート、舞台公演等を実施する。また、動画を活用した文化事業の新たな展開を検討する。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・文化振興財団による地域へのアウトリーチ事業、本市所蔵作品を市内各所で巡回展示するアート@シビックロビー、動画配信の拡充など、コロナ禍においても市民が地域で芸術に触れる機会を提供することができた。

・今後は、総合文化センターの耐震化等の施設改修による休館を見据え、地域を拠点としたアウトリーチ事業のさらなる推進や好事例の他地域への展開を進める。

・総合文化センターの市移管に伴う指定管理 者制度の導入を見据え、市及び文化振興財 団の役割分担についても整理し、直営・委託・ 補助といった文化事業の実施手法を検討す る。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 【はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展】

⑥ ⑧ 今後、様々な周年事業が予定されており、これらについて、節目にふさわしい 内容とすべく、内容の充実についての検討を行う。

# 【市民の芸術体験を支える取組の推進】

⑩文化振興財団において運営してきたエフエムあまがさきが令和4年度末で廃局になるが、これまでの運営で培ったノウハウや人的ネットワークを活用する中で、市とともに文化事業を基軸にした動画による事業展開や情報発信について検討する。

#### 1 基本情報

 施策名
 01
 地域コミュニティ・学び
 展開方向
 03
 歴史遺産の継承と学びの充実

 主担当局
 教育委員会

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	Ī	目標値			実績値		
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	歴史や文化財等に関するボランティア 活動参加延べ人数	1	881	人	1,762	3,187	2,566	1,791	616	881
В	歴史博物館への来館者数	1	45,171	人	50,000	-	_	_	24,579	45,171
С	歴史博物館・田能資料館主催事業の 参加者数	1	1,023	人	2,046	2,346	2,231	1,883	1,045	1,023
D	あまがさきアーカイブズ(地域研究史 料室)相談利用(レファレンス)人数	1	2,293	人	2,345	2,345	2,330	1,907	1,623	2,293
E	学校教育と連携した事業の実施回数	1	45	回	90	60	55	53	50	45

<sup>※</sup>歴史博物館の開館(令和2年10月)以前の数値については、前身である文化財収蔵庫等での実績値

# 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【魅力ある歴史博物館の運営】

(**目的**)歴史博物館において尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する 関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。

(成果)①歴史博物館では、豊かな尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展及び企画展の開催、兵庫県立歴史博物館の巡回展誘致などに取り組み、令和3年度の来館者は45,171人となった。また、本市の公文書館機能を担うあまがさきアーカイブズの相談件数は2,293件となった。さらに常設展示や施設等を紹介する音声ガイドシステムの導入、動画の作成・配信に取り組んだ。(目標指標B・D)

②ボランティア活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により制限されたが、感染症対策に意を用いながら活動を継続した。 (目標指標A)

(**課題)**①尼崎の歴史を学ぶ機会の提供や情報発信機能を高め、市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるため、潤沢な収蔵資料を活かしつつ、常設展示をはじめとした展示事業のさらなる充実と魅力向上を図るとともに、近隣施設等との連携、PRが必要である。 ②歴史博物館の事業運営は市民ボランティア活動に支えられており、引き続き新たなボランティアの養成や活動のさらなる活性化を図る必要

# 【歴史遺産の保存と活用】

がある。

(目的)文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る

(成果)③令和3年度は江戸期に描かれた尼崎城下町の絵図2点を新たに市指定文化財に指定し、公共事業に伴う遺跡の発掘調査を実施するなど文化財保護に取り組んだ。講座・体験学習会といった事業については社会情勢を鑑み、感染症対策を行いながら実施した。(目標指標 (^))

(課題)③市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え、活用していく取組を着実に推進する必要がある。こうしたなか、地域とともに保存を実現した富松城跡やユニチカ記念館などの地域の歴史遺産の保存活用に向け所有者を含めた関係機関等との連携や協力が求められている。

# 【地域の歴史を学ぶ機会の充実】

(目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。 (成果)④市民参加事業の休止や規模縮小が余儀なくされるなか、歴史博物館の開館にあわせた記念講演会や市民向けの歴史講座、体験型ワークショップなど尼崎の歴史に触れる事業を実施した。また、学校教育と連携した企画展「むかしのくらし・むかしの小学校」を開催した。田能資料館では来館できない学校園とオンラインでの授業の試行に取り組んだ。(目標指標C・E)

(課題)④市民や子どもたちが歴史に触れ、学ぶ機会の提供について、より効果的で魅力ある内容へと充実を図るとともに、歴史博物館への来館促進に努めていく必要がある。

# 【学びを支える機能の充実と連携促進】

(目的)公文書館機能を備えた歴史博物館として、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を将来に伝え、その利用に供するとともに、歴史博物館と図書館等との有機的な連携を図ることで情報資源の収集・蓄積・提供していく機能を高め、市民がより使いやすく親しみやすい施設の実現に努め、市民の学びを支える。

(成果)⑤公文書管理等条例の施行に向けて歴史的公文書の保存・利用の仕組みづくりに取り組んだ。

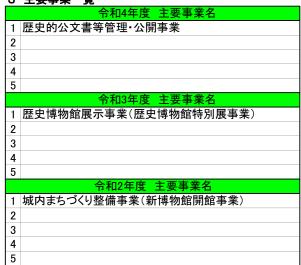
⑥「『尼崎市史』を読む会」を中央図書館・北図書館で実施し、市民の歴史を学ぶ場を提供するほか、歴史博物館・中央図書館・尼崎城の3施設連携イベント等による周遊促進に取り組んだ。(目標指標C・E)

**(課題)**⑤歴史的公文書の市民利用制度の着実な運用が必要である。特に新型コロナウイルス感染症等についての記録を収集保存し後世に 伝えていく必要がある。

⑥歴史博物館、中央図書館等の連携は個別・単発的な取組に留まっており、総合的・長期的視点からの有機的連携を図り、市民の利便性向 上や学びの充実につなげていく必要がある。

施策名: 地域コミュニティ・学び 施策番号: 01 - 03

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度(後期計画における「14 魅力創造・発信」の順位)



●満足度(後期計画における「14 魅力創造・発信」の順位)



# 令和4年度の取組

# 【魅力ある歴史博物館の運営】

①歴史博物館では特別展1回と企画展3回を開催する。秋に開催する特別展「初代尼崎市長櫻井忠剛と勝海舟・川村清雄」では、貴重な本市収蔵資料や他施設から借用した資料を展示し、本市の魅力を発信する。リピーターの獲得に向けては、常設展示室の継続的な展示替えや、時宜にかなった特別陳列など、様々な工夫や仕掛け、情報発信を行う。田能資料館では復元高床倉庫の建替に取り組む。②市民ボランティアについては新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を継続させるとともに、活動の様子や成果を積極的に情報発信する。また、参加者の意見も聞きながら、新たなボランティア活動のあり方についての検討を行う。

#### 【歴史遺産の保存と活用】

③文化財保存活用地域計画の策定に向けて調査・検討を開始する。また、ユニチカ記念館の保存と活用について、関係機関等の動向を注視しながら、市として協力可能な取組について検討していく。

# 【地域の歴史を学ぶ機会の充実】

④企画展に関連したテーマの市民講座の実施や学校教育と連携した事業に積極的に取り組むとともに、引き続き尼崎城をはじめとした周辺施設等との連携事業を展開する。

# 【学びを支える機能の充実と連携促進】

⑤公文書管理等条例に基づ〈歴史的公文書の保存・利用の制度を着実に運営する。新型□ロナウイルス感染症等について後世に伝えるため資料の収集と整理に取り組ま、

⑥MLA連携(博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携)の効果的な取組を検討するとともに、歴史文化を活かした城内地区の賑わい創出や学習機会の提供、市民の学びと活動の循環に寄与するよう各種事業に取り組む。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・歴史博物館については、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組みながら特別展や企画展を開催する中で、目標値には達しなかったものの4万人を超える多くの来館者を迎えることができた。引き続き、未公開の収蔵資料を活かした魅力ある展示会の実施などにより、来館者数の増加を目指していく。

・子どもたちの尼崎の歴史の学びにあたっては、これまで取り組んできた環境教育の経験を活かしつつ、「地理」や「文化」などとの関係性にも意識して学べるよう取組を進めていく。また、歴史や文化財に触れる学習がより深い学びにつながるよう、学校教育と連携した取組を積極的に実施した上で、成果と課題を検証していく。

・文化財保存活用地域計画については、保存と活用の両面から狙いを明確にするとともに、学校や図書館、その他文化施設等との連携も含んだ計画とする。また、文化財の保存と活用に係る取組の見える化と効果的な進捗管理が図れる計画となるよう意識して策定していく。

・歴史博物館と図書館との連携にあたっては、それぞれの強みを活かしながら、市民の利便性向上や学びの充実に向けて、デジタルアーカイブの推進など効果的な取組を進める。

# 主要事業の提案につながる項目

# 【学びを支える機能の充実と連携促進】

⑤⑥MLA連携に向けた基盤づくりの一環として、図書資料のデジタル化、歴史的公文書をはじめとした史料を閲覧できるデジタルアーカイブの構築など、市民の利便性のさらなる向上を目指した取組を進めていく。また、新型コロナウイルス感染症への対策から得た教訓について広く共有・発信に努めていく。

#### 1 基本情報

 施策名
 01
 地域コミュニティ・学び
 展開方向
 04
 スポーツに親しむ機会の充実

 主担当局
 教育委員会

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	<u> </u>	目標値	実績値						
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合	1	45.0	%	49.0	47.0	45.2	45.8	45.6	45.0		
В	生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	1	5,202	人	11,000	9,973	9,330	10,862	4,144	5,202		
С	学校開放利用者数	1	537,279	人	690,000	748,986	736,569	689,939	561,705	537,279		
D	地区体育館等利用者数	1	345,060	人	364,000	402,173	388,179	363,379	266,686	345,060		
E	誘致大会観戦者及び市民スポーツ大 会参加者数	1	31,928	人	69,000	63,960	69,407	68,728	27,011	31,928		

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進】

(目的)様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。

(成果)①健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合は45.0%となり、令和2年度と比べて0.6ポイント低下した。外出の自粛が緩和され、スポーツ施設をほぼ通常どおりに運営できたものの、新型コロナウイルスの影響前の水準には戻らなかった。東京オリンピック関連事業では、新型コロナウイルスの影響により、一部事業内容を変更したが、事前合宿チームの一般観覧を行うなど、市民にトップレベルのスポーツに触れ親しむ機会を提供した。(目標指標A)

(課題)①市民の関心が高い東京オリンピックに関連した事業を実施したことで、市民のスポーツや運動に対する機運醸成を図ることができたが、ワールドマスターズゲームズ2021関西が再延期されるなど新型コロナウイルス感染症の影響は依然として続いており、オリンピックにより高まったスポーツへの機運を継続するよう、スポーツや運動への意識付けや環境を整える必要がある。

#### 【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】

(目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供や、市立学校のスポーツ施設を開放することにより、市民スポーツの振興、市民の健康増進やコミュニティの形成促進を図る。

(成果)②令和2年度に引き続き、さわやか地域スポーツ活動が約1ヶ月間中止となったが、新たなスポーツ種目を取り入れることにより、市民の健康増進を図った。緊急事態宣言等で中止した事業があるものの、令和2年度と比べると参加者数は1,058人増加した。(目標指標B)③学校開放については、令和2年度に比べ中止日数は少なかったものの、時間短縮を行った日数が倍増したことにより、利用者が24,426人減少した。(目標指標C)

④スポーツ振興事業団と連携し、生涯学習プラザ等の地域の施設において、フレイル予防等の取組を実施し、市民の健康増進に寄与した。 (課題)②子どもの運動する機会づくりを行うために、親子で参加できるスポーツ教室を行う等、各種スポーツ団体と連携した取組を推進する必要がある。

③地域スポーツの拠点として、より多くの市民が利用できるよう学校スポーツ施設の利用拡大に向けた取組が必要である。

④地域において市民のライフステージに応じたスポーツや健康づくりを一層推進するためには、生涯学習プラザ等の地域の様々な施設を活用した取組を、幅広く進めていく必要がある。

# 【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

(目的)地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。

(成果) ⑤子どもが運動を始めるきっかけとなるよう、スポーツ振興事業団と協力して、子ども向けがんばりカード(尼っ子がんばりカード)を本格実施した。また、令和2年度の臨時休館等の影響で落ち込んだ利用者数を回復させるため、感染症対策の徹底や新規受講者の獲得に向けた広報の充実(市報綴じ込みによる全戸配布)を行った。その結果、令和2年度に比べて利用者数が78,374人増加した。(目標指標D)

(課題)⑤尼崎市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興事業団と一体となって、市民・利用者のニーズに沿った事業を展開するなど、記念公園や地区体育館において、スポーツや運動に親しむ環境づくりを推進していく必要がある。また、公共施設マネジメント基本方針に沿った施設改修に伴う休館が予定されているが、事前周知等を徹底し、利用者への影響を最小限にする必要がある。

# 【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

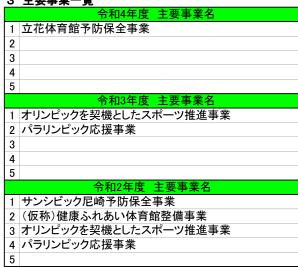
(目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図 ス

(成果)⑥「スポーツのまち尼崎」促進事業では、全国大会など7つの誘致大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により、2大会が中止となり、5大会(うち1大会は無観客)を開催した。市民スポーツ祭やマスターズ選手権大会では、一部の種目では開催を中止したものの、感染症対策を講じながら開催したことにより、参加者数は4,917人増加した。(目標指標E)

(課題)⑥市民の関心が高い誘致大会やスポーツ大会の開催に向けた調整が必要である。

施策名:地域コミュニティ・学び 施策番号: 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度(後期計画における「2 生涯学習」の順位)



●満足度(後期計画における「2 生涯学習」の順位)



#### 令和4年度の取糾

# 【市民のスポーツ実施率の向上に向けた取組の推進】

①東京オリンピックで高まった市民のスポーツへの機運を継続させるため、新型コロ ナウイルスの影響により中止となっていた市主催のスポーツイベントを実施するとと もに、連携協定を締結したV2リーグ「クボタスピアーズ」と協力し、中学生対象のバ レーボール教室や高等学校バレーボール部との交流試合等を実施する。

# 【ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進】

②親子スポーツ体験会など親子でスポーツに親しむ機会の増加を図るため、ス ポーツ推進委員、学校開放運営委員会及びスポーツクラブ21と連携した取組を推 進する。

③小・中・特別支援学校に対して、学校開放事業の更なる利用促進について協力 を求めるとともに、新たに琴ノ浦高等学校のグラウンド開放を実施することにより利用 者の増加を図る。

④地域での幅広い年代層に応じたスポーツの推進・健康増進を図るため、健康支 援や高齢者支援といった他施策において各地域で行う取組とも連携しつつ、スポー ツ振興事業団と一体になって取り組んでいく。

# 【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】

⑤記念公園や地区体育館等を拠点として、引き続きスポーツ振興事業団と連携しながら、市民の健康づくりを促進するとともに、スポーツや運動に親しむ機会の創出 に取り組んでいく。

⑤(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行うほか、学校部活動の地 域移行へ向けたモデル事業として、スポーツ振興事業団と協働し、市内中学校の 運動部活動に対して指導補助員を派遣するなど、学校教育や地域コミュニティ、健 康支援といった本市施策の推進における事業団との連携強化を図る。

# 【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

⑥T.LEAGUE(卓球)、全日本実業団空手道選手権大会及び近畿6人制バレー ボール大会を新規大会として誘致し、計10大会の誘致大会を行う。市民の関心が 高い大会を誘致することにより、参加者数の増加を図る。

# 主要事業の提案につながる項目

# 6 評価結果

・健康を意識した運動やスポーツを行ってい る市民の割合が減少傾向にある。コロナ禍に おいて、市民がスポーツや運動に親しむこと の重要性は一層高まっており、地域における 好事例の横展開を図るなど、新たな機会を創 出していく必要がある。

・今後も、「がんばりカード」を活用した、子ども の運動習慣を身につけるための取組やフレイ ル予防に向けた取組など、ライフステージに 応じた生涯スポーツを推進する。

・スポーツを契機とした地域コミュニティの活 性化に向けては、本市にゆかりのあるスポー ツチームと幅広い分野で連携し、まちへの愛 着を深める取組を推進していく。

# 1 基本情報

 施策名
 02
 人権尊重・多文化共生
 展開方向
 01
 地域における人権尊重の取組の推進

 主担当局
 総合政策局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	į	目標値	実績値					
	11 保 12	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	有に認められている」と感じている甲氏の割合		68.6	%	82.6	_	_	_	_	68.6	
В	「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合	1	83.6	%	90.0	1	_	_	-	83.6	
С											
D											
Е											

# 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】

(目的)必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。

(成果)①地区消防団が発起人となり、地区自主防災会、小学校PTA、地域学校協働本部、見守りネット、尼崎市社会福祉協議会(市社協)及び市が連携して地域合同の防災訓練を実施した。消防団員にベトナム人女性がいたことから、チラシをベトナム語に翻訳、ネット配信も行った結果、2名のベトナム人の参加があった。また、市社協のつながりにより、視覚障害者の参加や、小学校にチラシを配布したことで親子の参加も多くみられた。(園田)(目標指標A)

②生涯学習プラザで実施していた地域住民の交流や情報交換を行う場について、地域住民の「ここに行ってみたい」という声をもとに、尼崎朝鮮人学校で開催したところ、当該学校の歴史や現在置かれている状況等について学び、その出会いをきっかけに、オモニの会と交流することで保護者の思いを知ることができた。(大庄)(目標指標A)

③地域振興センターが、障害のある子の母親が子育ての不安や悩みを気軽に話し合える場が欲しいという声を受け、地域でつどいの場をスタートさせた。地域担当職員が専門家としてコミュニティソーシャルワーカーの参画を依頼したことで、悩みを共に考えサポートする場にすることができ当事者と関係者を広くつなげることができた。(小田)(目標指標A)

④多胎児がいる家庭が暮らしやすいまちをめざし活動するNPOの発意を受け、地域の双子育児経験者の協力を得て、多胎児がいる家庭の交流会を実施した。こうした取組を通じ、多胎児の家族が直面する困難や悩みについて当事者同士の共有だけでなく、職員も学ぶことができ、気づきにくいマイノリティに目を向ける大切さへの気づきとなった。(武庫)(目標指標A)

(課題)①〜④「多様な人(性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が知り合える場をつくる」、「マイハリティ同士が悩みや思いを共有できる」、 「市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げる」といった視点を意識した取組を全市へ広げていく必要がある。

# 【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】

(目的)生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。

(**成果**)⑤人権についての基本理念を示す「人権文化いきづくまちづくり条例」に基づき、「人権文化いきづくまちづくり計画」を策定した。

⑥人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題ではなく、自分ごととして捉えられるよう、マジョリティ特権(ある社会集団に属していることで労なくして得られる優位性)をテーマに、オンラインと会場の同時開催で市民向け講座として実施した。若い層や聴覚障害者など、幅広い層に参加してもらうことができ、マジョリティ特権という新たな視点に気づくことができたとの声が寄せられた。(目標指標A・B)

⑦人権啓発事業の参加率を上げるため、施設利用者や登録グループの代表等との意見交換を行い、知名度の高い講師を招いて多文化共生について学びたい旨の意見を受けて講演会をオンラインや複数会場で実施したところ、多くの参加があり、身近な人権問題への気づきがあったという声や、他の人権講座にも参加したいという声があり、地域住民の学ぶ意欲喚起につながった。(目標指標A·B)

⑧地域の小学校(聴覚障害児学級)やろうあ協会と協力し、夏休みに子ども向け手話教室を実施したり、地域の高校が多様な人権テーマで公開事業を開催するにあたり、地域振興センターが地域住民への情報提供、授業への参加、また授業の振り返りの会で地域住民がコーヒーを振る舞うといった話しやすい雰囲気づくりを支援したりして、地域とともに学ぶ機運を高めた。(目標指標A・B)

⑨PTA等、市民グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習においては、学習回数や実施方法を昨年度に引き続き緩和し、昨年度と同数の38グループが活動を継続することができた。また、グループのリーダー向け研修も一般参加ができるよう公開講座とするほか、夏休みに親子を対象とする手話体験講座と聴覚障害をテーマとした映画観賞会を実施する等、学習の機会の提供に努めた。

⑩「人権文化いきづくまちづくり計画」をイラストを用いてわかりやすくまとめた「じんけんまなぶ本」を作成した。市民向けの人権啓発講座で活用するなど広く周知するとともに、人権教育等に活用してもらえるよう全教職員や事業者にも配付した。(目標指標A・B)

⑪学校園を中心に広く市民に配布する啓発リーフレットは子どもと保護者が一緒に学ぶことを意識して作成し、令和3年度は聴覚障害をテーマに聴覚障害者とのより良いコミュニケーションの取り方について学識経験者と聴覚障害者から助言を得て作成するとともに障害を個人の問題ではなく社会の問題と考える社会モデルについて周知を図った。(目標指標A・B)

②人権意識の高揚を図り、人権・同和教育の正しい理解を広めることを目的に教育委員会と連携して、活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会においては、コロナ禍でも可能な活動として「人権マンガ」を公募し、作品展や同会の広報誌等への掲載を行ない、制作や鑑賞を通した学習と気づきにつなげた。(目標指標A・B)

③(公社)尼崎人権啓発協会(協会)が実施する啓発事業について、委託と補助が混在していたことから、市と協会の役割及び実施主体について整理し、委託事業を補助事業へ転換するとともに、市と協会との協働事業として位置づけることとした。(目標指標B)

(課題)⑤人権施策を適切に推進するためには各人権問題についてその実態を把握する必要があるが、同和問題に関する調査が長らく未実施であり、実施に向けた検討を進める必要がある。

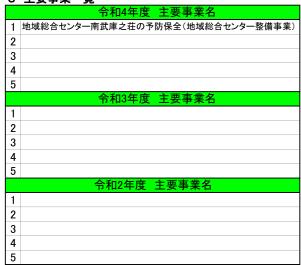
⑥~⑫多様化する人権問題に対応するため、「新しい視点や気づきを得る」、「地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する」、「地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む」といった視点を意識した講座・啓発等を企画していく必要がある。

⑨人権教育小集団学習は、各学校園のPTAで結成されているグループが多いことから、最近のPTA活動のスリム化によりグループ数が減少しており、その対応を検討していく必要がある。また、人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、市民で人権教育に熱意のある「人権啓発推進リーダー」が助言者として参画しているが、同リーダーについては担い手育成の必要がある。

③市と協会がパートナーシップを発揮し、効果的かつ効率的な事業展開を図る必要がある。

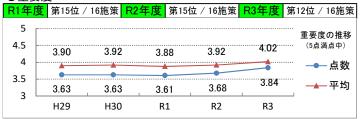
施策名:人権尊重・多文化共生 施策番号: 02 - 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

# ●重要度



# ●満足度



#### 令和4年度の取組

# 【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】

①~④取組の中に多様な人が知り合える視点が含まれているか、マイノリティを意 識しながら、庁内各課、地域住民、団体が共に場づくりに関われるよう地域における 顔見知りのネットワークを広げていく。

# 【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】

⑤人権文化いきづくまちづくり推進会議(庁内会議体)において、「人権文化いきづく まちづくり計画」の推進に向けた点検を行い、今後の取組に活かせるよう好事例や 手法について庁内で共有していく。

⑤人権に関する市民意識調査とあわせて、国勢調査データを活用した旧同和地区 等に関する分析調査の準備を実施する。

⑥~②多様化する人権課題に対応するため、市民の気づきや学びにつながる講 座、啓発等を実施していくとともに、ニーズを捉えた講座・啓発等の企画や資料作 成、講師等の開拓等を行う。また、庁内外問わず、多様な団体との連携を活かした 講座・啓発等を実施していく。

⑨人権教育小集団学習会が継続されるよう参加者の負担軽減を図るとともに、 PTAが実施している人権委員の活動等、類似する学習会との融合について検討す る。また、学習会の中から推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。 ⑫尼崎市人権・同和教育研究協議会と協力しながら、人権課題を「誰かのこと」で はないということを親しみやすい形で啓発していく。

③委託から補助に転換した事業については、令和4年度に協働契約を締結すること で協働事業として位置付け、事業の実施状況について互いに確認し、効果的な事 業展開を行っていく。

# 6 評価結果

・人権施策の推進にあたっては、「多様な人 (性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など)が 知り合える場をつくる」「新しい視点や気づきを 得る」などの「人権文化いきづくまちづくり計 画」における進捗評価の視点を強く意識した 振り返りを行い、そこで得た気づきや学びを通 して、今後の取組の改善につなげていく。

・人権教育小集団学習事業については、生 涯学習プラザで人権問題の学習を行う市民 グループにも制度を周知するなど、地域振興 センターとも連携し、たくさんの人が地域で人 権について学び続けられるよう取り組む。

# 王要事業の提案につなかる項目 【地域で人権を学び続けることができるよう、人権学習・啓発の推進】

⑤人権に関する市民意識調査とあわせて、国勢調査データを活用した旧同和地区 等に関する分析調査の実施について検討する。

# 1 基本情報

 施策名
 02
 人権尊重・多文化共生
 展開方向
 02
 人権に関する相談体制と支援の充実

 主担当局
 総合政策局

#### 2 目標指標

	指標名 5		基準値	į	目標値	実績値					
	11 保 1	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「男は仕事、女は家事・育児」という考 えに不同意の市民の割合	1	73.9	%	80.0	69.4	72.8	70.8	77.2	73.9	
В	「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じると回答した市民の割合	1	32.6	%	16.0	-	_	_	-	32.6	
С	「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合	1	81.2	%	90.0	74.2	80.1	81.1	80.6	81.2	
D											
E											

#### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】

(目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。

(成果)①性的マイノリティ当事者とその関係者向けの「LGBT電話相談」を実施し(第4火曜、20件)、自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティや利用しやすい店舗の情報について助言や情報提供を行った。(目標指標A・B)

②性的マイノリティとその理解者(理解しようとする人)が集う居場所を当事者団体と共催(月1回、延べ183人)し、当事者が悩みや経験を話すだけでなく、当事者以外の参加者も性のあり方について感じていることを話すことができ、理解と交流が深まった。(目標指標A・B・C)

③パートナーシップ宣誓制度に関する阪神間の協定により宣誓者の転出時の手続きを簡略化し(1件)、共通啓発ロゴを作成した。性の多様性 啓発用のサポートブックを作成し、経営者協会、県宅建協会、全市立小・中・高校等に広く周知した。(目標指標A・B・C)

④「令和元年SOGIハラスメント事案」(市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、同年度末に当該職員が退職した事案)について、本事案の問題点や課題を整理し、今後の取組に活かすための検証を行った。(目標指標A·B·C)

⑤配偶者暴力相談支援センターでDV相談(460件)を実施し、DVと児童虐待など複雑な課題やそれらが複合的に絡む問題を抱えた相談への対応を行った。また、第4次男女共同参画計画の副題を「性の多様性を前提としジェンダー平等な社会をめざそう」とし、ジェンダー平等に関する日常の1コマをイラストで表現するなど、市民にとって分かりやすい内容で策定することができた。(目標指標A・B・C)

⑥女性・勤労婦人センター(トレピエ)では、ZOOMの使い方等コロナ禍でのニーズに合わせた講座を実施した。また、令和2年度の監査指摘を受け、就労講座やカフェスペースの有効活用など、運営委員会の意見も聴きながら見直しを行った。(目標指標A・B)

(課題)③④ALLY(問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。 ④検証を踏まえ、人権行政を推進する職員の人権を守るとともに、職員が性の多様性等人権に関する感度を上げていく必要がある。 ⑤複雑多岐化するDV被害者支援を適切に行っていく必要がある。

⑥特にシングルマザー等困難な状況にある女性への支援が必要である。

# 【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

(**目的)**互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。 (成果)⑦令和3年5月に外国人総合相談窓口を開設し、教育や子育て、生活、コロナ、在留資格等、全庁的に連携し、横断的な支援を行った(464件、延べ550件)。相談内容は、言語の壁による行政窓口の手続きに関するものが多く、特にベトナム語、中国語、英語の通訳支援のニーズが高いことが見えてきた。(目標指標C)

⑧市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において、外国籍児童・生徒の需要が高まっていることから、子ども向け日本語ボランティアの養成講座(4回の連続講座)を実施した。

③ロシアによるウクライナ侵攻に対し、尼崎市長と尼崎市議会議長の連名で抗議文を提出したほか、日本赤十字社「ウクライナ人道危機救援金」に3,000千円を寄付した。また、ロシア人を含むヘイトスピーチ防止のため、キューズモールにて法務省作成啓発動画を放映した。

(課題)⑦ニーズの高い本庁外の行政窓口における通訳支援とともに、ベトナム籍住民の増加を受け、行政文書の多言語化など言語の壁の解消に向けて取り組む必要がある。また、外国人総合相談窓口を利用していない外国籍住民のニーズを把握する必要がある。 ⑨ウクライナ情勢を受け、避難民等受入れを想定した支援策を検討する必要がある。

【その他様々な人権問題への取組】(下記は令和3年度の主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は 【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。) (目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。

(成果) ⑩子どもたちにとって安全・安心な学校園づくりに向けて、いじめや不登校、虐待等、子どもをめぐる人権問題について、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接相談、出張相談、匿名報告アプリを活用した相談などの支援活動を行った(4,274件)。 ⑪すべての子どもが健やかに育つ環境づくりの一つとして、子どもの権利擁護を目的に令和3年7月から子どものための権利擁護委員会で相談を受け付け、子どもの意思や意見が尊重される最善の解決策を一緒に考えた他、子ども自身が意見表明できる機会を提供した。

⑫コロナ禍における情報支援の取組として、遠隔手話サービスの運用を開始するとともに、本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字ブリンターを活用し、コロナワクチン接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書で発送した。

③尼崎市が主体となり、阪神7市1町が連携して「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」共同メッセージを発信し、同メッセージのポスターを作成して公共施設や市内の主要駅に掲示した。

⑭プライバシーや住環境に特定の配慮が必要である人の受入を想定した避難所開設・運営訓練を企画したほか、防災総合訓練では多言語での避難誘導訓練を取り入れた。また、備蓄品を、栄養バランスに優れ高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品や、アレルギー対応の食料品に見直し・更新したほか、着替えや授乳で活用できる屋根付きの個室テントを導入した。(目標指標C)

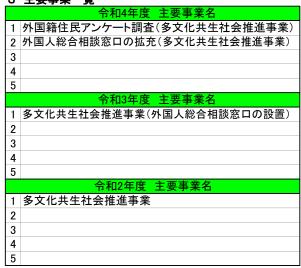
(課題)⑩~⑭各相談窓口において人権問題に関する実態把握に努め、適切な対応や環境整備につなげていく必要がある。

③□□ナ禍における不当な取扱いや偏見への対応が必要である。

④引き続き緊急時の備えや、合理的配慮の取組を推進していく必要がある。

施策名:人権尊重・多文化共生 施策番号: 02 - 02

# 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



# 令和4年度の取組

# 【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への 取組】

③④阪神7市1町「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」に基づき作 成した共通啓発ロゴを活用し、ALLY育成に向けた取組を実施する。

④職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口の設置や当該事案を教材 とした職員研修の実施等に取り組む。

⑤配偶者暴力相談支援センターを軸としたより効果的な被害者支援を目指し「第3 次DV対策基本計画」を策定する。

⑥トレピエにおいて、旧カフェスペースを活用して就職活動に使えるスーツ等を提供 する事業や就労支援セミナーを実施し、シングルマザー等困難な状況にある女性 への支援を行う。

# 【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

⑦相談員を週5日勤務とし、本庁外への同行支援を行うなど窓口の体制強化を図 る。また、外国籍住民向けのアンケート調査を実施し、国籍や在住期間などの実状 も意識しながら、実態とニーズの把握を行う。

⑦ニーズの高いベトナム語に対応するため、家庭ごみべんりちょうのベトナム語版を 追加する。庁内案内板の更新の際にはニーズに沿った言語表示を行う。(令和4年 度は日本語、英語、ベトナム語の表示)

⑧引き続き、日本人向け「やさしい日本語講座」を実施するとともに、地域の日本語

教室や国際交流協会と連携し、子ども向け日本語学習の支援を進める。 ⑨ウクライナ避難民等の支援については、兵庫県や民間支援団体とも連携しながら 情報収集を行うとともに、可能な支援策について検討を行う。

# 【その他様々な人権問題への取組】

⑩~⑭相談窓口の性質(対象)に合わせ、多様な情報発信(SNSの活用等)や市 政出前講座を活用するなど、支援内容の周知及び啓発に努める。

12身体障害者福祉会館の移転にあわせて、情報支援に係る各種機器を設置する ことで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を 図っていく

③マスク着用やワクチン接種等にまつわる差別・誹謗中傷への啓発を行うとともに、 弁護士等による専門相談窓口(県等が設置)の周知を図る。

(4)人権尊重・多文化共生や要配慮者の視点を意識した防災訓練等を企画実施す るとともに、備蓄計画に沿って着実な備蓄品目の更新に取り組む。

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ⑦アンケート調査結果を踏まえて、「尼崎市国際化基本方針」の改訂を視野に入 れ、庁内外問わずより詳細な実態把握を検討する。

# 6 評価結果

・外国人総合相談窓口では、全庁横断的な 支援を行う中で、行政手続きに関する言語の 壁など課題の実態が見えてきた。これを受け て、令和4年度からは、多言語相談員を常駐 化し相談窓口の機能向上を図るなど、さらな る支援に取り組んだ。

・人権に関する相談から見えてきた実態につ いては、引き続き、人権文化いきづくまちづくり 推進会議で全庁共有するとともに、関係部局 が連携して必要な支援策の検討を行い、人 権施策の総合的かつ効果的な推准を図る。

#### 1 基本情報

 施策名
 02
 人権尊重・多文化共生
 展開方向
 03
 学校園などにおける人権教育の推進

 主担当局
 教育委員会

#### 2 目標指標

	指標名 云		基準値	Ī	目標値	実績値					
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	答えた児童生徒の割合	ı	67.3	%	84.0	_	55.1	57.5	65.9	67.3	
В	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	1	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 95.9	小 93.4 中 91.7	小 95.2 中 94.2	小 95.9 中 93.9	_	小 95.9 中 95.7	
С											
D											
Е											

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】

(目的)人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を推進することにより、児童生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を育む。

(成果)①自らの人権を守り、他者の人権を守る意識等を学び、異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるため、各教科や道徳、総合的な学習の時間等を中心に、副読本を活用した学習や、自国と共にさまざまな国の文化や言語、衣食住等について理解を深める学習等を実施した。中学校では、中国からの転入生に対し、日本語の習得や日本での生活に慣れるため、クラスメイトがよく使うフレーズをノートにまとめたり、教室にある物の名前を日本語で書いた付箋を貼り付けたりして、クラスの雰囲気を醸成した取組もあった。(目標指標A)②日本語指導が必要な児童生徒については、来日後1年間は県の子ども多文化共生サポーターを、その後は市から多文化共生支援員を派遣し、日本での生活適応や学習支援等を行っており、学校生活での不安を取り除き心の安定を図る支援ができた。(目標指標A)③男女分け隔てなく接する態度や第二次性徴、男女参画社会等について、児童生徒の発達段階に応じ、社会科や家庭科、保健体育科、道

②男女分け隔てなく接する態度や第二次性徴、男女参画社会等について、児童生徒の発達段階に応じ、社会科や家庭科、保健体育科、道徳の教材等を通じて学習に取り組むとともに、「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティー」といった「性」に関するテーマについては、外部講師を招いた講演会を実施することによって生命の大切さや他者を尊重することの大切さについて学ぶことができた。受講した生徒からは、「自分たちが生まれてくる確率と、全く同じ人はいないということを知り、自分や他の人を大切にしようと思った。」「自分の勝手な気持ちで好きな人に無理やり性を求めるのはいけない」「デートDVに遭った時の対処方法が分かった。」「思いがけず妊娠して中絶する人の数が自殺や交通事故死の数より多いことに驚いた。」「話を聞いて、家族や友だちでお互いを尊重し合える関係でいたい。」等の感想がみられ、自分や周囲の存在がかけがえのないものであることを再認識する機会となった。(目標指標A)

④児童・生徒の保護者、子どもに関わる関係機関等を対象に子どもたちを性被害から守るための知識等を啓発するため、性に関する教育の基本的な指針である「(仮称)尼崎市セクシャリティ教育ガイドライン」を策定するため、ワーキングチームを設置した。

⑤いじめの認知件数は、定期的ないじめのアンケートの実施など各学校のきめ細やかな取組のため、認知件数は増加した。いじめに関して、SNSやインターネットを介してのトラブルが多く、課題となっていることから、通信事業者の職員や大学教員、警察官等を招き、スマートフォン等を持ち始める小学校中学年から所持率の高い中学生を重点的に、SNSやインターネットの適切な使用するモラルについて学習する機会を設け、コミュニケーションツールとしてのSNSの正しい使い方やトラブルの原因、犯罪に巻き込まれない活用方法などについて学んだ。(目標指標A・B)⑥令和3年度から開催した、スマホサミット(小中高5校参加)を通じて、年齢に応じた様々な課題があることを理解することができた。その後、参加校は、生徒会や児童会を中心にスマホサミットで学んだことを新聞等にまとめ各校で報告した。児童生徒の課題意識から、スマホ3か条などを主体的なルール作りに発展し、「会話の最後にはグッドスタンプ」や「相手の気持ちを考えて発信しよう」「自分で決めた時間を守ろう」など校内に広め、他者を思いやる気持ちにもつなげることができた。(目標指標A・B)

⑦各学校の校則の見直しについて中学校では、毎月開催される生徒指導研究協議会において、各校の現状や見直し状況について情報交換を行い、共有した。取組を進めている学校では、生徒会など生徒の意見を受け止める機会を設けて、靴や靴下の色、髪型、女子のスラックスの選択等、校則の見直しに反映させている事例も多くあった。自分たちが主体的にかかわり、自分の意見が反映されたことで責任感をもつとともに自己肯定感の醸成にもつながった。(目標指標A)

(課題)②今後も来日する児童生徒が増加することも考えられることから、より一層の支援が必要であり体制の充実が課題であり、学校の受け入れ体制を整えることとともに関係機関や地域との連携が必要である。

④情報化社会の進展により、様々な情報の入手が容易になる等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちが情報を正しく 選択して適切に行動できるよう保護者や関係機関等にも啓発する必要がある。

⑤⑥情報モラルの向上については、毎年継続して研修等を行っていく必要がある。また、スマートフォン等の利用についてのルールづくりについては、保護者や地域も巻き込んで、学校と家庭が一緒になって考えていく必要がある。

⑦校則の策定に当たっては、児童生徒が校則の見直し過程に参加し、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒が自分の力を発揮し自主性を伸ばすものとなるよう配慮しながら、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につなげていく取組を進める必要がある。

施策名:人権尊重·多文化共生施策番号: 02 - 03

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

### ●重要度



# ●満足度



#### 令和4年度の取組

# 【子どもの自己肯定感と他者尊重の気持ちの醸成】

①~⑦教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組み、学校園ごとに課題意識を持って、多様な人権問題を啓発・推進していくよう働きかける。また、生徒指導提要の改訂を踏まえ、児童の権利に関する条約の教職員・児童生徒・保護者等への周知を図る。

①②多文化共生教育については引き続き、異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるための学習に取り組むとともに、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の迅速化と充実を図る。

③男女共生、性教育については引き続き、児童生徒の発達段階に応じた学習に取り組む。特に中学校において、「予期せぬ妊娠」・「デートDV」・「性的マイノリティー」の3テーマを在籍3年間で学習することを通して、自分らしく生きることについて肯定的に捉えるとともに、他者を尊重する態度を育む。

④「(仮称)尼崎市セクシャリティ教育ガイドライン」の策定を目指す。

⑤⑥学校と家庭が連携してルール作りに取り組んでいく必要があることから、各校で実施する情報モラル向上に向けた学習の機会に保護者にも参加を促す。また、スマホサミットに保護者の代表にも参加してもらい、大人の意見も聞きながら誰も傷つけない安心安全なインターネット社会の実現に向けた取組をさらに進める。

⑦各学校が児童生徒や地域の実情に合わせて見直しを絶えず進めていく。児童生徒が見直し過程に参加した好事例を市内全体に広めていきながら、具体的な校則の見直し過程への参加方法やプロセスの共有を行っていく。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた 児童生徒の割合は年々増加しているものの、 人権教育の推進にあたっては、人権を「思い やり・やさしさ」という心情主義的な価値観のレ ベルではなく、人間らしく生きるための大切な 条件として「どんな権利を持っているか」という 自らの人権について学ぶ(教える)視点や、他 者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点 を意識する必要がある。

・児童生徒がこうした学びや気持ちを得ているかを確認するためアンケート調査等を実施し、 人権教育の取組を検証していく。また、検証 結果については、(仮称)尼崎市セクシャリ ティ教育ガイドラインの策定などにも生かしていく。

# 主要事業の提案につながる項目

# 1 基本情報

 施策名
 02
 人権尊重・多文化共生
 展開方向
 04
 市職員・教職員などへの人権教育の推進

 主担当局
 総務局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	Ī	目標値	実績値					
	14 保石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができた」と回答した市職員の割合	1	_	%	100	_	_	_	_	_	
В	「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	1	_	%	100	-	_	_	-	_	
С	「研修で学んだことを今後の教育実践で試して みようと思う」と回答した教職員の割合	1	93.0	%	100	69.3	60.6	79.7	99.0	93.0	
D											
E											

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【市職員への人権研修】

(目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。

(成果)①全所属長を対象に、「人権とは何か」といった基本的な内容や「マジョリティ特権(その集団にいることで、苦労せずに得ることができる優位性)」といった考え方に関する人権研修を実施するとともに、各職場において伝達研修を行い、知識の共有や意見交換をする中で職員の意識醸成を図った。

②係長級以上の職員を対象に、「ハンセン病〜公務員としての課題と責務〜」をテーマの人権問題研修を実施し、ハンセン病及びハンセン病に係る政策等を正しく理解するとともに、公務員が法に基づき行った施策等が結果として人権を侵害していた歴史を振り返り、改めて公務員としての人権意識を見直すきっかけとした。

③新規採用職員を対象に、世界人権宣言や尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例の考え方等の基本的な内容に加え、地域総合センターと連携して、フィールドワークを取り入れた研修を行い、人権を考える動機付けを行った。

④インターネットモニタリングを活用した人権研修では新規採用職員に加え、新たに課長補佐・係長級職員にも対象を拡大し、幅広い職層への 意識醸成を図った。

⑤「職場お悩み相談」の庁内周知を図り、気軽に相談できる体制を整えたことで相談件数が増加し、職場環境に関する現場の実情把握がより 図られた。

⑥オンライン形式で実施した人権研修について、後日、動画配信を行うことで学びの共有を行った。(目標指標A·B)

(課題)①「マジョリティ特権」という視点を知り、自らの「特権」に気づくことが重要である。

⑤職員自身の人権を守る意識の醸成という視点から、「職場お悩み相談」等で把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を解決するため、風通しのよい職場づくりに向けた取組が必要である。

①~⑥職員は人権を実現する責務を負うことを自覚するという視点のもと、すべての職員に市民の人権を実現するという姿勢が十分浸透できていない状況である。

①~⑥人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題として捉えるのではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ(教える)視点を意識する必要がある。

①~⑥人権に関する知識不足により相手を傷付けてしまい、信頼関係を損なうといった事案が起こっており、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員として、さまざまな人権問題の知識を備える必要があり、学びやすい環境づくりという視点も重要である。

①~⑥相手も自分も尊重したコミュニケーションスキルを身に付ける必要がある。

# 【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】

(目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるように育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめ・体罰のない教育環境づくりに取り組む。

(成果)⑦いじめ防止につなげていくための研修として、生徒指導担当の教員を対象に「児童生徒と教師のこころを守るために〜SOSの受け止め方〜」や、「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等を実施し、いじめに関する感度の向上を図った。(目標指標C)

⑧体罰防止研修として、管理職、教職員、部活動指導教員を対象に各2回、合計6回の研修を実施した。各対象の研修において、「体罰等防止ガイドライン」を周知するとともに、管理職を対象とした研修では、前期に「体罰防止チェックシート」を各学校へ配付、後期には各校の取組の情報交換を行い、教職員、部活動指導教員を対象とした研修では、本市の子どもの人権アンケートを踏まえた事例を活用した。

⑨「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全ての小・中学校、 高等学校及び特別支援学校において、人権に関する校内研修を実施した。

⑩尼崎市人権・同和教育研究協議会に設置されている専門部の活動において、教員が4専門部(就学前(保育所・幼稚園)・小学校・中学校・高等学校)に各々所属し、各学校園で実施する人権教育について情報共有を行うとともに輪番制により、同協議会の実践研究大会で事例発表を行っている。また、各専門部における部会や報告書の作成等を通して、各教員自身が所属する学校園の人権教育の目標や成果、課題について理解を深めるとともに、他校園の取組について情報を共有した。

(課題)⑦教員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。

⑧「体罰防止等ガイドライン」の周知が、引き続き必要である。また、令和3年度は具体的な事例を盛り込んだが、実践に生かせるようにより具体例を増やす必要がある。

⑨いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題や多様化する問題に応じて、時宜にかなった研修を企画・立案する必要がある。

⑩コロナ禍の中、参集型の尼崎市人権・同和教育研究協議会実践研究大会の実施が難しくなっているが、事例発表等による情報共有は、教員同士が比較的身近な事例を通して人権教育に関する知識を深めることにつながるため、学びやすい環境づくりという視点も踏まえた上で、継続して実施していく必要がある。

⑦~⑩子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるという視点から、各種取組を推進していく必要がある。

施策名:人権尊重・多文化共生 施策番号: 02 - 04

# 3 主亜重業一階

<u> </u>	主安争未 <sup>一</sup> 見
	令和4年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

# 【市職員への人権研修】

①~④新規採用職員や新任役職者研修などの階層別研修において、引き続き、 基本的な人権理念を学ぶとともに、マイクロアグレッション(無意識の偏見や差別によって、悪意なく誰かを傷つけること)やマジョリティ特権などの考え方について理解 を深める。

①~④アサーティブ(自分の主張を一方的に述べるのではなく、相手を尊重しなが ら適切な方法で自己表現すること)コミュニケーションを身につけるための研修等を 企画・実施する。

①~④人権問題解決のために主体的に考える職員を育成するため、「ひょうご人 権総合講座」に職員を派遣する。

①~⑤多様化する人権問題のうち、性の多様性への理解促進に重点を置いた研 修を実施し、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決 にむけて共に歩む人を示すALLY(アライ)を職員の中に増やすとともに、SOGI(性的 指向、性自認)に関する相談窓口を設置するなど、誰もが働きやすい環境づくりを 進める。

⑥誰もがいつでも人権について学ぶことができるよう、様々な人権研修の動画を アーカイブ化し、共有していく。

# 【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】

支援)の方法を学ぶ研修を新たに追加する。また、教職員を対象とした研修では、 全校園種において教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発 見、対応等に向けた体制の強化につなげていけるよう、より効果的な研修を実施す る。さらに、高等学校教職員へのいじめに関する研修の強化を図る。

⑧「体罰等防止ガイドライン」に沿った上で、具体的事例を盛り込んだ研修を実施す る。また、令和2年度から開始した特別研修の締め括りの年度であり、学んだことが 実践に生かせるような研修とする。

⑨引き続き、子どもの人権にかかる多様な課題に対応した研修を通して、教職員の 人権意識の高揚を図る。

⑩尼崎市人権・同和教育研究協議会実践研究大会については、紙面発表等によ り事例発表を継続するほか、コロナ禍の状況によってはオンラインの活用についても 検討する。

場を確保する必要がある。

6 評価結果

# ・教職員の指導力向上に向けては、人間らし く生きるための大切な条件として「どんな権利 を持っているか」という自らの人権について学 ぶ(教える)視点や、他者の権利を尊重する 気持ちを醸成する視点を、再認識する学びの

·市職員·教職員の資質向上に向けては、現 在行われている研修や授業内容の振り返りを 行い、そこで得た気づきや把握した実態を基 二、人権への感度や指導力を更に高める取 組へとつなげていく。加えて、SOGIに関する相 談窓口の設置や、研修などの取組により、多 様な性自認・性的指向への理解や、誰もが 働きやすい環境づくりを促進していく。

# 主要事業の提案につながる項目

# 1 基本情報

 施策名
 03
 学校教育
 展開方向
 01
 確かな学力の保証と健やかな体づくり

 主担当局
 教育委員会

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値						
	14 保石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	1	小 (国)△2(算)0 中 (国)△4(数)△2	ポイント	全国平均以上	_	_	小 (国)△4(算)△2 中 (国)△3(数)△2	_	小 (国)△2(算)0 中 (国)△4(数)△2		
В	あまっ子ステップ・アップ調査における D層の児童生徒の割合	Ţ	小 25.6 中 26.2	%	24.0	_	小 31.6 中 25.3	小 28.4 中 27.9	小 27.6 中 26.7	小 25.6 中 26.2		
С	授業の内容はよくわかると答えた児童 生徒の割合		小 (国)79.6(算)83.6 中 (国)71.8(数)70.5		小 85.0 中 75.0			小 (国)78.1(算)78.5 中 (国)75.7(数)65.6	_	小 (国)79.6(算)83.6 中 (国)71.8(数)70.5		
D	「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合	1	小 46.1 中 36.4	%	全国平均以上 小 52.4 中 43.8	小 32.5 中 22.9	小 39.8 中 27.6	小 41.5 中 28.2	_	小 46.1 中 36.4		
E	小・中学生が受ける新体力テストにお ける平均得点	1	小 51.2 中 40.2	ポイント	県平均以上 小 52.3 中 43.1	小 50.0 中 41.0	小 50.0 中 41.0	小 51.5 中 40.2	_	小 51.2 中 40.2		

※指標Bは、全国の総合学力調査の総受験者数を、上位から順に25%ごとにA~D層の4つに分け、その中のD層に属する本市の児童生徒の割合

# 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【確かな学力の保証と他者や地域とのつながり】

(目的)学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場のICT環境整備等を通じて、子どもたちが変化に柔軟に対応し、これからの社会を生き抜くことができる力を育成する。

(成果)①小学校においては、放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個に応じた支援をする人材の配置や、学習支援ドリルの導入等、つまずきに対して早期に対応できる機会を提供することにより、基礎学力の向上を図った。「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果において、同一母集団における学力層別人数割合については、小学校の2~6年生で前年度よりD層の割合が減少した。(目標指標A・B・C)

②中学校においては、令和2年度末に策定した「授業デザイン3つの視点」(中学校版学力向上の手引き)が、各学校の授業場面で活用されるよう、教育委員会事務局の指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組んだ。

③全校種への外国人外国語指導助手(ALT)や小学校への外国語活動指導補助員(JTE)の派遣・配置を行うとともに、中学2年生を対象としたコミュニケーション調査や教員向けの実践的研修に取り組んだことにより、あまっ子ステップ・アップ調査結果において「英語の授業が楽しい」と答えた小・中学生の割合が75%、文部科学省調査の「生徒の英語を用いた言語活動」の割合は中・高等学校で37.5%と、いずれも前年度より増加した。

④中学生·高校生を対象に英語検定補助事業を実施し、生徒が学校で受験できることや大学受験等を見据えた資格取得に積極的な生徒を 後押しする等、受験への動機づけとなった。

⑤「社会力育成事業」において、生徒会を中心としたいじめ防止の取組やあいさつ励行のポスター作成等に取組み、また「トライやる・ウィーク推進事業」では、多くの学校で事業所での体験は実施できなかったが、職業人の講演や地域清掃などを通して、社会や地域との関わりについて学んだ。(目標指標D)

(課題)①「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果においては、小学1年生のD層が国語・算数ともに27%を超えている。また、小・中学校の全教科のD層の割合は、平均して25.9%であり、前年度より1.2pt減少しているものの、引き続きD層の割合の減少に向けた取組が必要である。今後も、個人票及び調査結果に基づいた復習プリントを児童生徒や保護者へ年度内にフィードバックすること等、個に応じた指導の一層の充実を図っていく必要がある。

②令和3年度から学習支援ドリル(ICT教材)も活用した授業改善に取り組んでいるものの、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果では、中学校国語の平均正答率において全国平均値から△4ptの差が見られた。

③ALT派遣により英語に対する興味関心が高まった反面、特に中学校・高等学校において「話すこと」の根幹である言語活動の時間の割合が伸び悩んでいる。

⑤新型コロナウイルスの影響により、実体験を伴う活動の縮小や生徒会執行部合同研修会が中止となったため、子どもたちが地域等で学習する機会が減少した。

# 【学びと育ち研究所】

(目的)子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるよう、多様な実践、中長期的な政策効果の測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。

(成果)⑥令和3年度は、コロナ禍での一斉休校後の状況を分析し、学力への影響は小さいこと、肥満が増加したこと等の結果を得た。また、新たに研究員を加え、ヤングケアラーに関する研究に着手し、小中学生を対象としたヤングケアラーに関するアンケート調査を令和4年2月から3月にかけて実施したほか、引き続き市が保有するデータの蓄積・分析を進めた。研究所の知見を生かし、小学生の保護者向けに「協調性」や「やり抜く力」等の非認知能力の重要性説明したパンフレットを作成した。

(課題)⑥新型コロナウイルス感染症の影響の分析やヤングケアラー支援のための分析などを行い、その研究結果を情報発信するとともに、子どもを取り巻く環境のどこに課題があり、どう解決に取り組めば効果があるのかを関係部局で共有する必要がある。

# 【健やかな体づくり】

(目的)児童生徒の体力向上を図るとともに学校給食などの活用による食育の推進に取り組む。

(成果)⑦コロナ禍の影響もあり、体力向上に向けた様々な事業が予定通りに実施できないこともあったが、令和2年度と比べ運動指導員の派遣の実施校が増えたことに加え、教科体育充実のための「授業づくりサポート事業」等に取り組んだ(目標指標E)

⑧給食調理業務を委託化している小学校35校のうち、契約期間満了に伴う7校について業者選定を行った。

⑨周辺住民等への対応や関係部局と調整しながら、建設を進めてきた学校給食センターが完成した。また、献立作成、教職員研修会の実施、運営シミュレーションなどの開業準備を行い、令和4年1月から中学校給食を開始した。開始後は、給食の提供に加えて、生徒に配付する献立表に、食育に関する記事を掲載した「食育だより」を発行した。

(**課題**)⑦「あまっ子体力向上プラン」に掲げる様々な取組の実施を目指すが、教科担任制である中学校とそうでない小学校では知識等に差があり、取組にも差異が生じている。

⑨中学校給食に係る調理、配送、維持管理など、要求水準書等で定められた業務内容をモニタリングする体制を構築していく。また、生徒が 食に関する正しい理解と、望ましい食習慣を身につけるよう、食育に取り組む。

施策名: 学校教育 施策番号: 03 - 01

# 3 主要事業一覧

# 令和4年度 主要事業名 1 教員研修の拡充(英語教育推進事業) 2 中学校図書室への学校司書の配置

- 3 理数探求事業の見直し
- 4 外国語活動指導補助員の配置及び英語コミュニケーションカ調査の見直し(英語教育推進事業)
- 5 小学校等学校給食調理業務の見直し

### 令和3年度 主要事業名

- 1 学力定着支援事業(ICT教材の導入)
- 2 未来の学び研究事業(「ICT等を活用した学習モデル」の研究)
- 3 学力定着支援事業(中1夏季勉強会の廃止)
- 4 中学校給食の開始

5

# 令和2年度 主要事業名

- 1 英語教育推進事業
- 2 未来の学び研究事業(「ICT等を活用した学習モデル」の研究事業)
- 3 体力向上事業
- 4 学校給食費徴収管理関係事業(学校給食費の公会計化)
- 5 英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業

#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度







# 令和4年度の取組

#### 【確かな学力の保証と他者や地域とのつながり】

①早期の読みのつまずきに対応するため、一部小学校において個別指導に効果的な多層指導モデルMIMデジタル版のアカウントを配付する。また、「MIM重点実践校」として市内10校に実施校を増やす。

②生徒の読書習慣の育成及び国語力の向上を図るため、全ての中学校に学校司書(1人2校兼務)を配置し、生徒の学習活動を支える仕組みとして学校司書による適切な図書の選択・収集やレファレンス・図書指導等を行う。

③ALT派遣は継続し、ALT派遣とJTE配置が重複している小学3・4年生のJTE配置を廃止する。また、中学校・高等学校のさらなる言語活動の充実に向け、教員研修を拡充し、授業力向上を目指す。

⑤「社会力育成事業」において生徒会執行部合同研修会を実施し、中学生が地域に貢献できることについて考え行動できる機会を持つとともに、「トライやる・ウィーク」においては、できる限り生徒が事業所等地域で体験できるよう、関係機関との連携を進める。

# 【学びと育ち研究所】

⑥子どものための政策立案につながるよう、連携等の取組を進めていく。

# 【健やかな体づくり】

①「体力の低下」と「運動機会の減少」という課題を改善していくため、重点取組として「体育授業の充実」と「運動機会の確保」の2つを挙げ、それぞれを着実に進めていくための事業や研修などに取り組む。

⑧給食調理業務の効率的な運営及び食育の推進を図るため、新たにあまよう特別支援学校の委託化に向けた準備(業者選定等)に取り組む。

⑨引き続き、効率的で安定した事業運営を行うため、事業者(SPC)に対してモニタリングを実施するなど、安全で安心なおいしい給食の提供に取り組む。また、生徒が食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けるよう、引き続き、「食育だより」による情報の発信を行うなど食育を推進する。

# **6 評価結果**

#### 評価と取組方針

・基礎学力の向上については、あまっ子ステップ・アップ調査において全国の総受験者の下位25%(D層)に含まれる児童生徒の割合が減少傾向にあるなど、これまでの様々な取組が学力の底上げにつながっている。

・今後、調査結果を他者との比較だけではなく、自身の伸びやつまずきに着目した活用ができるように、より具体的な取組を検討していく必要がある。

・中学校への司書配置については、中央図書館や小学校とも連携を図っていく。

・社会力育成については、生徒が課題解決等に向けて自主的・実践的に取り組む過程が大切である。今後は、より効果的な実施手法や検証方法について検討を進める。

・子どもたちの尼崎の歴史の学びにあたっては、これまで取り組んできた環境教育の経験を活かしつつ、「地理」や「文化」などとの関係性にも意識して学べるよう取組を進めていく。また、歴史や文化財に触れる学習がより深い学びにつながるよう、社会教育と連携した取組を積極的に実施した上で、成果と課題を検証していく。

# 主要事業の提案につながる項目

# 【健やかな体づくり】

®令和5年度から現行の35校に加え、新たに1校(あまよう特別支援学校)を民間 事業者に委託する。

# 1 基本情報

 施策名
 03
 学校教育
 展開方向
 02
 個に寄り添った教育の推進

 主担当局
 教育委員会

### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
	11 保 12	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	1	75.4	%	87.7	_	_	_	_	75.4	
В	「自分にはよいところがある」と答えた 児童生徒の割合	1	小 74.8 中 77.3	%	全国平均以上 小 76.9 中 76.2	小 72.2 中 64.1	小 83.4 中 77.5	小 79.2 中 72.1	_	小 74.8 中 77.3	
С	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	1	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 95.9	小 93.4 中 91.7	小 95.2 中 94.2	小 95.9 中 93.9	-	小 95.9 中 95.7	
D	不登校児童生徒における教育支援室 等による支援割合	1	21.4	%	26.0	_	_	18.5	20.2	21.4	
Ε											

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【個の尊厳や人権の尊重】

(**目的**)持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であることから、多様性を受容し他人の気持ちが分かる 児童生徒の育成や道徳教育の充実を図る。

(成果)①人権意識や道徳心の向上を図るため、全ての学校で「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」の中から自校の課題を捉えたテーマを選択し、児童生徒及び保護者・地域に向けた講演会を年1回以上実施したほか、授業参観や学校通信を通じて人権教育についての啓発を行った。また、性的マイルティやデートDV等、人権教育を基盤とした性教育の推進にも取り組んだ。(目標指標B)

(課題)①テーマや講師に偏りが見られる学校もあることから、幅広く人権教育の推進を図ることが必要である。

#### 【安全・安心な学校園づくり】

(目的)不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消により、子どもたちにとって安全・安心な学校園づくりに取り組む。

(成果)②小学校では15校、中学校では10校が、校内でスマートフォン(スマホ)についてのルールを作成した。その中では、児童会や生徒会で 主体的に案を作成し、全校生徒が投票して学校としてのルールを定めたという取組例もあった。このように、児童生徒の自己肯定感の醸成につ ながり、自分たちで考え決めたことで責任感を感じることができるプロセスを大切にした。(目標指標A・C)

③教育支援室の「ほっとすてっぷEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてっぷSOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加するとともに、対面では通級しにくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。(目標指標B・D)

④スクールソーシャルワーカー(SSW)の勤務体系を見直した(週5日勤務の設定)ことにより、学校への支援体制を充実することができた。また、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行い、学校やスクールカウンセラー(SC)との連携を強化することができた。

⑤不登校やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用ハンドブックを作成し、ハートフルフレンドへの研修を行うとともに、教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上を図った。

⑥いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、PTA等が集まり、協議会での意見等の活用実績を共有したほか、学校外やSNSに絡むいじめ事案等を通じて子どもへの関わり方を検討し、地域社会全体でいじめ防止等に取組むことを確認した。

(課題)④SSWの人材確保の課題は一定の解消は図られたが、限られた人員のため小・中学校の拠点校巡回型配置の完全実施には至っていない。また、相談内容は多様化かつ医療的な内容が増加傾向にあり、今後は県配置であるSCとの連携を一層強化する必要がある。 ⑥同協議会の委員が子どもに関わる多様な分野から構成されており、いじめの現状を理解できる場となっている一方で、議論が深まりにくい面もあるため、委員が一体的に協議できるテーマの設定や進め方を検討する必要がある。

# 【インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育】

(**目的)**全ての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支え合う共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指す。

(成果)⑦LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図った。また、校園長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を図ることができた。

(課題)⑦子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。

# 【医療的ケア児への支援】

(目的)「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布、施行を踏まえ、尼崎市立学校園に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が健康で安全な学校園生活を送ること及び保護者負担の軽減を図る。

(成果) ⑧尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関職員等の委員から意見 聴取を行い、令和4年3月に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校園長及び特別支援教育コー ディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。

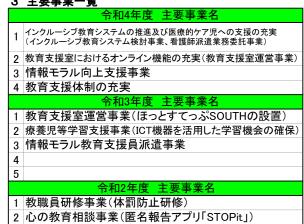
⑨病院と委託契約を結び、看護師を派遣することにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に対して必要な医療的ケアを行うことができ、安全に学校生活を送ることができた。

(課題)®尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個に応じた 医療的ケア児への支援体制を整える必要がある。

⑨あまよう特別支援学校の児童生徒数の増加、障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応し、適切な医療的ケアを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を送るとともに、保護者の通学に係る負担を軽減するためには看護師の継続的な確保、質の向上やスクールバスの更新、介護タクシーの利用等が不可欠である。

施策名: 学校教育 施策番号: 03 - 02

#### 3 主要事業一覧



5 心の教育相談事業(スクールソーシャルワークの拡充)

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度

2.5

H29

H30





# 令和4年度の取組

# 【個の尊厳や人権の尊重】

3 インクルーシブ教育システム検討事業

4 情報モラル教育支援員派遣事業

①「生命を尊重する心」「規範意識」「人権教育の推進」については引き続き学習 、加えて中学校では、授業等において生徒の在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、 「デートDV」、「LGBT」の3つのテーマの全てを必ず学べるようにする。

# 【安全・安心な学校園づくり】

②情報モラルの向上を図るため、小・中学校に加え、高等学校にも事業を拡大し、 支援員による出前授業を実施する。また、スマホサミットを継続的に実施すること で、児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設け、 誰もが安心して活用できる取組を進め、好事例を発信する。

③教育支援室「ほっとすてっぷEAST・WEST」においてもオンライン環境の整備を拡 充することにより、対面では通級しにくい児童生徒への支援を実施する。

④スーパーバイザーを増員することにより教育相談カウンセラーのスキルを高めると ともに、学校へのアウトリーチを積極的に広げ、SSW及び教育相談カウンセラー、SC が情報や課題を積極的に共有し、連携した支援体制を強化する。

⑥子どもを取り巻く多様な環境の変化や実態を踏まえた共通の課題認識をより深め るため、構成委員だけでなく、学識経験者等を交えた意見交換を行い、具体的な 事例検討を通じていじめの防止に向けた各機関等の連携強化を図る。

# 【インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育】

⑦特別支援教育支援員を全ての小・中学校に配置することにより、教育上特別の 支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的 ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校におい て通級による指導が実施できるよう体制の整備に取り組む。さらに、令和5年度から の副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流の 充実を図る。

# 【医療的ケア児への支援】

⑧「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機 関等により基本方針及びガイドラインを踏まえた特別支援教育のあり方(インクルー シブ教育推進部会)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。加 えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児 童生徒に応じた学びの場で適切な教育を受けられるように支援体制を充実させる。 ⑨学校、病院、教育委員会が連携を密にして、三者がそれぞれの役割を果たしつ つ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケア を実施できる体制の整備を目指す。

# 6 評価結果

R1

# 評価と取組方金

R3

R2

·スクールソーシャルワーカーについては、連 携マニュアルの作成や支援シートを活用した 情報共有等により、スクールカウンセラーなど 関係者との連携強化を図ることを含め、支援 体制の更なる充実を進める。

・インクルーシブ教育システムの推進にあたっ ては、多様な保護者等の意見を聴き、現在の 取組の検証をしっかり行った上で、教育支援 体制の充実に向けて検討する必要がある。

# 事業の提案につながる項目

# 【安全・安心な学校園づくり】

④市立高等学校を含めたSSWによる更なる教育相談体制の充実を図る。

# 【インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育】 【医療的ケア児への支援】

⑦⑧⑨学識経験者、医師、校園長等による尼崎市特別支援教育検討会議におけ る検討内容を踏まえて、今後の教育支援体制の充実及び医療的ケア児への支援 体制の確保を図る。

# 1 基本情報

施策名 03 学校教育 展開方向 03 他者とつながる学校園づくり 主担当局 教育委員会

#### 2 目標指標

	指標名	方向	基準値	準値 目標値			実績値			
	1日 1宗 1日		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	学校の教育活動にかかわりを持って  いる市民の割合	1	24.7	%	50.0	25.1	23.6	25.5	20.4	24.7
В	学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、 信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る 学校関係者評価の平均評価値	1	3.2	点	4.0	3.4	3.2	3.2	2.9	3.2
С	市内警察署による青少年の補導件数	ļ	2,025	件	1,600	2,657	1,597	1,769	1,967	2,025
D										
Е										

# 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【就学前教育】

(目的)幼児期に求められる5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に係る教育の充実を図り、後伸びする力や生きる力を育成する。 (成果)①令和3年度に設置した「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」から令和4年2月に報告書が提出され、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割として、(1)「就学前教育の研究実践」、「インクルーシブ教育の推進」、「地域の子育て支援」、「待機児童対策等」の4つの項目におけるセンター機能としての研究・実践やその成果の官民幼保施設への継承、(2)地域や家庭にとって必要な情報の発信、(3)3年保育の実施等の必要性、(4)市立幼稚園の再編(認定こども園化、統廃合)の考え方等について意見が示された。

②幼保小接続カリキュラムの実践モデル校園所(2か所)を設置したところ、モデル校園所の教師間の連携がさらに深まり、入学当初に児童が学校に登校できなかったという事例はなかったなどの成果が見られた。また、教育支援員を全園に1名ずつ配置し保育の質の向上に努めた。さらに、就学前施設から小学校へ幼稚園指導要録等の送付を徹底するよう周知した。

③市立幼稚園において、長期休業日を含めた通年による一時預かりを実施することより、働きながら子育てする家庭等を支援した。

(課題)①同検討会からの報告書も踏まえ、尼崎市が目指す就学前教育のビジョン(就学前教育の研究実践、幼保小の連携推進、インクルーシブ教育の充実など)や市立幼稚園の運営体制(認定こども園化、保育年齢、統廃合など)等の方向性を具体的に示す必要がある。

②幼保小連携の取組事例を共有すること等により、官民幼保施設との横の連携をより一層構築していく必要がある。また、特別な支援が必要な子どもの情報に係る小学校への引継ぎについては、就学前施設全体が同じ基準で取り組む必要がある。

③在園児保護者等を対象に預かり保育に関するアンケート調査を実施し、その調査結果から、通常教育後の預かり保育の延長や通常教育前の朝の預かり保育の実施について、一定のニーズが認められたことからも、事業の拡充に向けた検討が必要である。

# 【地域とつながる市立高校改革の推進】

(目的)地域社会を担う人材創出のため、地域とつながる市立高校改革を推進する。

(成果)④学校や本市の地方教育アドバイザー等から意見を聴取した上で、自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現してい く能力や姿勢を言い表す「Agency」を市立高校3校統一のミッションに位置付けたスクールミッションを策定した。

⑤尼崎高校においては体育科専門科目を改編し、スポーツを科学的視点で学ぶため、様々な機器等を導入し、連携協定を締結している大阪体育大学の特別講座やトレーニング方法等の興味・関心に応じた題材での課題解決型学習を実施するとともに、小・中学生に水泳や体操を指導する等の地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。尼崎双星高校においては各専門教室に高性能PC等を設置した他、商業学科では商工会議所を介して地域企業と連携した実践的な課題解決型学習を実施する等の地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。琴ノ浦高校においては自立支援・進路実現に向けて基礎学力に不安のある生徒への補習やジョブサポートティーチャーを活かした企業訪問等による求人開拓等に取り組み、通級指導の実施やカウンセラーの派遣など特別な支援を要する生徒や保護者へのサポートを充実させた。

(課題)④スクールミッションを教職員に浸透させ、その趣旨を踏まえた教育活動等を推進し、中学生等に広く周知する必要がある。 ⑤尼崎高校においては導入した機器の活用について校内研修を行い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実現しなかったトップアスリートを招いた講演会や大阪体育大学への視察等を実施し、体育科専門科目改編を更に展開するとともに、「市尼フェスタ」等の地域に開かれた学校づくりについては、より生徒の主体性を発揮できるような取組にする必要がある。尼崎双星高校においては専門学科に設置した高性能PC等を活用した授業展開を研究するとともに、普通科においても地域と連携した取組を検討する必要がある。琴ノ浦高校においては生徒への自立支援・進路実現のみならず、地域に開かれた学校づくりの取組をより一層進め、特色や魅力を発信していく必要がある。

# 【地域とともにある学校づくり】

(目的)「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域住民等が力を合わせて子どもの学びや育ちを支える。

(成果)⑥学校運営協議会を小学校8校でモデル実施し、立ち上げや運営のノウハウを蓄積することができた。学校運営協議会委員と学校の顔の見える関係づくりを通して、地域からの支援が得やすくなるとともに教員が地域との連携の重要性を改めて体感することができた。
⑦学校の地域開放制度については、地域学校協働本部と学校が協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は、より使いやすい制度となるよう、使用に係る各種書類の提出を不要とし、学校施設の目的内使用として取り扱うこととした。また、制度のPRとともに、小学校が自校の活動を発信・情報共有できるよう、全ての小学校のホームページに「地域の活動」ページを加えるなどの取組を進めたが、令和3年度は結果として利用の実績はなかった。(目標指標A・B)

⑧地域の青少年の健全育成を見守る少年補導委員が減少傾向にあることから、現在の補導体制を勘案した定数の見直しと、少年補導委員の負担軽減を図るため事業の簡素化に取り組んだ。(目標指標C)

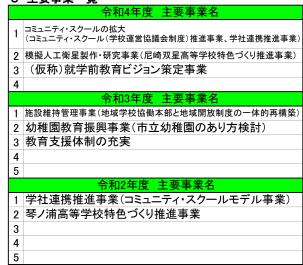
(課題)⑥学校運営協議会制度を定着させるため、学校管理職のみならず、教員の理解を深める必要がある。また、中学校、高等学校に順次、拡大できるよう、学校現場の意見を聴くとともに先進事例の調査や関係機関との連携を図りながら準備を進める必要がある。

⑦地域開放制度について、これまで市ホームページや市報、学校ホームページ等を活用して周知を図ってきたが、新型コロナウイルスの感染拡大等により実質的に地域開放制度の利用が困難な状況が続いていること等から制度利用が浸透していない。

⑧少年補導委員数は年々減少し、活動内容も補導から見守りに変化している一方、青少年の健全育成には、地域の目が欠かせないことから、より効果的な活動のあり方を検討する必要がある。また、青少年のインターネットを利用した非行等を未然に防ぐための啓発活動を、引き続き 行う必要がある。

施策名: 学校教育 施策番号: 03 - 03

# 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



# 令和4年度の取組

# 【就学前教育】

①②③幼保小の連携は独自カリキュラムを実施する校園所を増やすとともに、幼児児童間や教師間等の交流連携、研修会や公開保育等の取組の充実を図る。また、幼保小の連携推進や就学前教育の研究実践、特別支援教育の充実等については、「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において、その役割や取組の方向性を示す。

#### 【地域とつながる市立高校改革の推進】

④スクールミッションの実現に向けて、各校が生徒・保護者・市民等から広く意見を 聴取してスクールポリシーを作成するとともに、入学説明会等で活用して各校の特 色や魅力を中学生等に説明する等、広く周知していく。

⑤尼崎高校においては導入した機器を本格的に活用した授業展開を行う等、体育科専門科目改編を更に推進するとともに、「市尼フェスタ」については広く生徒一般の参加にも繋げ、学校全体の取組とする等、様々な形で地域に開かれた学校づくりに一層取り組んでいく。また令和3年度から定期的に学校と実施している市尼改革の進捗に係る意見交換の場をより効果的なものとする。尼崎双星高校においては各学科の専門性や地域との繋がりを活かした課題解決型学習を今後も推進するとともに、模擬人工衛星(缶サット)の製作・研究を通じた教科横断的なSTEAM教育を推進し、小・中学校と連携した取組を取り入れることで地域に開かれた学校づくりを推進する。琴ノ浦高校においては今後も生徒へのきめ細かな自立支援・進路実現を図るとともに、地域貢献活動等に取り組むなど、地域に開かれた学校づくりを推進する。また教職員や地域住民の意見をくみ上げながら特色や魅力を再考していく。

# 【地域とともにある学校づくり】

⑥新たに小学校10校に学校運営協議会を設置するとともに、令和5年度から中学校に拡大できるよう、学校及び関係機関との調整を行う。また、学校運営協議会委員や教員向けの研修を実施するほか、情報紙の発行等により幅広く、制度の周知

⑦地域開放制度の周知については、引き続き各種媒体を活用したPRを行うとともに、各地区の地域振興センター等と連携して、特に地域学校協働活動が盛んなところに対して積極的な情報発信を行う。

⑧少年補導委員により組織された少年補導委員連絡協議会の意見を参考としながら、青少年の補導や見守りのより効果的な活動のあり方を検討する。青少年のインターネットを利用した非行等については、関係機関から情報を収集し、状況把握に努めるとともに、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう啓発を行う。

# 主要事業の提案につながる項目

# 【就学前教育】

①②③「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において示す役割や取組の実現に向けた施策を展開する。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・就学前後の接続について、官民幼保問わず 円滑な受け入れをしていくためには、これまで の取組を検証した上で、小学校側の受入体 制を強化する必要がある。

・市立高校改革について、各高校で問題となっている事案に関しては、総合教育会議等で進捗確認しつつ、着実に対応を進めていく。

・学校施設の地域開放については、制度の周知は図ってきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年度の利用実績はなかった。今後は、各種媒体の活用や地域振興センター等との連携による積極的な情報発信を行い、利用促進につなげる。

#### 1 基本情報

施策名 03 学校教育	展開方向	04 良好な教育環境の確保
主担当局教育委員会		

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	į	目標値			実績値 R1 R2 R3		
	14 保 石		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	学校園における洋便器率	1	64.4	%	80.0	49.3	52.0	52.2	59.5	64.4
В	教職員の時間外在校時間の上限時間 内の達成率	1	小 58.6 中 48.4 特 74.5	%	100	1	_	_	小 60.2 中 54.6 特 66.0	小 58.6 中 48.4 特 74.5
С										
D										
Е										

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【学校施設マネジメント】

(目的)本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。 今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、 学校施設に求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。

(成果)①令和3年3月に策定した「学校施設マネジメント計画」に基づき、財政負担等を踏まえた改築・改修の年次計画について関係部局との調整を行い、実施計画案の作成を行った。

②トイレ整備(ドライ化)については、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置している。小学校では平成25年度から、中学校では改築工事等に合わせて取り組んでおり、令和3年度に残りの中学校7校を整備したことで、各校1棟以上のトイレ棟を整備した学校の割合は小・中学校ともに100%となった。(目標指標A)

(課題)①将来を見据えた学校のあり方についての検討や事業を円滑に実施できるよう、全庁的な他の公共施設との整合性や関係部局との連携・調整を随時図る必要がある。

②トイレ整備には、多額の経費が掛かることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。また、配管改修が不要な場合には、簡易工法を用いるなど整備費用を縮減することで、できるだけ早急に洋便器化を進める必要がある。

# 【教職員の負担軽減に向けた取組】

(目的)教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。

(成果)③令和元年10月より市内小学校及び特別支援学校に、令和2年度からは、小学校、中学校及び特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。また、令和2年10月からは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に自動音声応答サービスを導入するなど教職員業務の負担軽減に取り組んだ。

④部活動指導員を中学校に5人配置したことにより、生徒への専門指導及び顧問教員が会議や出張等不在の際にも指導することができた。また、土日の試合等の引率を任せることができ、顧問の教員の負担軽減につながった。

(課題)③スクール・サポート・スタッフの配置や自動音声応答サービスシステムの導入など教職員の負担軽減への取組と合わせて学校での行事の精選や部活動への関わり方など業務そのものの削減に取り組む必要がある。

# 【校務員業務の執行体制の見直し】

(**目的**)児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導などにあたることができるよう、学校の環境整備を行う。

(**成果**)⑤校務員業務について、令和元年8月から3校を委託、令和3年度には新たに10校を追加し、13校(小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校)の委託を行っている。それらの実績として、技術面や業者ならではの専用機材の活用、児童生徒との関わり方など、学校からは一定の評価を得られている。

(課題)⑤これまでの委託の実績を踏まえ、安定的な体制での委託校拡大を進める必要がある。

# 【教育環境の整備】

(目的)教育ICTの環境を「わかりやすい授業の実施と児童生徒の情報活用能力の育成」、「セキュリティ強靭化」、「校務の情報化による業務の効率化」という視点で一層の充実と適正化を図ることで、児童生徒及び教職員のICTを活用する基盤を整備する。また、経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給することによって、保護者の経済的負担の軽減を図るととして、義務教育の円滑な実施を図る。

(成果)⑥課題であった通信容量の確保を図り、令和3年9月からの本格稼働を円滑に進めるため、学校から直接インターネットへ接続する回線を整備し、教育情報システム再構築事業を着実に進めた。

⑦経済的理由により、就学困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対して、日々必要な学用品費だけでなく、新入学学用品費や修学旅行費など一時的な経費に対しても支給対象としており、保護者の経済的負担軽減の一助となっている。また、新入学学用品費は、小・中学校の入学前にも支給できるような仕組みとしており、一時的に家庭の経済的負担が増大するときにも対応できている。

(課題)⑥学習者用デジタル教科書等のICT機器を活用した新しい授業スタイルに対応した基盤の検証を進めていくとともに、国の取組や社会情勢の変化に応じたICT環境の整備を進めていく必要がある。

⑦さらなる支給単価の増額を行うことについては、新たな財源の確保が必要となる。また、学用品等の種類によっては、保護者にとって必要以上の負担となっていることも考えられるため、引き続き、軽減に向けた取組を検討する必要がある。

施策名: 学校教育 施策番号: 03 - 04

#### 3 主要事業一覧

# 令和4年度 主要事業名 1 通信環境整備のための一時金の支給(要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費) 2 中学校部活動指導補助員派遣事業(課外クラブ関係事業) 3 5 令和3年度 主要事業名 1 中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置 2 校務員業務の執行体制の見直し 3 4 5 令和2年度 主要事業名 1 教育ICT環境整備推進事業 2 熱中症予防対策事業 3 4 5

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



# 令和4年度の取組

# 【学校施設マネジメント】

①学校施設マネジメント実施計画を策定するとともに、事業実施に向けて、社会情勢の変化に応じた新しい学校施設について、設計方針や基準を検討していく。 ②小学校及び中学校のトイレ整備(名和小・塚口小・園和北小・大庄北中)を実施する。

# 【教職員の負担軽減へ向けた取組】

③スクール・サポート・スタッフの配置人数・時間の拡充、令和4年度から市内各校で運用を開始する出退勤システムを活用し、より正確な勤務実態の把握に努め、次なる方策に繋げる。

④部活動における指導体制の充実と教員の負担軽減を図るため、尼崎市スポーツ振興事業団と連携しながら中学校の部活動に対し新たに指導補助員を派遣する。また、その成果と課題等を洗い出す中で、今後の部活動指導のあり方や教員の働き方について検証する。

# 【校務員業務の執行体制の見直し】

⑤令和3年度が提案型事業委託制度の最終年度となったことから、これまでの委託内容や成果を踏まえ、令和4年度から、プロポーザル方式による業務委託を実施し、引き続き学校の環境整備を充実させるとともに、委託校の効果検証を行っていく。

# 【教育環境の整備】

⑥引き続きICT支援員等を活用し、学校においてのICT機器を利用した授業支援の 検討を行っていく。

⑦オンライン通信学習の環境整備を進めるため、準要保護を受けている児童生徒がいる世帯で、新たに通信環境を確保するための契約が必要になった保護者を対象として、当該年度に限り、1世帯あたり支給上限額12,000円(月額:1,000円)の範囲で実費を支給する。

# 6 評価結果

# 評価と取組方針

・学校施設マネジメント計画に基づく取組にあたっては、市の財政負担と、建替・改修や保全の実施時期等を一体的に検討し、柔軟に対応していく必要がある。

・部活動における教職員の負担軽減に向けては、尼崎市スポーツ振興事業団からの指導補助員の派遣による効果を検証するとともに、今後の部活動指導のあり方について検討していく必要がある。

# 主要事業の提案につながる項目

# 【校務員業務の執行体制の見直し】

⑤これまでの委託内容及び評価を含め、校務員の行政職への転職や退職動向も踏まえて、今後の委託に向けた検討を行う。

# 1 基本情報

施策名 04 子ども・子育て支援 展開方向 01 安全に安心して産み育てることができる環境づくり 主担当局 こども青少年局

### 2 目標指標

			基準値		目標値			実績値		
	拍 惊 石		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	「子育てをしやすいまち」だと感じてい る市民の割合	1	56.9	%	69.2	_	_	_	_	56.9
В	こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	1	91.3	%	100	90.5	90.8	91.7	85.9	91.3
С	乳幼児健康診査受診率	1	96.7	%	97.0	95.6	95.7	96.5	96.1	96.7
D										
Ε										

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

(目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。

(成果)①妊娠期から出生を経て、予防接種や感染症等の記録をつづることができる母子健康手帳について、紙式に加え、引き続き電子アプリを運用しており、令和3年度のアプリ新規登録者数は1,772件であった。(参考:令和3年度妊娠届出者数3,675人)

②妊婦健診の多胎妊婦への6回の追加分の健診を実施する中で、新たに超音波検査を導入することとした。

③地域振興センターと地域の妊産婦や子育て世代の課題等を共有しながら、マタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を市内6地域に広げた。また、感染予防に配慮した支援方法を検討し、マタニティセミナーのオンライン開催を開始した。

④産後ケア事業は令和2年10月より開始し、令和3年4月からは対象期間を生後1年未満に拡大した。退院直後からスムーズな利用につなげるため医療機関との密な連携や、妊娠中からの事業周知を図り、なるべく早期の制度利用につなげた。

⑤生後2か月頃の全家庭を訪問し、母子の状況や養育環境を把握することにより必要な支援へつなげるこんにちは赤ちゃん事業は、コロナ禍の影響を受け、令和2年度に訪問実施率は低下したものの、令和3年度は感染拡大以前の水準まで上昇した。(目標指標B)

⑥乳幼児健診については、引き続き集団健診の継続を基本に、感染拡大期には個別健診も実施した。個別健診後の支援は医師会と連携し、タイムリーに情報共有を行うことで、速やかな支援につなげた。また、子どもの育ち支援センター(いくしあ)と連携した未受診児対策の取組の検証とともに、より効果的な対応に向けた協議を進め、マニュアルの改定を行うなど受診率の向上を図った。(目標指標C)

⑦3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和3年度は62.0%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。

⑧乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」について、保護者が子どもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニング(ペアトレ)的要素を導入し、保護者が子どもとより良い関係を築けるよう支援の充実を図った。また、就学前の子どもの発達フォロー体制について関係部局で検討を進めることで、次年度に向けて、いくしあと連携した幼児の心理相談の実施や乳幼児健診の問診票の改定などにつなげた。

⑨子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行っている。また、県内他都市の状況を踏まえ、本市の財政状況との整合性を図りつつ、持続可能な制度としての拡充に向けた検討を行い、令和4年度予算に計上した。

(課題)④出産後に心身の不調や産後うつ等を抱える産婦が見受けられており、その重症化予防のためには、より早期に対象者を把握し、適切な支援につなげていく必要がある。

⑥乳幼児健診の受診率については、令和3年度は96.7%と上昇が見られるが、引き続き目標値達成に向け取り組む必要がある。

⑧新型□□ナウイルス感染拡大期は、感染対策のため少人数・短時間での集団指導となり、子育て不安や孤立感への寄り添いが十分に行えなかった。

⑧幼児の健診後の心理相談の実施において、十分なフォロー体制となっているか検証し、より効果的・効率的な支援体制を検討する必要がある。

動制度拡充後も近隣市の状況を把握するとともに、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。

# 【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】

(目的) 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。

(成果)⑩尼崎市ファミリーサポートセンターの受付窓口を市庁舎内に設けることで、令和3年度は全市の受付件数186件のうち、77.4%にあたる144件を受付けた。利用者は増加傾向であり、市民の利便性向上につながっている。(R2:172件のうち71.5%にあたる123件を受付)

# 【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

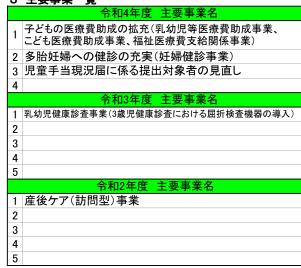
(目的)地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子どもコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源のつながりの創出及び持続への支援により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。

(成果)①CSWが、いくしあや関係機関等と連携して個別ケース支援を行うとともに、地域の自主活動グループ等に対し、運営の助言や情報提供を行った。また、子ども食堂への食材提供(寄付)等の相談に対し、市内子ども食堂のネットワーク組織等を通じた情報発信を行い、CSWが必要に応じてマッチング等を行った。さらに、福祉課と連携し、高校生と子ども食堂の交流の場を設け、学生の子ども食堂に対する理解が深まり、自主的な募金活動にもつながった。(目標指標A)

(課題)①子どもの居場所機能を担う子ども食堂については、資金不足、安定した食材の確保やスタッフの確保が課題となっている。また、子どもの居場所(子ども食堂・学習支援・遊び場等)については、全市的に展開されているものの、実施場所に偏りがある。

施策名:子ども・子育て支援 施策番号: 04 - 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

# 【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

②妊婦健診の多胎妊婦への超音波検査を含む助成について、周知を図るとともに、対象者の妊娠中の体調管理を支援していく。

④引き続き現行の事業において関係機関と連携を図りつつ、妊産婦へのきめ細かな支援に取り組むとともに、心身の不調等の問題を抱える産婦への更なる支援を検討していく。

⑥乳幼児健診については改定した未受診児対策マニュアルに基づき、いくしあとの 連携によって得た未受診児の情報を活用した受診勧奨を行うほか、休日健診の案 内などにより受診率の向上を図る。

⑧乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」では、コロナ禍において感染対策を行う中であっても、他の子どもの様子を見て学び共感する機会を持つことや多職種による支援を強化するなど子どもの成長発達や接し方を学べる工夫を行う。

⑧幼児の健診後の発達フォローについて、児の特性に応じて早期に支援できるよう、より一層いくしあとの連携を図っていく。

⑨令和4年7月より、所得制限を撤廃し、入院については、18歳までを対象に自己 負担額の全額助成を、通院については、中学3年生までを所得と年齢区分に応じ た自己負担額の軽減を行うとともに、近隣市の状況や年間助成件数・年間助成額 等を基に分析を行う。

# 【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】

⑩引き続き本庁舎内に受付窓口を設置することで市民の利便性の向上を図るとともに、尼崎市ファミリーサポートセンターと連携して子育てのしやすい環境を整えていく。

# 【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

⑪子ども食堂が安定した運営を行うことができるよう支援策を検討していくとともに、CSWが地域振興センター等の関係機関と連携し、子どもたちが気軽に集うことができる居場所が広がるよう側面支援をしていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

④出産後の心身の不調や産後うつ等の問題を抱える産婦への更なる支援の充実 に向け、産後健診等による対象者の早期の把握や支援体制の強化を図る。

# 【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

⑪子ども食堂が安定した運営を行うことができるための効果的な手法について検討を行う。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・切れ目のない支援の一環として、訪問事業・健診事業などそれぞれを実施した際の情報については、データベース化により効率的に共有できるような仕組みを目指し、改善を検討していく。

・心身の不調等の問題を抱える産婦の早期発見・重症化予防や、産婦世帯の経済的負担の軽減に向けて、産後健診の費用助成の実施について検討する。

・地域の支えあいによる子育て支援の推進には、子育て家庭の負担軽減に加え、子どもの見守り機会の創出という効果も期待できるため、家事援助をより受けやすくするための制度構築に向けて、他都市と同様に国庫補助金を活用することなどを視野に入れ検討していく。

#### 1 基本情報

施策名 04 子ども・子育て支援 展開方向 02 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり こども青少年局

#### 2 目標指標

	七 福 夕	世 - 東 - タ - 基準値 目標値 - 目標値			実績値					
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	「子育てをしやすいまち」だと感じてい る市民の割合	1	56.9	%	69.2	_	_	_	_	56.9
В	保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	Ţ	607	人	0	624	671	895	865	607
С	保育施設等待機児童数(翌年度当初)	Ţ	76	人	0	156	148	236	118	76
D	保育料(法人保育園分)の収納率(現 年)	1	99.1	%	_	97.7	97.3	97.3	98.8	99.1
Е	児童ホーム入所待機児童数(5月1日 時点。R2のみ7月1日時点)	Ţ	481	人	0	355	403	380	414	481

<sup>※</sup>指標Bは、令和3年度より実績値の算出方法を変更(保育施設に利用申請した幼稚園等の利用者は除いた)

※指標Dの目標値(令和9年度)については、次期債権管理推進計画(令和5年度)を策定する中で(令和5年2月議会で報告予定)決定する内容であるため、「一」としている

#### 5 担当局評価

#### れまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

(目的)保育施設では、受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また、児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行うとともに、こどもクラブに おいては、小学校の放課後等において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。

(成果)①保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により3箇所(定員57人)、認可保育所の公募により2箇所(定員170人) 開設するなど、前年4月と比べ361人の定員を増やした。(目標指標A·B·C)

②公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、神崎の民間移管を行うとともに、移管に向けて元浜の引継 ぎ等の事務や七松の移管法人の選定、南武庫之荘の民間移管手続を開始した。

③公立保育所では、北難波、大西の建替工事を行い、北難波は令和4年1月、大西は令和4年4月に新たな施設で保育を開始した。 ④オンライン開催により参加しやすい体制を整え、保育所職員専門研修12回、キャリアアップ研修(7分野)を14回実施した。また、小規模保 育事業や認可外保育施設への巡回支援を実施するなど、職員の資質の向上を図った。

⑤医療的ケア児への支援の取組を進めるため、既に医療的ケア児を受け入れている他市に聞き取り等を行うとともに、本市における医療的ケ ア児の支援に関するガイドライン(たたき台)を作成した。

⑥令和3年度の未入所児童を対象にアフターフォローコールを実施し78人の未入所の解消につなげた。また、令和4年度の利用調整において は、AIの活用により業務に係る時間の短縮が図れたため、追加調整を行ったことで更に47人を入所に繋げた。(目標指標B·C)

⑦保育料の債権管理としてこれまで差押えや分納誓約等に取り組んできた。また、令和3年10月から滞納抑制策としてキャッシュレス納付を 導入したことで、債権管理推進計画に掲げる目標収納率(98.3%)を上回る99.1%の収納率となった。(目標指標D)

⑧公設児童ホームは令和3年10月から市によるおやつの提供を実施した。保護者ニーズに対応するため、児童ホーム、こどもクラブの開所時 間延長等に向けて、現場職員も参加したあり方検討会において検討し、次年度からの実施につなげた。また民間児童ホームは、放課後児童ク ラブ設置促進事業等により3か所新設した。加えて、職員の欠員解消を図るため、プロモーション動画を作成するとともに、新たに短時間勤務 職員の職を設定し、4人採用した。(目標指標E)

(課題)①保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど、ここ数年の保育ニーズは増加 傾向にあるが、少子化が進んでいることから、今後の保育ニーズを適切に見込んだ待機児童対策が必要である。

①法人保育園にも老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境改善のため定員増を伴う施設の整備への支援が必要である。

②今後の民間移管対象保育所は、新園舎建設工事により現園庭が使用不可となる保育所もあり、保護者や地域の理解を得る中、慎重かつ 丁寧な民間移管手続を行う必要がある。

③老朽化している保育所のうち、公立保育所として残る3所(杭瀬、次屋、武庫南)について、建替用地の確保のほか、公共施設の活用等、多 様な方策の検討が必要である。また、公立保育所に求められる多様なニーズに対応できるよう、新たな機能の検討も必要である。

④コロナ禍においても、質の高い保育が実施できるよう、研修内容を充実するとともに、引き続き、巡回支援を行う必要がある。

⑤個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保等のほか、利用調整に係る仕組みを構築するなど、体制整備が必要で ある。また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。

⑥居住地域や子どもの年齢によっては、利用希望者と保育施設の調整にアンマッチが生じているため、保育施設への更なる受け入れの働きか けなど、丁寧な利用調整が必要である。

⑧児童ホームとこどもクラブの開所時間の延長等に伴う保護者ニーズの動向、また、一部の民間児童ホームが廃止となった実情を踏まえる中 で、引き続き、待機児童解消に取り組む必要がある。加えて、余裕教室の使用拡大や継続使用が課題である。

# 【保育士の確保や市内での業務継続につながる支援】

(目的)保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。

(成果)⑨令和3年10月から保育士・保育所支援センターを本格稼働し、18人の保育士を法人保育施設への就労につなげた。

⑩保育士の確保・定着化を図るため、52園・91人の新卒保育士に対し10万円の補助を行うとともに、17園・17人の潜在保育士に対し5万円 の補助の実施や潜在保育士の就労支援のため保育の実践に関する研修(8回、37人)を行った。そのほか保育士奨学金返済支援事業(35 園・95人)や宿舎借り上げ支援事業(63園・207人)を継続して実施した。

(課題)⑨支援センターの認知度向上及び登録者数を増やすため、更に効果的な広報を行う必要がある。

⑩保育ニーズが増え続けていることから、保育士不足が顕著であり、保育士の確保が急務である。また、保育士の離職防止に繋げる施策の実 施に向け、離職の要因等、尼崎市における保育士の就労に関する実態について調査する必要がある。

# 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

(目的)就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。

(成果)①保育所や児童ホームの他、一時預かりや病児病後児保育等により一時的な保育の提供体制を確保し保護者ニーズに対応した。

(課題)⑪病児病後児保育では、地域的な偏在等を補う取組が必要である。

施策名:子ども・子育て支援 施策番号: 04 - 02

# 3 主要事業一覧

# 令和4年度 主要事業名

- 1 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)
- 2 認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)
- 3 保育施設等における衛生整備(保育環境改善事業、新型コロナウイルス感染症対策事業)
- 4 医療的ケア児保育支援事業
- 5 児童ホーム・こどもクラブ開所時間の延長(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業)

#### 令和3年度 主要事業名

- 1 保育の量確保事業
- 2 保育環境改善事業
- 3 児童ホーム運営事業(おやつ提供事業)
- 4 (仮称)保育士・保育所支援センター設置運営事業
- 5 キャッシュレス納付の推進

#### 令和2年度 主要事業名

- 1 保育の量確保事業
- 2 保育環境改善事業
- 3 保育料利用者負担に係る階層の見直し(細分化)
- 4 保育所入所事務AI活用事業
- 5 児童育成環境整備事業(こどもクラブにおける夏季休業期間の昼食時間帯の開室)

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



# ●満足度



# 令和4年度の取組

# 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

①引き続き、認可保育所の新設等を行うほか、第2期事業計画の中間年見直しを 行うとともに、策定を進めている就学前教育ビジョンの動向を踏まえ、必要な保育定 員の確保方策について検討する。また、既存の法人保育園について、定員増を伴 う建替え等に対して整備費の一部を補助する。

②元浜を令和4年4月に民間に移管した。また、七松の引継ぎや南武庫之荘の移管法人の選定等を進める。

③3所については引き続き、用地確保のほか、既存の公共施設の有効活用等について検討する。また、全ての児童が利用するために必要な機能を検討する。

④設置して間もない小規模保育事業等を重点的に巡回支援する。また、コロナ禍における適切な保育の実施を含めた、保育の質の向上のための研修を行う。

⑤医療的ケア児保育準備事業については、検討会を設置し、ガイドラインを策定するとともに、令和5年度からの公立保育所での受け入れに向けて関係機関と協議を行う。また、法人保育施設で医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を補助する。

⑥令和5年4月入所に向けた利用調整においては、休日夜間も含めた利用者支援を実施することなどにより、更なる待機児童の解消に努める。

⑦引き続き、分納誓約や期日内納付を強く求めていくとともに催告に応じない滞納者については積極的に納付勧奨や滞納処分を進めていく。

⑧児童ホームは、土曜日及び長期休業期間の朝の開所時間を延長し、また、こどもクラブにおいては開所時間を通年で午後5時まで延長するとともに、昼食時間帯も開所する。また、保護者ニーズに対応するため、開所時間の更なる延長に向けて検討する。待機児童の解消及び環境改善に向けて、余裕教室の活用について引き続き学校及び教育委員会と協議・調整を行うとともに、民間児童ホームにおいても、待機児童の多い小学校区を限定し、事業者の参入促進を図る。加えて、児童ホーム及びこどもクラブの職員の欠員解消のため、代替策として資格等を持つ派遣職員を配置する。

# 【保育士の確保や市内での業務継続につながる支援】

⑨保育士・保育所支援センターの認知度向上のために、市内在住の保育士資格を有する方へのダイレクトメールの送付等、保育現場への期待や不安に寄り添った支援を通じて保育士の確保・定着化を図る。

⑩保育士確保事業については、これまで実施してきた補助事業を拡充し、継続するとともに、保育士の離職の要因等を把握するため、保育施設の協力を得ながら、保育現場で働く保育士への実態調査等を実施し、有効な施策を検討する。

# 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】

①利用手続きの簡素化や更なる周知等により、関連事業の利用促進を図るととも に、病児病後児保育については、利便性の向上につながる施策を検討する。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】

- ①⑧第3期事業計画の策定にあたり、効果的な施策の実現につなげるための調査等の実施に向けて検討する。また、認可保育所の公募等について検討する。
- ①③就学前教育ビジョンの内容に連動した取組を進める。
- ②令和5年度に七松保育所の民間移管を行う。
- ⑧児童ホームの開所時間の更なる延長に向けて検討を進める。

# 【保育士の確保や市内での業務継続につながる支援】

⑩実態調査の結果を踏まえ、より有効な確保・定着化に資する取組を検討する。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

·保育に係る施設整備については、将来的な保育需要やエリア別の保育需要の動向などを見極める必要がある。

・児童ホーム及びこどもクラブについては、それぞれの利用状況や待機児童数の動向に加え、必要経費なども見極めたうえで、一体的にあり方を検討する。なお、児童ホームについては、開所時間の延長に向けて検討を進める。

・保育士の離職要因・就労実態を調査・分析することにより、より効果的な保育士確保・定着化制度へつなげるとともに、既存の制度の更なる周知にも取り組んでいく。

# 1 基本情報

施策名 04 子ども・子育て支援 展開方向 03 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり こども青少年局

### 2 目標指標

	指標名		基準値     目標値     実績値       (R3)     (R9)     H29     H30     R1							
	11 保 1	方向			(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	「子育てをしやすいまち」だと感じてい る市民の割合	1	56.9	%	69.2	_	_	_	_	56.9
В	要保護児童対策地域協議会の相談支 援件数	-	3,301	件	-	2,423	2,566	2,709	2,952	3,301
С	虐待程度が中度以上の要保護児童で 支援を受け重症度が低下した割合	1	40.6	%	_	_	_	_	_	40.6
D	ひきこもり等に関するユース相談支援 事業申請件数(累計)	1	79	件	295	_	_	6	43	79
E	面会交流支援事業利用家族数	1	_	家族	20	1	_	_	-	_

#### 5 担当局評価

# れまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

(目的)多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び 社会的な自立を図る。

(成果)①子育てや発達相談等400件/月に対し総合的なアセスメントと支援を行うとともに、支援後のフォローなど継続支援を進めた

- ②子どもの育ち支援センター(いくしあ)と南北保健福祉センターに児童ケースワーカー等を配置し、関係機関との連携やアウトリーチ支援を推 進したほか、尼崎総合医療センターとの事例検討や研修会を実施し、医学的視点を加えたアセスメント力の向上につなげた。
- ③3歳6ケ月児健診後の発達特性のある子どものフォロー体制の見直しを関係部局と協議することで、検査は希望しないが専門的な相談を希 望する保護者への支援ができる体制として、いくしあから南北保健福祉センターに心理士を派遣する事業を構築した。
- ④障害児通所支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、療育機関の利用相談に活用を図った。また、南北保健福祉センターと連携 し、相談後に事業所利用手続きにつながっていない方に対しフォローを行うことで、支援が途切れないよう取り組んだ。
- ⑤対象者の支援歴等、必要な情報を把握·蓄積し、一元的に管理する「子どもの育ち支援システム」を活用し、横断的な支援を行った。
- (課題)①新規相談実績を分析した結果、背景も含めた複合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。
- ②3拠点での体制を維持する中で、緊急受理会議の開催や情報共有等、進行管理が課題である。また、複合的な課題を抱える要保護児童 等が抱える心理面の不安感等に対する心理的ケアの取組が不十分である。
- ③3歳6ケ月児健診後の発達フォロー体制について、切れ目のない支援が実施できているかどうか検証する必要がある。 ④発達に課題があるが、療育機関で療育を受けることに抵抗がある保護者とその子どもへの継続的な支援を行う仕組みが十分ではない。
- ⑤支援にデータを活用しているものの、虐待や不登校等の早期発見の予測といった活用までには至っていない。

# 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

- (目的)切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一体的な支援を進めることで、支援が制度のはざまに陥ることのないよう取り組む。 (成果)⑥要保護·要支援児童等見守り強化事業で地域資源を活用し、207名への配食や66名の居場所支援につなげた。(目標指標B·C) ⑦就学時健診では、9割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だと思われる子どもをスクリーニングす ることができた。【連携3-3】
- ⑧施設支援事業では、専門職が学校園(訪問回数43回、対象児童89人)に助言等を行い、安定した学校園生活に寄与した。
- (課題)⑥支援ニーズの高い家庭に対し、引き続き見守り支援の取組を推進していく必要がある。
- ⑦就学時健診で気になった子どもの就学前の情報を円滑に小学校に伝える仕組みが確立していない。
- ⑧施設支援事業では、学校園・保育所等が対応に困っているケースで、すでに医療や支援機関等につながっている場合は事業の対象外とし ているが、その場合でも学校園・保育所等への支援が必要となるケースがある。
- ⑨離婚等により別居親と子どもの面会が困難な場合において、交流を促進する仕組みが構築されていない。(目標指標E)

# 【「いくしあ」と一体的な児童相談所の設置、運営】

- (目的)いくしあと一体的な支援を行う児童相談所(児相)の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。
- (成果)⑩本市の児相の目指す方向性を明確にするため、子ども等の意見も聞きながら、設置基本方針を策定した。(目標指標A)
- (課題)⑩高い専門性を確保するための人材確保の方策や、効果的な支援を行うための組織・体制等について検討する必要がある。

# 【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

- (目的)子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。 (成果)①発達特性のある子どもに相談や診察(1,033件)を行うとともに、その後も継続して支援を行った。また、子ども支援教室やペアレント ニングなどの事業を通じて保護者が子どもの姿を理解することで、子どもの行動変容や育児ストレスの軽減につなげた。
- ⑫ユース相談支援事業では、アウトリーチによる相談支援や当事者会等を行うとともに、中学校への事業説明と不登校児童の情報を共有し. ひきこもりの早期支援につなげた。(R2:43件⇒R3:79件)(目標指標D)
- ③ヤングケアラーの相談しやすい環境づくりのため相談窓口をホームページで周知した。また、学びと育ち研究所にヤングケアラーを専門とす る研究員を迎え、分析を開始するとともに、ヤングケアラーの実態を把握するためのアンケート調査や教員向けの研修を実施した。
- ④令和3年7月から子どものための権利擁護委員会の相談窓口を開設し、教職員の生徒指導上の権利侵害等に関する相談を受け付け、第 三者的な立場から調査・調整を行い、子どもの意思や意見が尊重される最善の解決策を一緒に考えた。(受付件数40件)
- ⑤体罰等の根絶に向け、児童生徒を対象に「子どもの人権アンケート」等を実施し、調査・対応を行った。(調査対象事案数55件)
- (課題)①個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。
- ⑫⑬ひきこもりやヤングケアラーの当事者やその家族は、相談窓口につながりにくく、対象となる家庭の発見が難しい。また、適切な支援につな げるための信頼関係の構築等も課題となる。
- ⑭同委員会の活動内容等を子どもや保護者等へ浸透させ、複雑・多様化する相談等に対応できる職員の育成と体制づくりが必要である。 ⑤「子どもの人権アンケート」等の結果を踏まえ、再発防止に向けた教職員の子どもの人権擁護に関する意識を高める必要がある。

施策名:子ども・子育て支援 施策番号: 04 - 03

#### 3 主要事業一覧

# 令和4年度 主要事業名

- 1 ヤングケアラー支援事業
- 2 面会交流支援事業
- 3 要保護・要支援児童等心理的ケア事業
- 4 児童相談所設置に向けた整備の開始(児童相談所整備事業)
- 5 児童養護施設運営に係る補助金の見直し

# 令和3年度 主要事業名

- 1 要保護・要支援児童等見守り強化事業
- 2 子どものための権利擁護委員会運営事業
- 3 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業(要保護児童等に関する情報共有システムの導入)
- 4 児童相談所設置準備事業
- 5 ユース相談支援事業

# 令和2年度 主要事業名

- 1 子どもの育ち支援センター運営事業(児童虐待再発防止モデル事業)
- 2 子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業
- 3 ユース相談支援事業(ひきこもり青少年支援事業)

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度







#### 令和4年度の取組

# 【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

①引き続き新規相談実績を分析する。いくしあとしての支援方針の検討・共有を行っため、緊急受理会議を行うなど支援体制強化を図る。

②複合的な課題を抱える要保護児童等に対して、認知行動療法をベースとした心理療法プログラムを実施するとともに、様々な地域資源、関係機関と協働し、多機関連携により適切な支援を実施する。

③心理職を南北保健福祉センターに派遣することで、乳幼児健診後のフォロー体制の強化を図るとともに、事業検証を含めた支援体制の検討を進める。

④切れ目のない発達相談支援ができるよう、関係部局と協議し、役割分担を再整理する中で支援の充実を図る。

⑤国が進める子どもに関する各種データの連携による支援実証事業に参加し、課題を抱える子どもと家庭を早期発見・早期対応できる支援体制を検討する。

# 【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

⑥委託事業者や地域資源の力を活用することで、引き続き要保護児童等の地域の見守り支援に取り組む。

⑦幼保小連携を円滑に行う仕組みづくりの一環として、教育委員会と連携し就学時 健診で配慮が必要だと思われる子どもの情報共有を行うモデル校の選出を通じて 支援体制の見直し等に取り組む。

⑧対象者の拡大とともに、より具体的な支援方法が提案できるよう、事前に施設の情報を共有することで、効率的・効果的な事業運営を図る。

⑨離婚等により父母が離れて暮らすことになった世帯において、別居親と子どもの面会交流が困難な場合に、面会交流を円滑に実施するための支援を行う。

# 【「いくしあ」と一体的な児童相談所の設置、運営】

⑩令和8年度開設に向けた人材確保の方策等について庁内検討を進めるほか、児相の施設整備に着手する。

# 【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

①継続的支援においてより効果的な手法や体制を検討するほか、参加者の増加に向けて事業周知方法の見直しや、開催場所の拡大を検討する。

②③地域振興センターとの連携により、相談窓口の周知や早期支援を進める。

⑬家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等に対して、ヘルパー派遣や居場所の提供等を活用するとともに、関係機関等と連携した支援を実施する。

(4) 令和3年度の活動報告書を作成し、市政出前講座等を通じて、更なる同委員会の周知を図る。また、新たな委員の選任と研修等を通じた人材育成や体制づくりに努める。

⑥教育委員会と連携して体罰事案や不適切な行為等を題材とした研修を行い、教職員の子どもの人権擁護に関する意識を高めていくため、必要に応じて校内研修会へ参画する。

# **6 評価結果**

#### 評価と取組方針

・いくしあにおける相談支援体制の充実に向けて、「子ども・子育て総合相談機能のあり方」 「増加を続ける要保護児童対策地域協議会 管理ケースの支援機能のあり方」「発達特性 など課題を抱える子どもへの切れ目のない支 援機能のあり方」の3つの視点から検討を進 める。

・子ども・若者の支援に取り組むNPO法人と共催した研修などで得た学びを基に、官民一体となって"子どもファースト"に取り組める土壌を形成していく。

・さまざまな困難を抱える子どもの理解と支援にあたっては、NPO法人への研修派遣によって得たアウトリーチ支援・支援コーディネートなどのノウハウを、いくしあ全体における取組へと浸透させていく必要がある。

# 主要事業の提案につながる項目

# 【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

⑤実証事業の結果を踏まえ、課題を抱える子どもと家庭を早期発見・早期対応で きる支援体制を検討する。

#### 1 基本情報

 施策名
 04
 子ども・子育て支援
 展開方向
 04
 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

 主担当局
 こども青少年局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値			実績値		
	14 保石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	「子育てをしやすいまち」だと感じてい る市民の割合	1	56.9	%	69.2	_	_	_	_	56.9
В	「自分にはよいところがある」と答えた 児童生徒の割合	1	79.4	%	82.8	1	_	_	-	79.4
С	ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	1	89.5	%	92.5	_	_	91.9	89.0	89.5
D	ユース交流センターの月平均利用者 数	1	4,518	人	5,100	3,677	3,654	4,825	3,626	4,518
Е	青少年の居場所の数	1	16	箇所	22	10	10	11	12	16

#### 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】

(目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。(小学5年生の自然学校の実施を含む。)

(成果)①青少年いこいの家の再整備にあたって民間事業者のアイデアを募り、今後の施設整備の手法検討や事業者が参入しやすい条件を整えるため、サウンディング型市場調査を実施した。

②応募のあった4事業者から再整備後の管理運営や施設整備に関する提案を受け、今後の検討材料にするとともに、兵庫県や猪名川町など 庁内外の関係機関と再整備に係る調整を行った。また、次期指定期間における指定管理者を公募し、選定委員会において選定を行った。

③美方高原自然の家の運営にあたっては、貸出用タブレットを活用したネイチャーラリープログラムの提供など利用者ニーズに対応した取組を行った。また、市内はもとより県内、鳥取市、大阪市の学校へも施設の案内チラシの送付やSNSでの情報発信を行う等、利用者を獲得するための広報活動に取り組んだ。次期指定期間における指定管理者を公募し、選定委員会において選定を行った。

④自然学校では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、泊を伴わない5日間の活動となったため、美方高原自然の家の職員が各学校に 出向き、ツリーイングや公式雪合戦、キャンドルファイヤー等の活動を指導した。子どもたちからは、「普段できない体験ができた」「自然のよさを 知ることができた」「友達と協力してひとつになれた、友達と仲良くなれた」等の感想があった。(目標指標B)

(課題)①②青少年いこいの家の地理的条件や豊かな自然環境等の資源を有効に活用しつつ、都会では経験できないような充実したプログラムを提供するための施設整備の取組に際して、利用者や関係団体のニーズを把握し、再整備を進めていく必要がある。

③築25年以上が経過した施設であるため、老朽化に伴う建物及び設備など大規模改修に向けて予防保全による長寿命化を図るための維持管理を計画的に行っていく必要がある。

# 【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

(目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめと した若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。

(**成果**)⑤ユース交流センターで実施している「居場所づくり事業」や「イベント企画事業」の参加者は着実に増加しており、利用者の広がりや中高生の認知が高まっている。(目標指標A・C・D)

⑥若者が主体的に社会課題の解決に取り組み、市に提言する「ユースカウンシル事業」(23人参加)を実施し、スケートパークの設置に取り組む若者グループと行政が具体的な検討を開始したほか、ヤングケアラー支援を行う任意団体が設置され、居場所づくり事業を実施するなど、具体的な活動につながった。(目標指標B)

⑦ユースワークの全市展開については、ユースワーカー養成講座を開催し、地域担当職員を含む24人の参加があったほか、各地域振興センターと連携してサテライト事業を実施した。(57回1,209人参加)(目標指標E)

(課題)⑤⑥⑦ユース交流センターの利用者の中には支援者を通じて利用を開始するケースが増えており、スタッフと関係性を構築する中で悩みを聴いてほしいという若者が増加していることから、相談できる場所として、今後スタッフの体制や関係機関との連携がこれまで以上に必要である。

施策名:子ども・子育て支援 施策番号: 04 - 04

#### 3 主要事業一覧



# 4 市民意識調査(市民評価)

### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

# 【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、 豊かな心の育成】

①②解体工事の設計において必要となるアスベスト調査を実施するとともに、施設の再整備に向けて引き続き関係機関と調整しながら施設の方向性を定め、多くの人に利用される施設づくりに取り組んでいく。

③利用者の利用促進に向け、チラシの作成、配布、ホームページをはじめとした SNS等を充実させ、利用者の促進に努めていく。

# 【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

⑤⑥⑦ユースカウンシル事業を継続し、若者の声・意見を市政に反映するよう取り組む。また、若者を支援し気軽に相談等ができる機会や場を増やすため、引き続きユースワーカーの養成や人材育成に取り組むとともに、関係機関と連携し悩みを抱えた若者の支援に取り組んでいく。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・青少年いこいの家の再整備については、これまでの調査結果や費用対効果を踏まえ、 引き続き今後のあり方について検討する。

・ユース交流センターでの取組のノウハウなどを活かしながら、地域担当職員や関係機関とも連携し、更なるユースワークの推進に向けて取り組んでいく。

# 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

施策名 05 地域福祉	展開方向	01 「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり
主担当局健康福祉局		

#### 2 目標指標

		方向	基準値	Ī	目標値			実績値		
	1日 1示 1日		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	い]と考えている人の割合	1	56.5	%	70.0	_	_	_	45.0	56.5
В	「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数	1	16	グループ	33	_	13	15	15	16
С	「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数	1	315	件	396	_	_	418	176	315
D	地域において新たな地域福祉活動を 実施した団体数(延べ)	1	1,128	団体	1,224	786	887	947	1,080	1,128
E	要支援者等見守り活動地域数	1	49	地区	75	42	43	45	46	49

# 5 担当局評価

# これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

# 【福祉学習の推進】

(目的)市民が"生きづらさ"の背景にある多様な福祉課題の学びを通して「ささえあい」の意識を醸成するため、様々な手法における学びの場づくりや情報発信を進める。

(成果)①身近な地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や障害当事者団体等と協議し、コロナ禍における 支援者と要支援者双方の想いや取組を座談会で共有し、その内容を研修動画として作成したほか、地域活動を推進するため、「防災」をテーマに尾浜地区で意見交換会を地域の会館で実施し、地域住民同士で支え合う意識の醸成につながった。

②市社協のボランティアセンターや市社協が各支部に設置したささえあい地域活動支援センター「むすぶ」(「むすぶ」)では、コロナ禍でも多様な活動を促進するために、Zoomの体験講座やボランティア同士の交流によるモチベーション低下防止を目的とした講座等、多様な研修等を実施した。(市社協主催講座等開催数、延べ参加者数、R1:118回/2,952人、R2:60回/1,167人、R3:122回/2,206人)

(課題)①②参加者の活動への参画意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動する者の確保がより困難となっていることへの不安の声もあり、参加者を地域住民や市民活動団体につなげる取組が必要となっている。

# 【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

(**目的)** 市民が地域でささえあう活動に気軽に参加したり、取り組みやすいよう、必要な情報の提供を行うとともに、活動を希望する市民と市民活動団体とのマッチングを推進する。

(成果)③将来の担い手づくりを進めるために、大学生や高校生とコロナ禍でも活動する自主防災会や子ども食堂活動団体とつなげる等により、9校16グループが市民活動団体と協働し、地域貢献活動に取り組んだ。(目標指標A·B)

④兵庫県立尼崎小田高校(小田高校)の活動を支援するための協定を締結し、生徒が民生児童委員の協力のもと要支援者の見守り活動を 行う「要支援者見守り・支え合い事業」がスタートし、参加した生徒から卒業後も見守り活動に参加したいといった声が聞かれた。

⑤学生等の活動のきっかけや将来の担い手の確保に向け、学生等の地域貢献活動内容を市ホームページや市民活動の広場あまがさきポータルサイト、あまなび等で発信したほか、民生児童委員や保護司の担い手確保に向けて、市ホームページやFMあまがさきでの活動紹介を行った。

⑥「むすぶ」等では、登録者に具体的な活動を提示することで、下校時見守りや独居高齢者のごみ出し、ファミリーサポートセンター利用世帯の障害児の通学支援活動等につなげたほか、試行的に「むすぶ」等登録者や生活支援サポーター養成講座修了者を対象とした市民活動団体との交流会を行った。(目標指標C)

(課題)③⑤⑥ボランティアへの参加が少ない様々な層への効果的な情報発信等や、コロナ禍で活動者の受入先が減少しているため、「むすぶ」登録者等の多様な活動志向に応じた活動先の確保が課題となっている。

# 【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】

(**目的**)支援を必要とする、していないにかかわらず、誰もが孤立することなく、地域の「つながり」の中で安全・安心に暮らし続けるために、地域 住民や福祉事業者が地域課題を共有し、解決に向けて話し合うためのネットワークの構築に取り組む。

(成果)⑦地域福祉ネットワーク会議では、福祉専門職や地域活動者の声を受けて、地域でのつながりづくりに向けたケアマネジャーと民生児童委員との交流会や地域活動者同士の情報交換会を開催したほか、地域の医師や高校生の協力のもと、市民活動団体に配付するための認知症予防脳トレDVDの作成に取り組んだ。(目標指標A·D)

(課題)⑦各地区の地域福祉ネットワーク会議で様々な課題の協議やその実践が進められているが、見守りや災害時の要配慮者支援といった 全市共通の課題に対する好事例の全市展開ができていない。

# 【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】

(目的)誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるために、多様な見守り・ささえあいの活動を推進する。

(成果)⑧市社協において、見守り活動者の想いや活動状況の紹介DVDを作成・配付し、高齢者等見守り安心事業未実施地区に働きかけた結果、新たに3地区が立ち上がり計49地区で見守り活動が実施された。また、見守り推進員や協力員の活動を支援するため、見守り活動の事例等を紹介したパンフレットを配付した。(目標指標A・E)

③社会福祉連絡協議会(連協)圏域に限定しない見守り活動の推進に向け、地域振興センターや市社協と協議・検討を行い、立花地区では防災講座受講者に呼びかけた地域の支え合いに関する意見交換会を実施し、小田地区では生涯学習プラザ登録グループに見守り活動案内チラシの配付とアンケートを実施した。(目標指標A・E)

⑩小田高校の活動を支援するための協定を締結し、生徒に対する高齢者支援に関する教育や、生徒を「見守り・ささえあい協力員」として委嘱 する等の環境づくりを行ったことで、生徒と民生児童委員による見守り活動が行われた。(目標指標A)

(課題) ⑧ ⑨ ⑩連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感等により、見守り活動の新規地区の立ち上げが 低調となっている。

⑧⑨⑩新たな地域福祉活動の立ち上げには、地域住民への地域課題の共有による意識醸成とともに、地域ごとに異なる地域資源の状況に応じた働きかけや組織化支援等が必要となる。

施策名: 地域福祉 施策番号: 05 - 01

### 3 主要事業一覧

<u> </u>	工女争未一見
	令和4年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【福祉学習の推進】

①②地域振興センターや市社協と連携し、「防災」等の身近に感じる地域課題を テーマに、多様な主体が参加・交流する学びの場づくりを行うとともに、活動のきっ かけになる地域づくりの好事例の共有を行う。

### 【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

③~⑥引き続き、関係部局や市社協と連携し、地域活動を希望する学生等を市民活動団体につなげるとともに、「むすぶ」でのマッチングによる課題解決事例を支援関係機関、市民活動団体と共有し、活動希望者に応じた活動先の確保を進める。

⑥活動希望者の多様な活動志向に応じた活動先の確保に向け、市民活動団体の 把握を進め、活動希望者と市民活動団体との交流会等を実施するほか、支援を必 要とする個人とのマッチングを検討する。

### 【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支える ネットワークづくり】

⑦市社協と連携し、各地区地域福祉ネットワーク会議での好事例や全市共通の課題の実践例等を各地区で共有し、取組につなげていく。

### 【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】

⑧⑨⑩引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、高齢者等見守り安心事業を推進するとともに、要支援者システムや地域情報共有サイト(あましぇあ)を活用して地域課題や地域資源を分析し、試行的に連協圏域に限定しない見守り活動に取り組む。

## 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・地域福祉活動の担い手の不足や固定化・ 高齢化が進む中、今後も引き続き、大学生や 高校生による活動の様子や活動によって得ら れた成果を広く発信するなど、担い手の発 掘・育成に向けた取組を進めていく。

・高齢者等見守り安心事業については、実施 地区の中でも多様な見守りがあり、また未実 施地区の中には他の取組によって見守りが果 たされているような事例もある。

・今後は、地域ごとのまちづくりに関わる多様な主体とのつながり状況について分析を進め、地域政策本部会議等を通じて情報を共有する中で、地域に応じた見守りのあり方について検討していく。

・市社協への委託事業や補助事業については、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

### 【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

③学生等の地域貢献活動を促進するために、支え合いを育む人づくり支援事業の申請団体数の増加に応じて、事業の拡充を検討する。

#### 1 基本情報

 施策名
 05
 地域福祉
 展開方向
 02
 誰もが安心できるくらしを支える基盤づくり

 主担当局
 健康福祉局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	<u> </u>	目標値	実績値						
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	「スムーズに支援の連携ができてい る」と考えている支援関係者等の割合	1	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	%	50.0	_	_	_	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	_		
В	支援会議におけるケース検討数	1	14	件	60	-	_	6	4	14		
С	成年後見制度の決定までに時間がか かると考えている福祉事業者の割合	1	43.6	%	22.0	-	_	_	43.6	_		
D	市長申立案件における受任調整の実 施割合	1	6.1	%	100	22.7	26.1	13.6	15.8	6.1		
E												

※指標A及びCにおける基準値は、令和2年度実績値を記載

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】

(**目的**)各分野の相談支援機関が連携して困りごとを受け止め、様々な施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進する。

(成果)①複雑・複合化した課題を抱える世帯の増加に対応するための重層的支援に向け、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や、保護観察所、兵庫県弁護士会等の支援関係者との意見交換を行うとともに、社会保障審議会での審議や関係部局による重層的支援体制整備事業推進会議での検討を行い、第4期「あまがさきし地域福祉計画」(地域福祉計画)の主要取組項目「重層的支援推進事業」を整理した。(目標指標A)

②重層的支援推進事業の実施に向けて、職員間の連携意識の醸成を図るため、地域振興センターや南北保健福祉センター等の関係部局が合同で国の自治体・支援員向けコンサルティング事業を活用した研修を実施し、断らない相談支援について共に考え、各分野の相談支援業務について相互理解を深めた。(目標指標A)

③市社協のささえあい地域活動センター「むすぶ」(「むすぶ」)では、ファミリーサポートセンターの利用者の相談から、支援が必要なひとり親家庭の情報を把握し、子ども食堂へつなげる等により、孤立防止につなげた。

④民生児童委員と関係機関との円滑な連携に向け、新任委員に対して関係機関の役割・機能の研修や、中堅委員に対しての認知症等対応に必要な成年後見制度の研修、潜在化するヤングケアラーに適切に対応するための研修等を実施し、課題に応じた適切な対応・つなぎ先の理解を深めるとともに、相互に顔の見える関係づくりを進めた。(研修実施回数R1:12回、R2:5回、R3:9回)

⑤しごと・くらしサポートセンターでは、継続的な支援が必要となる相談者が増加している中で、相談者に寄り添った支援に努めるため、増員によりコロナ禍での窓口体制の維持を図るとともに、関係機関間の連携を深めることで、社会的孤立に陥った人を早期に把握するため、地域に近い地域振興センターの職員に対して生活困窮者自立支援制度の研修を実施した。(目標指標A)

⑥就労支援については、しごと支援課の雇用就労支援員に加え、求人企業開拓員を応援配置し、就労自立支援員会議に出席することで、経済部との連携を図り、情報共有や積極的なマッチングを行い、就労・増収につながる割合が増加した。直ちに就労が困難な支援者に対しては、就労準備支援事業への参加など、生活保護部門とも連携して就労支援に取り組んだ。(目標指標A)

⑦生活困窮が疑われる事案等に対して、個別支援会議を14回実施し、関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行った。(目標指標B) ⑧ひきこもり等により自ら相談に来ることが困難な人への支援を実施するため、ユース相談支援事業の取組や当事者への聞き取り、他都市の 状況を参考に、中高年層を含めた支援体制として、ひきこもり等支援事業の制度設計を行った。

⑨婦人相談員や子どもの育ち支援センター(いくしあ)の児童専門のケースワーカー、保健師等が参加した庁内のDV関係者交流会において、 DV被害者支援に対する配偶者暴力相談支援センターや各機関の役割への理解を深め、連携した支援の充実を図った。(目標指標A)

(課題)①~⑦複雑·複合化した課題解決に向け多機関や地域のささえあいによる伴走支援を推進するために、様々な支援機関や支援関係者間でのそれぞれの役割・機能の共有と相互理解を進める必要がある。

⑤⑥⑦支援困難ケースとして長期化する傾向にある一般就労を直ちに行うことが難しい就労支援困難者を支援するためには、他機関と連携し 社会資源・制度を有効利用しながら、細やかな寄り添い型・伴走型の支援と中間的・福祉的就労が可能な事業所の開拓が必要である。

⑧新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、経済的な問題に埋もれがちなひきこもり等の課題を発見し、よりきめ細やかな対応を行うことが必要である。

⑨DV関係者交流会に参加していない行政手続きの窓口担当者に対しても、DV被害者支援の一層の周知啓発活動が必要である。

### 【権利擁護に関する支援】

(目的)成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。

(成果)⑩地域福祉計画改定において、成年後見制度利用促進を図る計画を内包させるとともに、成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見制度利用までの期間短縮等の拡充施策を取りまとめた。(目標指標C)⑪成年後見制度を利用するにあたり申立を行う親族がない人を対象に、市長申立を33件実施し、そのうち2件については受任調整を行った。(R1:市長申立22件、受任調整3件、R2:市長申立19件、受任調整3件)(目標指標D)

⑫成年後見制度の周知啓発のため、民生児童委員や居宅介護支援事業所、精神障害者家族会、生活支援サポーター養成研修などにおいて、計10回(R2:5回)の研修を実施した。

③市民後見人候補者の確保につなげることを目的に、市民後見人が受任者研修の一環として、丹波篠山市の権利擁護支援者養成講座に参加し、自らの活動の実践報告を行うことで、市民後見人のやり甲斐や魅力を発信した。

(課題)⑩⑪成年後見制度の市長申立について決定までに時間が要していること、またそれにより支援者の負担が軽減されないことが課題である。

⑫成年後見制度の認知度が低く、市民や事業所等に対して、引き続き制度の周知を進めることが必要である。

③養成研修を修了したものの未活動である市民後見人に対して、知識・スキル向上に資する支援等を検討する必要がある。

施策名: 地域福祉 施策番号: 05 - 02

### 3 主要事業一覧

J	土安尹未 <sup>一</sup> 見
	令和4年度 主要事業名
1	権利擁護推進事業費
2	重層的支援推進事業費
3	ひきこもり等支援事業費
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充 実】

①~⑦南北保健福祉センターといくしあとの連携による総合相談体制や、地域振興センターを中心とした地域振興体制の再構築の取組を基盤として、支援を必要とする人の早期把握とともに、多機関連携による公的支援と地域のささえあいの取組の包括的な提供による伴走支援を行うために、支援機関等の役割や情報の共有化の方策の検討を行う等、段階的に重層的支援を推進する。

⑥引き続き多様化するニーズに対応するため、しごと支援課等と密に連携を図っていく一方、就労支援困難者に対してもきめ細やかな寄り添い型・伴走型の就労支援ができるよう就労自立支援員の登用や人材育成を図る。雇用条件面においては、一般就労だけではない幅広い調整も行うことでマッチング件数を増やしていく。

⑧ひきこもり等の相談によりきめ細やかな対応を行うため、プロポーザル方式により、 民間の知見を活用した最適な事業を実施していく。

⑨引き続き、婦人相談員やいくしあの児童専門のケースワーカー等の関係者間の 交流を深め、包括的な支援体制づくりに結び付けるとともに、関係部局への一層の 周知を行う。

### 【権利擁護に関する支援】

⑩⑪⑫成年後見等支援センターの体制を強化し、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」、「後見人候補者の段階からの支援参加」により、市長申立から決定までの期間短縮を図り、支援者の負担軽減を図る。また、成年後見制度の周知・啓発による理解促進を図る。

③活動していない養成研修修了者や候補登録者に対して、生活支援サポーター 養成研修の受講勧奨や、地域のボランティア活動の窓口となる市社協の「むすぶ」 を通じた活動案内など、市民後見人候補登録者等の知識やスキル向上を図る。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・これまでも実施してきた福祉的支援に加え、 ひきこもり等当事者へのアウトリーチ、社会へ の参加支援、権利擁護支援などの充実により、複雑・複合化した課題を抱える市民に重 層的に対応していく。

・このような重層的支援を充実させるために、 引き続き、支援関係者それぞれの顔が見え る関係を構築し、情報共有の仕組みづくりを 進めることにより、チームとして課題に向き合う ことの大切さを改めて認識するとともに相互理 解による連携意識を醸成していく。

#### 主要事業の提案につながる項目

### 【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充 実】

①~⑦重層的支援を推進する中、支援会議のケース検討数増への必要な体制の 検討を行う。また、関連するシステムを活用した情報共有の手法について検討を行う。

### 【権利擁護に関する支援】

⑩~⑬中核機関としての取組等により、利用相談や支援会議の対象件数等が増加することが見込まれるため、必要な体制について検討を進める。

#### 1 基本情報

施策名 06 障害者支援	展開方向	01 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づく り
<b>主担当局</b> 健康福祉局		

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値	実績値						
					(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	障害のある人が日常生活を送るための地域の 環境が整っていると感じる市民の割合	1	37.5	%	47.7	34.5	35.3	38.3	39.7	37.5		
В	サービス等利用計画及び障害児支援 利用計画の作成達成率	'	78.0	%	100	42.1	62.2	70.8	78.2	78.0		
С	委託相談支援事業所における延べ相 談回数	_	27,896	回	_	20,313	20,780	22,902	27,818	27,896		
D												
E												

※指標Cは、委託相談支援事業所において、福祉サービスの利用援助や権利擁護、専門機関の紹介などの支援を行った延べ回数

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【健康に暮らす(保健・医療)】

(**目的**)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。

(成果)①地域の医療機関等との連携を進めるため、医療的ケア児等コーディネーターが尼崎総合医療センター(AGMC)や訪問看護ステーションなど関係機関とのカンファレンスに積極的に参加(13回)し、退院前後からの円滑な支援につなげたほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に県立障害児者リハビリテーションセンター(あまリハ)を招くことで、リハビリ事業の周知を図ることができた。

### 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

(**目的**)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。

(成果)②障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和2年末の6,473人から令和3年度末は6,986人に増加(+513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。(目標指標A)

③サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析等を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。また、昨年度に引き続き、未作成者が特に多い「知的障害(日中系サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所との連携を進めたこと等で、作成数は386人増加(5,062人→5,448人)し、作成率は78.0%(5,448人/6,986人)となった。(目標指数B)④支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和3年度27,896回)は依然高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あま相)を毎月開催し、各事業所の支援状況の共有やテーマ別の研修・事例検討会等を行うことで支援力の向上につなげた。(目標指標C)

⑤利用計画の作成促進や複合的な課題を抱えるケースへの対応(重層的支援体制)、それらを含めた相談支援機能の強化等に向けて、あま相で計画未作成者の状況や課題等を把握・共有し、今後の進め方や委託相談支援事業所の役割等について協議を進めた。また、それら意見を基に本市における「支援困難ケース」の考え方(基準等)を一定整理し、各事業所への聞き取り等を踏まえてリスト化を進めた結果、相談支援ケース全体の1割強が支援困難に該当することが分かった。

⑥指定相談支援事業所のネットワーク会議を計6回(全体会2回、テーマ別開催4回)開催し、国の報酬改定(加算の創設等)や計画作成状況の共有、医療的ケア児に係る相談支援の協力依頼等を行うほか、各事業所からのニーズを基に精神保健分野や介護保険移行期等に関する研修を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。

⑦尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あぜくら分場」の運営法人と協議し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討していくことで合意が得られた。また、「あいあい分場」については、10月に利用者家族への説明会を開催したほか、12月には運営法人において利用者へのアンケートを実施したことで、意向確認等を進めることができた。

⑧機器や用具の機能向上等に伴い、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣市の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。

⑨新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年度から継続して、陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業を始め、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入れに係る市独自事業を実施し、対象となった事業所と密に連絡・調整を図りながら、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。

⑩介護従事者へのコロナワクチン優先接種については、6月に市内のサービス事業所への事前調査を実施し、その結果を基に接種会場の確保と予約システムの導入・運用を進めるなどして、概ね700人の従事者への早期接種につなげた。

①医療機関や集団接種会場での接種が困難な重度障害のある人への優先接種については、8月に市内の生活介護事業所への事前調査を 実施し、その結果を基に保健所で接種医やワクチンを確保しながら、6事業所に対して職員が直接訪問し対象者の接種につなげた。

⑫障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、コロナ禍の影響や次期総合計画との整合性を図る必要等が生じたため、障害者福祉等専門分科会を始めとする各会議体の開催内容やスケジュールを変更し、本格的な検討は次年度へ延期することとしたが、現行の「評価・管理シート」や当該計画に係る今後の施策展開等についての意見聴取を進めた。

(課題)②③利用計画の作成数は着実に増えているものの、特に障害児通所支援や就労継続支援の新規利用が大幅に伸びているため、全体の作成率は8割弱に留まっている。

④⑤今回整理を進めた支援困難ケース全体(約900人)の状況を分析した結果、概ね3/4は委託・指定相談支援事業所による支援が入っているものの、残る1/4は相談支援事業所につながっていないため、早期の状況把握と対応が求められる。

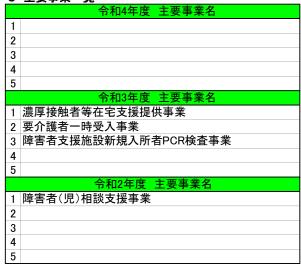
⑦対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況·事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望 移転策を整理していかなければならない。

⑧これまでも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。

⑨⑩⑪変異株の流行などコロナの感染状況等の変化に伴い、必要な支援や対応等も変わっていくため、事業所の支援体制の維持・確保やワクチン接種等にあたっては、引き続き柔軟かつ丁寧な対応が求められる。

施策名: 障害者支援 施策番号: 06 - 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【健康に暮らす(保健・医療)】

①コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」に、新たにあまりハ等をメンバーに加えて再開し、各機関の支援体制・内容や今後の課題等について協議を進めるとともに、各サービス事業所のネットワーク会議等において、それら支援状況や地域の医療機関等との情報共有の場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。

### 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

②~⑥利用計画の作成促進や相談支援機能の強化等に向けては、現行の取組を継続しつつ、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所など本市の「地域生活支援拠点」機能を担う中核支援機関が、より包括的かつ専門的な支援を行っていけるよう、引き続きあま相においてリスト化した支援困難ケースや対応状況の精査を進めていく。また、その内容等を踏まえながら、当該リストの活用方法や各支援機関の役割、新たな対応策について協議・検討していく。なお、これら支援困難ケースの中には、障害分野だけでは対応が困難な複雑・複合化した課題を抱えるケースもあるため、重層的支援体制における支援や対応についても検討を進めていく。

⑦対象施設の機能移転に向けては、引き続き法人の意向や運営状況、各施設利用者の状況等も十分に考慮しつつ、土地や建物の条件等も踏まえて関係部局等との協議・調整を進め、具体的な機能移転策をまとめていく。

⑨⑩⑪コロナが収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、引き続き感染状況に応じた柔軟な対応に努め、既存施策の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組んでいく。

②障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理シート」については、次期総合計画を始め、関連する行政計画の取組や整合性を意識しながら、引き続き、障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例施策推進協議会等で進捗管理や評価の手法等についての意見を伺いながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを進めていく。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・サービス利用者の大幅な増加により、新たな支給決定者数に対する利用計画の作成率は100%に至らなかった。その結果、依然として全体の作成達成率は8割弱に留まっており、目標の早期達成に向けた対策が必要である。

・利用計画の作成率の更なる向上にあたっては、引き続き未作成者の状況や作成にあたっての課題等について協議を進め、より効果的な取組となるよう運用面も工夫しながら進めていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

### 【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

⑧日常生活用具については、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせた給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。

#### 1 基本情報

施策名 06 障害者支援 展開方向 02 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり 主担当局 健康福祉局

#### 2 目標指標

			基準値		目標値	実績値						
	拍 保 石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	市内のグループホームの定員数	1	552	人	741	381	413	453	497	552		
В	委託相談支援事業所等における発達 障害の人等の相談者数	_	233 (H29~R3平均)	人	-	222	223	269	262	190		
С	委託就労支援機関を通じた就労者数	1	34 (H29~R3平均)	人	54	35	54	31	27	24		
D	障害者就労支援施設の物品等の販売 会の実施回数	1	17	回	25	8	10	16	15	17		
Е	身体障害者福祉センターと身体障害 者福祉会館の利用者数	1	28,742 (R1)	人	41,848	32,820	35,011	28,742	13,921	12,644		

### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【育つ・学ぶ(療育・教育)】

(目的)障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。

(**成果**)①児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている。(参考:令和3年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,316人)

②発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談者数はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まり等に伴い、子どもの育ち支援センター(いくしあ)における相談は増加しているため、業務連携フローや通所事業所のリストを活用して療育機関への円滑な引継ぎを行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況等の評価・検証を進めた。(目標指標B)

③障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍の影響等もあり、事業所への実地指導や連携マニュアル等の周知・啓発は見合わせたが、事業所が抱える課題や支援状況等の把握・共有に向け、自立支援協議会「あまっこ部会」において、市内で有志による連絡会を運営する事業所(5か所)と意見交換を行うほか、市内の全事業所を対象とした交流会の開催企画を進めた。

④医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合わせたが、医療的ケア児等コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進めるほか、支援機関のカンファレンスにも積極的に参加し支援にあたった。

(課題)①②③指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められている。

## 【働く(雇用・就労)】

(**目的**)一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、さまざまな働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。

(成果)⑤委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。また、就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに応えてきている。(目標指標C)

⑥市役所における障害者雇用として、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」において7人を雇用し、一般就労へのステップアップ 等に取り組むとともに、「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習を行った。

⑦コロナ禍で生産活動が停滞し減収している就労継続支援事業所(3か所)に対して、活動の再起に必要な事業経費の補助を行った。また、障害者就労施設の受注機会の拡大に向けては、コロナ禍で企業イベント等の中止が多かったが、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計17回開催するほか、共同受注の支援により発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。(目標指標D)

⑧令和3年12月に兵庫県の「行財政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額されて、令和7年度で廃止されることとなったため、今後の本市の対応について協議を進めた。

(課題)⑤⑥就労系サービス事業所が依然増加傾向にあるなど、市内に障害者就労の場や機会が充足してきたことで、市役所での障害者就労チャレンジ事業においては一般就労に向けた実習ではなく、主に就労意欲の喚起を目的とした利用が大半を占めている。

### 【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】

(目的)地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、さまざまな生活環境の整備を進めることなどで、障害のある 人の地域での生活を支える。

(成果) ⑨市内グループホームの定員数については、新規開設サポート事業で8ホーム(定員32人)に開設経費の一部を助成するなどして、令和2年度の497人から令和3年度は552人と着実に増加(+55人)している。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備については、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。(目標指標A)

⑩グループホームの整備促進に向けては、今後の整備方策を策定するため、前年度に実施した市内障害者団体へのアンケート調査に加えて、令和3年度は「リレくらしサポートセンター」を通じて市内事業所(24か所)にアンケート調査を行い、利用状況等の把握を進めた。

⑪新たに生活介護事業所のネットワーク会議を設置・開催し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等の取組を進めた。

⑫視覚障害のある人の外出を支援する「同行援護」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更案をまとめた。

(課題)⑩市内事業所への調査結果をみると、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えている。

#### 【地域でつながる(生涯学習活動)】

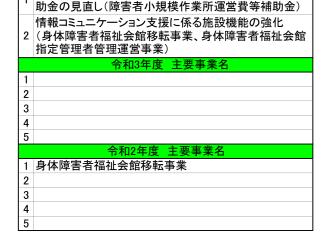
(**目的**)地域で行われるさまざまな催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。

(成果) ③尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づく「身体障害者福祉会館」の移転については、当該会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員や会員を始め、施工業者や移転先(教育・障害福祉センター)の関係者等との協議や連絡調整を丁寧に進め、令和4年1月に改修工事を完了した。(目標指標E)

⑭東京パラリンピックへの機運を醸成するための記念イベントとして、記念公園総合体育館や身体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火ビジットやパラスポーツ体験会、パラスポーツのパネル展示等を実施した。事業を通じて、障害者スポーツの普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進に取り組んだ。

施策名: 障害者支援 施策番号: 06 - 02

#### 3 主要事業一覧



和4年度 主要事業名

障害者小規模作業所の法内施設への移行支援及び補

#### 4 市民意識調査(市民評価)

### ●重要度



#### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【育つ・学ぶ(療育・教育)】

①②③適切な発達支援の提供に資するため、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、市立の児童発達支援センター等の役割や機能の再整理を進めるとともに、障害児通所支援の事業所間や障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所間の連携強化に向けて、「(仮称)障害児通所支援事業所ネットワーク会議」の設置を検討していく。また、障害児通所支援事業所への実地指導に取り組んでいく。

④医療的ケア児への適切な支援に向けては、引き続きOJTによる人材育成に取り組むとともに、「医療的ケア児支援部会」を再開し、現在の支援体制や状況等を基に、病院や診療所、訪問看護ステーション等と必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めていく。

### 【働く(雇用・就労)】

⑤⑥⑦障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、委託就労支援機関の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。また、現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や販路拡大等に関する課題についても協議していく。なお、「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替りを想定して、計画的に採用していく。

### 【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】

⑩同行援護の運用変更については、令和4年4月に利用者・事業者向けの説明会を開催するなど視覚障害のある人に対して丁寧な周知等に努めるとともに、支給決定基準(ガイドライン)等を整理して、新たな運用を開始していく。

### 【地域でつながる(生涯学習活動)】

③移転後の会館の周知や活用に向けては、市報等への掲載に加え、自立支援協議会や市内障害者団体等を通じて他の障害種別の方等にも幅広く利用してもらえるよう周知を図るとともに、□ロナ禍で休止していた「自発的活動支援事業」を再開し、その活動場所として提案するなど積極的な会館利用を促していく。

#### 王安事業の提案につなかる項目

### 【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】

⑨⑩グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用するとともに、各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、「日中サービス支援型グループホーム」の更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見を伺いながら、既存ホーム等のバリアフリー(大規模)改修等に係る経費助成や「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価等についても協議・検討を進めていく。

### 【働く(雇用・就労)】

⑧県補助金が廃止される令和7年度までに、市内の小規模作業所(4か所)や利用者との協議を進め、法内施設(地域活動支援センター、就労継続支援B型)等への円滑な移行を促進するなど、利用者の社会参加機会の維持・継続に向けて支援していく。

### **6 評価結果**

#### 評価と取組方針

・障害児通所支援を始め、大幅に増加する サービス事業者への指導監査等については、 事業者等の負担軽減と監査等の質の向上に つなげていけるよう、より効果的かつ効率的な 手法へと改善を図る。

・重度化・高齢化が進む障害のある人の地域 生活の支援に向けては、グループホームの更 なる整備に取り組むこととあわせて、在宅生 活の維持を希望する人のニーズへの対応に ついても検討を進めていく。

・小規模作業所の法内施設への移行にあたっては、作業所や利用者の意向等を尊重しながら、より最適な時期に円滑に移行できるよう支援していく。

#### 1 基本情報

施策名 06 障害者	支援	展開方向	03 ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局	建康福祉局		

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値						
	14 保 1	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	障害者差別解消法の認知度	1	34.2	%	50.0		_	_	-	34.2		
В	意思疎通支援事業に係る養成講座修 了者数	1	45	人	70	39	62	56	46	45		
С	合理的配慮を知らない職員の割合	ļ	36.0	%	0	1	_	51.0	37.9	36.0		
D												
E												

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【安全に暮らす(安全・安心)】

(目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。

(成果)①障害のある人への災害支援に向けては、個別支援計画の段階的な作成対象者の考え方等を整理するにあたり、「あまがさき相談支援連絡会」において、障害福祉分野の中核支援機関との意見交換を進めた。また、自立支援協議会「あまのくらし部会」において、模擬避難所体験会の開催企画を進めたほか、コロナ禍での困りごとやそれに対する配慮・対応をまとめ、災害時にも活用できる取組等の共有を図った。②障害のある人の災害時の情報取得につながるよう、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「自火報光警報補助装置」の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。

### 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】

**(目的)**障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。

(成果)③障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和3年度通報・相談件数36件。うち、虐待認定1件)。また、国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。

④「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍での影響を考慮し、分散型かつ小規模の開催とし、創意工夫のもと様々なコンテンツ(声のないお店やミーツ新喜劇など)を実施した。イベント当日だけではなく、企画段階から福祉や障害について考える機会や障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施している。

⑤障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、相談対応事例の共有や啓発パンフレットの効果的な活用等について協議を進めた。(目標指標A)

(課題)④「ミーツ・ザ・福祉」は提案型事業委託制度を活用することで発展的な実施を継続しているが、同制度は原則3年間を上限とした制度で令和4年度が再提案の最終年度となるため、令和5年度以降もこれまでの成果等を活かした事業継続が可能となるよう、委託事業者を選定していかなければならない。

⑤障害者差別解消法の認知度は依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることからも、一層の制度周知や啓発が求められる。

### 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

(目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続きなどを支える。

(成果)⑥意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。(目標指標B)

⑦手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。また、市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「きこえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等へ配布することで一層の理解と啓発につなげた。

⑧□□ナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、□□ナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつなげた。

⑨障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。また、障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の肢体部、聴力部、視力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。

⑩市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や希望制の手話研修を継続して開催するほか、障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきている。(目標指標C)

(課題)⑥意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。 ⑦□□ナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。

施策名: 障害者支援 施策番号: 06

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【安全に暮らす(安全・安心)】

①②移転後の会館については、併設する身体障害者福祉センターと同様に、福祉 避難所として指定・運用していけるよう、指定管理者等との協議・調整を進めてい く。また、情報支援に係る各種機器を設置した移転後の会館機能も活用しながら、 「あまのくらし部会」の取組を始め、災害支援に係る各種研修や自主活動等を推進 していく。

#### 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】

③虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、各事業所ネットワーク会 議で、引き続き「虐待防止委員会」の設置等についての研修を実施していく。 ④「ミーツ・ザ・福祉」については、障害のある人とない人の交流の促進や相互理解 を深めるとともに、更なる付加価値を生み出し、より良いイベントへとつなげていける よう、引き続き、事業の企画過程における実行委員会や市民等との協働に取り組 む。また、これまでの成果や課題等を振り返りつつ、新たな委託事業者の選定を行

⑤障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校 等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害 特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に 施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。

### 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑦手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サー クルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、 効果的な講座開催等について協議していく。

⑧市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを 整備し関係部局に周知を図るなど、点字プリンターの更なる活用を促していく。 ⑨身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイ ドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレク ストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(サピエ)」など情報支援に係る各種 機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施 設機能の向上を図っていく。また、併設する身体障害者福祉センターを含めて、障 害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしや すくなる施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点として

⑩市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員 対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくととも に、合理的配慮に係る研修については、所属長以外にも対象を広げて実施してい また、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブック を作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指していく。

### 6 評価結果

・新たな身体障害者福祉会館における、障害 特性に配慮した情報・コミュニケーション支援 に係る施設機能を活用した今後の事業展開 については、当事者ニーズに即した取組とな るよう検証していく。

職員のキャリア形成や資質の向上に向け、 福祉事業所等の職務を経験する短期イン ターン研修の実施に向けて検討していく。

市職員の障害への理解・啓発に向けて新た に作成した「職員ハンドブック」については、職 員が有効に活用していけるよう一層の周知に 取り組む。また、合理的配慮を知らない職員 の傾向を分析し、目標達成に向けた効果的 な対応を検討していく。

### 主要事業の提案につながる項目

## 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑥意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・ 要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣 登録を促すための取組等について検討していく。

#### 1 基本情報

施策名 07 高齢者支援 展開方向 01 介護予防の取組や認知症施策の推進 主担当局 健康福祉局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値	実績値						
					(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	認知症サポーター数	1	24,080	人	45,507	16,507	19,519	22,341	23,297	24,080		
В	介護予防体操の登録者数	1	4,028	人	5,737	2,577	3,128	3,540	3,800	4,028		
С	自分が健康であると感じている高齢者 の割合	1	68.6	%	72.9	67.9	68.6	64.7	67.2	68.6		
D												
Е												

### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【介護予防の取組】

(目的)介護予防については、関心を持つだけでなく、栄養・運動・社会参加が大切だと感じ、自らが実践できるよう取組を進める。

(成果)①いきいき百歳体操(百歳体操)は、コロナ禍ではあるが新たに7グループ立ち上がったことから全体の登録者数は増加した。また、「高齢者ふれあいサロン・百歳体操のリーダー交流会」を全地区で実施し、各グループの活動状況の情報交換や、他の介護予防関連事業の紹介等を行い、活動の活性化につなげた。(目標指標B·C)

②老人福祉センターで実施する元気づくり工房では、コロナ禍で百歳体操を休止したグループの参加者が利用するなど、地域活動の自粛に伴う受皿の機能を果たした。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、関係部局との国保データベース(KDB)システムを活用した分析により、支援が必要な人に対しては、医療専門職の訪問等による個別指導を行い、適切なサービス提供につなげるとともに、地域の集いの場で、医療専門職による健康相談等を行った。

④フレイルチェック会は、市民フレイルサポーターが高齢者の健康状態を把握し、フレイルの啓発を行うもので、新たに養成したサポーター5人を含め、28人のサポーターが参画し、スポーツ振興事業団等との共催のもと、21回実施し、294人参加した。

⑤(仮称)武庫健康ふれあい体育館の整備に向けては、これまで実施したタウンミーティング等で意見交換を重ねた結果、市民ニーズに対応したより良い設計案を作成することができた。

⑥店頭での何気ない会話から必要に応じ、地域包括支援センター等の関係機関へ案内するシニア情報ステーションを公共施設や店舗等159か所に設置した。また、設置店舗に対して、支援が必要な高齢者を関係機関へ案内した実績等のアンケートを行ったところ、薬局等の小型店舗では、気がかりな高齢者等を関係機関に紹介している傾向、スーパー等の大型店舗では、多くのパンフレットを配布している傾向という結果となった。

⑦高齢者の情報発信として、介護予防の取組等を紹介する「尼崎市シニア元気UPバンフレット」の掲載内容を「地域情報共有サイト(あましえあ)」に掲載した。また、老人福祉センターでは、高齢者向けのスマートフォン講座を年4回開催し、53人の参加があった。

(課題)①百歳体操では現在活動中のグループの9割が活動開始から3年以上経過しており、活動が定着している一方、活動継続に向けた内容のマンネリ化や新規参加者の獲得が課題である。

②元気づくり工房のもう一つの機能である百歳体操のリーダー支援や新規グループの立ち上げ支援等については、コロナ禍でその機能を果たすことができなかったことから、運用方法について検討する必要がある。

③健康相談等を行うための医療専門職の人材派遣契約の公募を行ったが、コロナ禍において人材不足により契約を結ぶことができなかったため、想定していた規模の事業を実施することができなかった。

④コロナ禍において、想定よりも参加者数が少なく、データの蓄積が困難であることから、フレイルチェック数増加に向けて、効果的なフレイルチェック会の開催について検討する必要がある。

⑤(仮称)武庫健康ふれあい体育館の事業開始に向け、老人福祉センター機能と体育館機能の複合化のメリットを生かしたソフト事業の実施 内容等について検討する必要がある。

⑥アンケートの結果を踏まえ、店舗のそれぞれの強みを生かすなど、効果的な活用方法について検討する必要がある。

### 【認知症施策の推進】

(目的)認知症の正しい理解や早期発見・対応につなげるとともに、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう取組を進める。

(成果)⑧尼崎市社会福祉協議会(市社協)等関連団体へ認知症サポーター養成講座等の認知症施策について情報共有を行った。また、民間企業や店舗等での積極的な認知症サポーター養成に向けて、周知協力を依頼したが、コロナ禍において企業等の参集機会が減少していることにより、実現には至らなかった。(目標指標A)

③ボランティア意向の強い認知症サポーターを対象にステップアップ講座を実施し、その受講修了者や認知症本人が共に活動する「チームオレンジ尼崎」を設置し、認知症本人や家族、その他市民のニーズを把握するため、モデル事業として認知症カフェを開催した。

⑩認知症本人や家族が集う認知症カフェの充実を図るため、認知症カフェ運営助成を開始し、8か所が利用した。

①認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、若年性認知症本人や家族が集う場である「若年性認知症カフェ」を定期開催し、本人や家族間の交流だけでなく、介護専門職への認知症介護相談の場としても活用した。また、専門職向けの対応力向上研修も開催した。

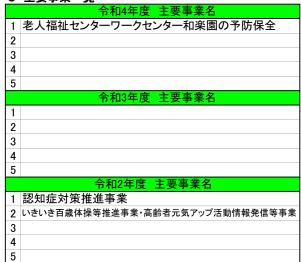
⑫認知症みんなで支える808ネットワーク登録者は令和2年度の647人から令和3年度の743人、認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者は令和2年度の565人から令和3年度の685人となり、いずれも増加傾向にある。加入者アンケートではコロナ禍でも約6割の外出頻度が維持・増加したと回答しており、認知症の人の社会参加の後押しにつながった。

(課題)®⑨地域における認知症本人・家族支援体制の構築に向け、コロナ禍においても認知症サポーター養成講座の受講者増の取組を検討する必要がある。また、モデル事業を通じて、「チームオレンジ尼崎」の今後の活動内容を引き続き検討するとともに、職域サポーターや民間企業等との連携を進める必要がある。

⑩⑪認知症カフェに参加する認知症本人や家族を増やすためには、地域に潜在している人を把握する必要がある。また、地域活動に参加していた人が認知症を発症しても引き続き、地域住民と交流ができるよう、新規カフェの立ち上げ支援を継続する必要がある。

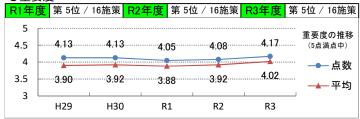
施策名: 高齢者支援 施策番号: 07 - 0

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【介護予防の取組】

①百歳体操の定期支援である体操指導や体力測定に加え、新たなミニ講座や他の体操紹介、専門職からの体操指導をメニュー化し、グループのニーズに合った支援を行っていく。

②引き続き、市社協と連携を図り、運用方法等について検討を行っていく。 ③④医療専門職の確保ができるよう仕様の見直しを行うとともに、確保された人員で健康状態の把握に努める。また、百歳体操の定期支援にフレイル予防ミニ講座を加えるなど、フレイルチェック会への参加勧奨を行うとともに、これまでのフレイルチェックの実施結果について他市比較等を行い、本市高齢者の健康課題の分析を進めるなど、ヘルスアップ戦略推進会議において、引き続き、市民の健康寿命の延伸に向けた関連事業との連携や、効果的な事業実施に向けた実施体制について検討を行っていく。

⑤(仮称)武庫健康ふれあい体育館の整備に向け、新築工事に着手するとともに、効果的な健康づくりや介護予防教室等の検討を行う。また、総合老人福祉センターや(仮称)大庄健康ふれあい体育館についても、尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:再編)を踏まえ検討を行っていく。

⑥⑦シニア情報ステーションについては、設置店舗に対する設置目的の再周知や定期的な情報提供体制の整備を行うとともに、アンケート結果に基づき、店舗の特性を生かした効果的な活用方法の検討を行っていく。また、老人福祉センターでのスマートフォン講座の開催数増や、ホームページ・SNSで情報を得ることが難しい高齢者の情報提供等について、検討を行っていく。

### 【認知症施策の推進】

⑧⑨認知症サポーター養成講座の受講者増に向けては、市社協と連携し、ささえあい地域活動支援センター「むすぶ」登録者等へ周知を行い、生涯学習プラザでも養成講座を共催するとともに、認知症予防に向けては、百歳体操の支援内容に認知症に関するミニ講座を加え、日々の活動が認知症予防に効果があることを伝えていく。また、モデル事業を継続し、関係機関や市民ボランティアと連携して、今後の事業内容の検討や、職域サポーター・民間企業等との連携を進めていく。⑩⑪⑫認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等と連携し、認知症カフェ等の集いの場を紹介していくとともに、認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者等に対しても情報提供を行っていく。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・介護予防・フレイル対策の取組については、 より効果・効率的なものになるよう、事業の目 的や指標を改めて整理する。

・また、介護予防等の継続的な活動につなが るよう参加者の声も聞きながら事業を運用し ていく。

・シニア情報ステーションについては、その取組を全庁横断的に共有することで、福祉・保健分野のみならず、多様な情報を発信できるよう効果的な運用に向けて検討する。

・チームオレンジ尼崎の取組の輪を広げていくことで、認知症の人やその家族に対する生活面の早期からの支援等を充実させ、地域での安心した暮らしにつなげる。また、取組の効果を測る適切な指標について検討していく。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

施策名 07 高齢者支援 展開方向 02 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり 主担当局 健康福祉局

#### 2 目標指標

	指標名	方向	基準値		目標値	実績値						
	拍 惊 名		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	生きがいを持つ高齢者の割合	1	58.7	%	75.9	59.2	64.3	66.3	61.5	58.7		
В	高齢者ふれあいサロンの登録者数	1	2,841	人	5,130	2,125	2,808	2,869	2,660	2,841		
С	地域の中で頼れる人がいる割合	1	51.5	%	54.8	50.0	51.9	52.3	50.8	51.5		
D	地域包括支援センターの認知度	1	59.9	%	100	61.7	63.2	63.5	61.3	59.9		
E	生活支援サポーター養成研修修了者 数	1	742	人	3,300	315	510	613	645	742		

### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【社会参加の促進】

(**目的**)地域で支え合いの風土が醸成され、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を超え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得られることができる仕組みづくりを行う。

(成果)①高齢者ふれあいサロン(サロン)については、一部期間で活動休止要請を行ったものの、開催条件の緩和等により、123か所・登録者 2,841人(令和2年度114か所・登録者2,660人)となり、団体数が増加した。(目標指標B)

②老人クラブ(令和3年度末273クラブ数)については、地域を基盤とした社会交流や社会奉仕の活動、リーダー育成の研修に加え、健康増進や介護予防等の自主的な活動を実施した。

③老人福祉工場の転換に向けて、指定管理者のシルバー人材センターをはじめ、NPO法人や関係機関等と協議を重ね、事業転換の整理を行った。(目標指標A)

④生活支援コーディネーター(地域福祉活動専門員兼務)については、地域活動の担い手の創出や立ち上げ支援として、生活支援サポーター養成研修(養成研修)の修了者を支援し、地域の支え合い活動の立ち上げにつなげるなど、高齢者の日常生活を支援する活動団体が新たに3団体立ち上がった。また、訪問型支え合い活動補助事業の利用団体数については、その3団体を含め、令和2年度の4団体から令和3年度には10団体に増加した。(目標指標C)

(課題)①グループの運営や活動内容の検討は、サロン運営者等の裁量に任せているため、活動内容がマンネリ化して新しい参加者が増えずに固定化傾向にあり、新規参加者の獲得が課題である。

②令和3年度に県の行革の取組として、老人クラブ補助金の見直し案が示されたが、確定した内容ではないため、今後の県の動向や見直し案について注視する必要がある。

③令和4年度から令和6年度まで就労的活動支援コーディネーターを配置するなど、モデル事業として高齢者生きがい就労事業を実施することから、プロポーザルにより選定した受託者と協議を重ね、生きがい就労を地域に広める取組を推進していく必要がある。

④地域活動を実施する人材の高齢化等により、担い手が不足していることから、生活支援コーディネーターが生活支援サポーター養成研修に参加することで、養成研修の修了者を地域活動につなげるなど、関係機関と連携を図り、地域活動の担い手の創出の取組を進める必要がある。

### 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】

(目的)高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、介護サービスの基盤確保・質の向上等に取り組む。

(成果)·要介護認定者数:令和2年度 29,168人→令和3年度 29,837

⑤地域包括支援センターについては、南北保健福祉センターと連携して、複雑・複合化したケースへの支援を行うとともに、気づき支援型地域ケア会議を継続して実施し、ケアマネジャーに対して専門職による助言を行うことで、介護予防・重度化防止を推進した。また、コロナ禍においても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「尼崎市医療・介護連携支援センター あまつなぎ」の取組として、医療介護連携専用SNSの利用やZoomによる研修等を実施し、連携を推進した。(目標指標D)

⑥第8期介護保険事業計画の整備目標の達成に向け、公募により特別養護老人ホーム100床と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 所の整備予定事業者を各1者選定した。

⑦在宅高齢者等あんしん通報システム事業(あんしん通報事業)は、新たに携帯電話型機器の導入や近隣協力員を不要にするなどにより、新規加入者が令和2年度の33件から令和3年度の197件と大幅に増加した。また、要支援者システムに利用者情報の項目を追加し、民生児童委員に当該情報が記載された高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿の提供を行った。

⑧利用者やその家族からの暴力行為の対策として訪問看護師・訪問介護員安全確保事業を実施しているが、利用実績はなかった。

③生活支援サポーターの確保に向けては、12回の養成研修を通じて新たに97人を認定するとともに、研修修了者に対して、介護事業所一覧の配付、ハローワークの求人票や登録方法を案内することにより18人が就業した。(目標指標E)

⑩介護人材確保支援事業を開始し、「初任者研修等受講料助成金」は83人分を交付した。また、「介護福祉士等学びなおし研修」には9人が 参加し、介護支援ボランティアポイント(あま咲きコイン)を12人に付与した。

①介護事業所等向けに行政からの通知やアンケートなどをオンライン上で実施することができる「地域情報共有サイト(あましぇあ 関係者用)」での運用を開始することで、情報共有の基盤整備につながった。

(課題)⑤複雑・複合化するニーズに対応するため、地域包括支援センターの対応力を強化するとともに、医療・介護連携の取組について現場 レベルへの着実な周知を図る必要がある。

⑥応募がなかった認知症対応型共同生活介護(認知症共同生活介護)については再募集を行う必要がある。

⑦あんしん通報事業については、利用が必要な高齢者等に事業等の情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要がある。

⑧訪問介護・訪問看護事業所からの問い合わせはなく、引き続き事業所等に対して事業の周知啓発を行う必要がある。

|⑨生活支援サポーターの就労者数が少ないことから、引き続き受講者数の増に努めるとともに、修了者に対して、就労に向けた取組を強化す |る必要がある。

⑩小・中・高校生の保護者に向けて学びなおし研修のチラシ配布や、ポイント付与の対象者へ個別通知を行ったが申請件数が少なかったことから、効果的な周知方法等を検討する必要がある。

施策名: 高齢者支援 施策番号: 07 - 02

#### 3 主要事業一覧

## 令和4年度 主要事業名

- 1 高齢者生きがい就労事業
- 2 老人福祉工場の見直し(老人福祉工場指定管理者管理運営事業)
- 3 認知症確定診断体制整備事業の廃止
- 4
- 5

### 令和3年度 主要事業名

- 1 訪問型サービス事業(訪問型支え合い活動補助事業)
- 2 特別養護老人ホーム等整備事業(軽費老人ホームからの転換促進)
- 3 介護保険施設等新規入所者PCR検査事業
- 4 濃厚接触者等在宅支援提供事業
- 5 高齢者ふれあいサロン運営費補助金

#### 令和2年度 主要事業名

- 1 地域包括支援センター運営事業
- 2 生活支援サポーター養成事業
- 3 軽費老人ホーム運営補助の見直し
- 4 介護保険料に係る利便性向上と収納率向上対策の推進

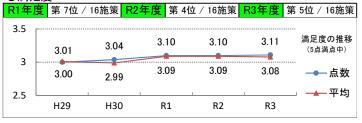
5

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【社会参加の促進】

①活動内容のマンネリ化解消に向けて、「高齢者ふれあいサロン・百歳体操のリーダー交流会」を実施し、補助金を活用した健康課題解決の講座実施等を促すとともに、各グループへの医療専門職による健康教育等の支援を積極的に行うなど、活動を活性化し、新規参加者の獲得につなげていく。

②引き続き、地域を基盤とした社会交流や社会奉仕活動、健康増進・介護予防等の自主的な活動を実施し、仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを促進していく。 ③令和4年度からモデル事業として、新たに就労的活動支援コーディネーターを配置し、老人福祉工場だけでなく、生活支援コーディネーター等と連携を図り、地域の集い場でも生きがい就労を実施するとともに、個人の特性や希望にあった生きがい就労をコーディネートする体制を整備していく。

④生活支援コーディネーターについては、生活支援サポーター養成研修の修了者を地域活動につなげるなど、関係機関等と情報共有や連携を図り、地域活動の担い手の創出に取り組むとともに、引き続き、訪問型支え合い活動補助事業の支援者確保に向け、取り組んでいく。

### 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】

⑤地域包括支援センターの対応力の向上については、重層的支援体制を推進する中で、研修等を実施するなどの取組を進めていく。また、研修等の周知については、「あましぇあ(関係者用)」を活用し、更なる医療・介護の連携を図っていく。 ⑥介護保険事業計画で定めた整備目標の達成に向けて、介護医療院をはじめ整備事業者の公募に取り組んでいく。また、次期介護保険事業計画策定に向け、高齢者等のニーズなどを把握するため、調査を実施していく。

⑦あんしん通報事業については、各種広報媒体や地域団体等を通じて、広く周知を図っていく。

⑧事業所等に周知啓発を行っていくとともに、事業所からの利用申請があれば速やかに対応していく。

⑨生活支援サポーターの確保に向けて、生活支援コーディネーターと連携し、地域の自治会等や地域活動に興味がある人に対して研修参加を呼びかけるとともに、生活支援コーディネーターや採用を希望する事業者等との連携を強化し、研修参加後の活動相談や就職活動の支援等を行い、受講者数や就労者数の増加につなげていく。

⑩介護福祉士等学びなおし研修や介護支援ボランティアポイントの事業周知は、市社協やハローワーク、県社協等と連携して実施するとともに、効果的な広報手法について検討していく。

### **6 評価結果**

#### 評価と取組方針

・高齢者の社会参加の促進に向けては、就労的活動支援コーディネーターの配置により、生きがい就労を地域に広げるとともに、高齢者一人ひとりの希望に沿った就労機会を提供することで、生きがいを持つ高齢者の割合の増加を目指していく。

・高齢者の生活の質の維持向上を図るため、 「気付き支援型」の概念の浸透度も含めた、 これまでの取組の効果を検証する。

・医療・介護連携支援センターあまつなぎについては、コロナ禍における在宅患者の医療情報を関係機関と共有を図るなど、在宅医療を支える基盤となった。今後はコロナ禍で得た成果と課題を検証し、更なる連携推進を図っていく。

・超高齢社会が進展する中、高齢者を対象と した補助事業等については持続可能な制度 に適宜見直すとともに、ニーズに即した高齢 者支援のあり方を検討していく。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 【社会参加の促進】

②今後、県から示される老人クラブ補助金の見直し案をもとに、補助内容を検討してい、

#### 1 基本情報

- GENT IN TA				
施策名 08	健康.	支援	展開方向	01 生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの 支援)
主担当月	司	保健担当局		

#### 2 目標指標

	指標名	方向	基準値	<u>i</u>	目標値	実績値					
	拍 保 石		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	健康寿命の延伸 (健康寿命と平均寿命の差)	1	男△1.63 女△3.59	歳	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命の 増加	男△1.54 女△3.44	男△1.60 女△3.46	男△1.57 女△3.59	男△1.63 女△3.59	_	
В	尼っこ健診受診率	1	11歳37.6 14歳26.8	%	11歳50.0 14歳30.0	11歳39.6 14歳22.1	11歳41.1 14歳26.8	11歳34.1 14歳25.6	11歳37.3 14歳24.1	11歳37.6 14歳26.8	
С	特定健診受診率	1	31.2	%	60.0	38.6	32.9	31.4	26.9	31.2	
D	保健指導実施率	1	31.6	%	60.0	38.2	40.8	35.1	25.4	31.6	
E	がん検診の受診率 (肺がん検診受診率)	1	5.4	%	増加	7.1	6.2	5.2	3.3	5.4	

<sup>※</sup>目標指標Aにおける基準値は、令和2年度実績値を記載

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【全庁横断的な生活習慣病にかかる取組の推進】

(目的)生活習慣病予防・重症化予防、介護予防の取組の推進に関連する施策の連携を図り、すべてのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的にすすめることにより、健康寿命の延伸、結果としての医療費介護給付費適正化を目指す。

(成果)①全庁横断的な生活習慣病予防対策を推進するヘルスアップ尼崎戦略推進会議では、事業を束ねる施策の達成度をはかるための 新たな指標を設定するとともに、個別の事業の参加者情報等をデータ化し、より詳細な施策・事業の見える化に着手した。(目標指標A)

(課題)①健康寿命の延伸という政策目標の達成に向けては、中長期的な視点で、個別の事業のデータ化を継続して蓄積し、また、施策の達成度をはかる新たな指標による効果分析を進める必要がある。

### 【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】

(目的)望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得することにより、将来の生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。

(成果)②尼っこ健診は、予約可能時期を健診日の直近になるよう等工夫したことによりキャンセル率が低下し、11歳受診率37.6%(前年比0.3 ポイント上昇)、14歳受診率26.8%(前年比2.7ポイント上昇)であった。また、教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い対象の生徒に対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行うなどの取組を実施した。(目標指標B)

(課題)②対象の生徒が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。

### 【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】

(目的)各種健・検診事業等を通じた、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療による生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。

(成果)③特定健診の受診率向上対策としては、集団健診会場での感染拡大防止策が定着したことから、一部予約なしでの受付を実施した。 受診勧奨においては委託業者との定例会議等を通じ、毎年継続受診者の層や新規対象者の層など、4層に分類し、これに応じて広報物の内容を変えることで周知を図った。(目標指標C)

④健診データの読み取りや病態に関する研修などの事例検討を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また委託業者と連携し、対象者へのハガキの送付や訪問などによる勧奨を行うことで、実施率の向上に努めた。(目標指標D)

⑤がん検診について、特定健診と一体的な受診だけではなく、乳・子宮頸がんの罹患率が高い働き盛り世代の受診機会拡充のため、単独受診を可能にし、乳がん検診の受診者数が約700人増加した(見込)。また、巡回バスによる単独の肺がん検診を試行的に実施し、22人受診した。がん患者アピアランスサポート事業については、がん拠点病院等に対して直接事業について説明し、周知啓発をしたことで55人の申請につながった。(目標指標E)

⑥歯科保健の取組として、オンラインによる教室や動画の活用を進めるなど、コロナ禍においても、啓発や衛生教育に取り組んだ。

(課題)③昨年度から引き続き新型コロナウイルスの影響により、受診率が低下傾向であり、受診控えや健診の優先順位が低く捉えられてしまったことが課題として考えられる。

④健診の大切さを理解してもらい継続的な受診につながるような保健指導の質をさらに向上させるため、定期的な研修会などを通じた保健師のスキルアップが必要である。また、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。

⑤がん検診の受診率は、令和3年度は若干増加したものの、依然として兵庫県下でも低い水準にある。

⑥より早い段階からの歯科保健の取組が必要となる中、妊婦の歯科健診の受診率が他市と比較しても低い状況にある。(令和3年度受診率: 8.45%)

### 【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】

(目的)生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組により、介護を要する状態になることや、重症化の予防を目指す。

(成果)⑦高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業として、医療、介護等データ分析結果に基づくフレイル予防対策強化のため、いきいき百歳体操等通いの場での栄養口腔機能低下予防事業(90カ所で実施)や保健師等のより積極的な介入(156カ所で実施)、また、多剤服薬者への服薬情報通知を試行的に実施した。

(課題)⑦医療、介護データや質問票、事業実施結果をあわせて分析するとともに、庁内外の関係機関と高齢者の現状、課題を共有し、より効果的、効率的な事業実施につなげる必要がある。

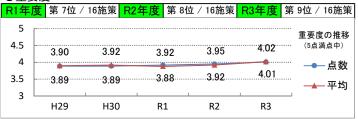
施策名: 健康支援 施策番号: 80 - 01

### 3 主亜重業一階

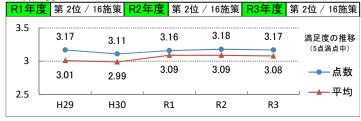
<u>ა</u>	土安争来一見
	令和4年度 主要事業名
1	多剤服薬者への服薬情報の提供(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)
2	肺がん検診の受診機会の拡充(がん検診事業)
3	地域いきいき健康プランあまがさき策定事業
4	胃がん検診の見直し(がん検診事業)
5	
	令和3年度 主要事業名
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 今和4年度の取

### 【全庁横断的な生活習慣病にかかる取組の推進】

①ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有を通じ、事業を束ねる施策の達 成度をはかる新たな指標による効果分析と配下事業の新たなデータ整備をより 層進めることにより、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。

#### 【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】

②リスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な 支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。

#### 【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】

③各層別の特徴・属性に応じた対策を継続していくことで、効果的に受診勧奨を行 う。また、かかりつけ医での受診などの勧奨を尼崎市医師会との連携により強化す るとともに、地域の市社協や各地域振興センターと健診のPRに努め、国保年金課 や各サービスセンターの窓口などとも連携して国保新規加入者への案内の充実を 図る。

④委託業者も交えた研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を 図り、引いては実施率の向上に努める。

⑤巡回バスによる単独肺がん検診を地域の受診環境に合わせ、実施していくことに より受診者数の増加を目指す。また、引き続き、がん検診に対する市民への意識 調査や、がん検診の実施場所・受診勧奨の方法について企業とも連携しつつ、継 続して検討する。

⑥引き続き、コロナ禍においても継続できる歯科保健の啓発や衛生教育に取り組み つつ、妊婦の歯科健診の受診率及び利便向上と、啓発の事業全体のあり方につい て、検討していく。

### 【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】

⑦通いの場での栄養口腔機能低下予防事業や保健師の積極的介入を継続する。 また、多剤服薬者への服薬情報通知については、より効果が期待できる通知の考 案や対象者の選定と拡大等を進める。

⑦医療、介護データや質問票、事業実施結果に基づき、高齢者の実態、課題を分 析、庁内外の関係機関と共有するとともに、より効果的効率的な事業実施につなげ ていく。

6 評価結果

・特定健診の受診率向上に向けて、引き続き 尼崎市医師会や各地域振興センター等と連 携したPR・啓発を行うとともに、改めての課題 分析や検証に基づく積極的な取組を推進し ていく。

・各種がん検診の受診率向上に向けて、他都 市の取組も参考にするとともに、本市における 受診場所や受診者層等の傾向を分析し、今 後の取組につなげていく。

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実 施事業では、医療・介護データや健康関連事 業のデータについて、効率的な分析手法の検 討を進めていく。

### 【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】

⑥より早い段階からの歯科保健の取組が必要となる中、妊婦の歯科検診の受診率 と利便向上に向けた検討を進める。

⑥口腔衛生事業のあり方について、引き続き歯科医師会と調整しつつ、検討を進 める。

#### 1 基本情報

地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた 施策名 80 健康支援 展開方向 02 健康づくりへの支援) 保健担当局

#### 2 目標指標

	指 標 名		基準値		目標値	実績値					
			(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	自分が健康であると感じている市民の  割合	1	74.4	%	100	75.2	72.6	72.3	72.5	74.4	
В	歩きたばこを禁止する条例の認知度	1	43.9	%	100	_	_	32.3	35.7	43.9	
С	市や地域と連携して食育活動に取り 組む組織・団体数	1	69	件	100	62	71	103	65	69	
D	自殺による死亡率 (人口10万人対)	Ţ	16.6	人	16.1	18.1	18.4	13.4	16.2	16.6	
Е	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	1	3	駅	13	_	1	3	3	3	

#### 5 担当局評価

### れまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【健康行動を促すまちづくりの推進】

(目的)健康寿命の延伸のため、市・市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、だれもが健康行動を起こすこと ができる環境づくりを目指す。

(成果)①まちの健康経営推進事業について、制度の見直しを検討した結果、自治体と協働で企業の健康経営に向けた支援を行う民間企業 の協力を得て事業実施することとし、令和3年12月に同企業との連携協定を締結した。

②未来いまカラダポイント事業について、令和3年度より紙媒体のチケット配布に加え、電子ポイント(SDGsポイント 令和3年度配布数1,942人) の配布を開始した。

(課題)①制度の見直しを図ったため、改めて市内企業への事業周知の強化が必要である。

②健康行動が定着したと考えられる人(1,000ポイント獲得者 R3年度は継続特典チケットを10枚貯めた方)の人数が、令和元年度2,200人、 令和2年度853人、令和3年度769人と制度の見直しもあり単純比較はできないものの、減少傾向にあり、コロナ禍による事業参加控えの影響 も受けたものと考えられる。

### 【たばこ対策の推進】

(目的)市民の健康に配慮し、受動喫煙の防止等を図る。 (成果)③歩きたばこの禁止や受動喫煙防止等について、市内13駅周辺では委託による巡回啓発(延べ228回/年)並びに月1回職員も共同で 実施するとともに、チラシやポスターの配布、ガードレールなどで新たな啓発プレートの掲示(586枚)、駅周辺等にのぼりの設置(105本)、啓発た すきの作成(1,000枚)・配布など、市民への啓発等を図った。また、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議(5/7、7/28)を通じて、県条例の改 正に伴い、喫煙スポット協力店(76店舗)の灰皿撤去等の要請、駅前の路上喫煙禁止区域指定の拡大、啓発たすき等の新たなデザインなどを 協議・検討を進め、喫煙スポット協力店16店舗には、協力依頼の働きかけを行った。(目標指標B·E)

(課題)③本市たばこ対策推進条例の市民への認知度は徐々に上がっているものの、歩きたばこが未だ散見され、苦情も多く寄せられている。 また、受動喫煙防止の観点から、喫煙スポット協力店の灰皿撤去等働きかけを行うにあたっては、歩きたばこやポイ捨てが増えないよう、喫煙 所のあり方も併せて検討する。

### 【食育の推進】

(目的)生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進する。

(成果)④多様な主体が参画する尼崎市食育推進懇話会を中心に、地域の「食育サポーター」や幼稚園、学校や農業関係者等と協働し、感 染症の影響により自宅で食事を摂る機会が多い現状を捉え、インターネット上で、クッキング動画を作成・配信するとともに、妊産婦やそのパー トナーを対象とする食育に関するオンラインセミナー(参加者数153人)等を実施した。(目標指標C)

(課題)④コロナ禍による影響を受け、食育活動に取り組む組織・団体数は減少傾向にあり、また、食を取り巻く社会環境が変化する中、市民の 食育への関心や日常の食生活等について、ライフステージ別に最新の現状を把握する必要がある。

### 【心と体の健康回復や療養のための支援】

(目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころとからだの健康回復や療養のための支援を行う。

(成果)⑤精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包 括ケアシステム構築推進会議」を3回開催し、当事者・家族等が抱える状況を共有することで課題の洗い出しを行った。また、措置入院中の患 者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した。(R3:支援対象者 1名)

⑥自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った (9回実施、267人参加)。思春期の自殺関連行動事案に対しては、関係機関と円滑に情報共有するためのツールとして連携シートを活用する 中で、ケース対応を実施した(令和3年度14件実施)。(目標指標D)

⑦アスベスト対策は、令和2年度から開始した「石綿読影精度に係る調査事業」では、コロナ禍にあって、令和2年度は267人の参加に止まった が、令和3年度については、電話や案内の郵送による積極的な受診勧奨を行った結果、378人の参加があった。また、調査事業の制度改善に ついて、近隣を中心とした6自治体による国への共同要望を行った。加えて、アスベスト問題に係る啓発及び次世代への伝承の取組として、中 皮腫死亡小票調査を完了させるとともに、引き続き、新規採用職員への研修及び出前講座を実施した。

(課題)⑤推進会議において、地域社会資源や精神障害者の現状の課題について共有を行っているが、退院後の地域生活における支援体制 については、市内に単科精神科病院がない実情を踏まえながら、医療機関や地域での支援機関との連携のあり方も含めて検討を行う必要が ある。

⑥研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、連携シートを活用した支援について教育委員会等と協議する必要がある。

⑦コロナ禍の影響もあり、アスベスト検診の受診者数が減少していることから、精力的な受診勧奨が必要である。また、恒久的な健康管理制度 の構築に向けそのあり方について検討を行うとともに、適宜、国へ意見を述べていく必要がある。

施策名: 健康支援 施策番号: 08 - 02

### 3 主要事業一覧

_	工女子术 見
	令和4年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	たばこ対策推進事業
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【健康行動を促すまちづくりの推進】

①しごと支援課と連携し事業の再周知を強化し、協定に基づき、事業所に健康意識を高めてもらえるよう、従業員の定期健診結果データの分析を行う。②事業参加者の増加に向けて、紙媒体と電子ポイントを併用して貯められることを幅広く周知する。

#### 【たばこ対策の推進】

③たばこ対策をより一層推進していくためには、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議について、局長をトップとする運営手法に見直していく。また、エリアブランティングの状況や地域の意見等を踏まえながら、駅前の路上喫煙禁止区域の指定を進める。喫煙スポット協力店への働きかけを行うとともに、喫煙所のあり方を検討していく。引き続き、地域振興センターと連携強化を図りながら、歩きたばこ禁止等の啓発活動に取り組む。

### 【食育の推進】

④コロナ禍の影響を踏まえつつ、引き続き食育の実践を重視する取組を実施するとともに、食育に関する計画策定の機を捉え、効果的な食育の推進に向け、最新の現状と課題を把握するアンケート調査を実施する。

### 【心と体の健康回復や療養のための支援】

⑤長期入院患者の退院ならびに地域定着を推進するため、医療、地域、行政が重層的に連携した支援を行っていく。

⑥ケース対応を迅速に進めるため、連携シートの活用方法や関係部局間の役割分担について継続的に協議を進める。

⑦アスベスト関連疾患の早期発見・治療につなげるため、アスベスト検診の受診者数の増加に努める中で、過去に受診歴のある方への受診案内の送付や電話による受診勧奨に加え、今年度から導入した巡回検診バス等を活用し受診機会を拡充していく。また、調査事業や石綿健康被害救済制度にかかる要望についても、必要に応じて引き続き国へ要望していく。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・たばこ対策については、十分な成果が上がっているとは言い難い。まずは、歩きたばこ禁止の周知を徹底するとともに、駅前の路上喫煙禁止区域の設定、喫煙所の設置と条例違反となる灰皿の撤去について、たばこ対策推進プロジェクトチームによる進捗管理のもと集中的に取り組む。

・自殺対策については、連携シートを活用した 支援について関係部局間との協議を進める。 特に、若年層の自殺に関する傾向を分析し、 分析結果に基づいた取組を推進していく。

### 主要事業の提案につながる項目

### 【たばこ対策の推進】

③たばこ対策をより一層推進していくためには、たばこ対策推進条例の市民への認知度向上に向けた効果的な啓発活動の強化、駅前路上喫煙禁止区域のさらなる指定拡大に向けた関係機関・関係者との具体協議、喫煙所のあり方にかかる地域・企業等との調整や協力体制の確保、積極的な禁煙支援等、総合的な取組が必要となるため、推進体制の強化及び事業の拡充が必要となる。

#### 1 基本情報

施策名 80 健康支援 展開方向 03 健康で安全・安心なくらしを確保するための体制の充実 保健担当局

#### 2 目標指標

			基準値		目標値	実績値					
			(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	結核罹患率  (人口10万人対)	1	15.1	人	10.0	16.2	18.8	20.4	17.3	15.1	
В	猫の譲渡率	1	72.4	%	80.0	30.1	57.9	53.8	75.7	72.4	
С											
D											
Ε											

### 5 担当局評価

### れまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載。

### 【結核·感染症対策】

(目的)感染症の発生予防及びまん延防止を図る。

(成果)①新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、県と連携して市内におけるコロナ病床の拡充(59床→102床)や宿泊 療養施設の設置に努めるとともに、医師会と連携し、自宅療養者を早期に往診や中和抗体治療につなげることで、重症化の予防を図った。さら に、自宅療養者には、国システムを活用しながら日々の健康状態を把握するとともに、食料品の配布やパルスオキシメーターの貸与を行うこと で療養期間中の不安や負担の軽減を図った。

- ②入所系高齢者施設と保育施設等の従事者に定期的なサーベイランス検査を実施することで、感染拡大の動きを早期に察知し、集団感染 事例の発生予防に努めた。(検査数: 高齢者施設のべ4,246件 うち陽性確認数0人、保育施設のべ1,533件 うち陽性確認数4人)
- ③結核については、疫学調査に基づく接触者健診、継続的な服薬支援、治療終了後の管理検診等を着実に実施したことで、結核罹患率は 2.2ポイント減少(R2年: 17.3人→R3年: 15.1人)した。(目標指標A)
- ④生まれてくる赤ちゃんが先天性風しん症候群にかかることを防ぐため、令和元年度から3年度まで、市独自の取組として、風しんの抗体が十 分でない妊娠を希望する女性及びその同居者等を対象に予防接種費用の一部助成を行った。(助成件数:R1年:197件、R2年:112件、R3 年:113件)
- ⑤ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、中学1年生と高校1年生の女子にリーフレットを個別送付し、周知した。(接種回数 R2年:479回、R3年:1,742回)
- ⑥新型コロナウイルスワクチン接種について、全庁的な連携体制を構築するため、「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置し、希望 する人へ初回接種及び追加接種を実施した。(R4.5.30現在接種率 初回:84%、追加:58%)
- (課題)①第6波においては、感染者数の増加速度が想定を大きく上回り、感染者への対応に一定の時間を要したことから、派遣職員や外部 委託等の活用範囲を拡大することで保健所体制の更なる強化を図る必要がある。
- ②感染者の重症化や高齢者施設等での集団発生を予防していくため、引き続き医療提供体制の充実や予防啓発に取り組む必要がある。
- ③結核の罹患率は低下傾向にあるが、兵庫県下(R2年:11.7)、全国(R2年:9.6)と比較すると高く、継続して対応していく必要がある。
- ④尼崎市内において先天性風しん症候群の発生はなかったが、令和元年度から全国で実施している風しん抗体検査及び第5期定期接種がコ ロナ禍の影響により目標に達しておらず、新たな感染拡大につながる恐れがあることから、先天性風しん症候群の発生を防ぐため取組を継続し て実施していく必要がある。
- ⑤ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、積極的勧奨が再開されたことから啓発に努める必要がある。
- ⑥4回目接種に向けた接種体制の確保を速やかに行い、希望する人へ接種機会を提供していく必要がある。

### 【病原体検査】

(目的)新型コロナウイルス感染症等の行政検査を迅速かつ正確に実施し、感染拡大防止に寄与する。

(成果)⑦新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、オンライン研修への参加や内部研修等を通じて検査技術の向上を 図ることで、感染拡大期において安定的に1日88検体の検査を行うことができた。また、強毒化が懸念される変異株についても安全に検査が 行えるよう、高度安全キャビネットを導入するなど検査環境の整備を図った。これらの取組により、疫学調査に基づく病原体検査(陽性確認検 査10.908件、変異株スクリーニング検査335件)やサーベイランス検査(プール法検査4.620件)の着実な実施が可能となり、変異株の流行を 早期に探知するとともに、高齢者施設等における感染拡大の防止に寄与することができた。

(課題)⑦新たな感染症の発生や変異株の出現に迅速に対応していくため、適宜、国等の研修を活用しながら検査体制の維持・強化に努める 必要がある。

### 【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】

(目的)安定的かつ安全·安心な一次救急医療体制を確保する。 (成果)⑧早期の建替えを目指し、庁内及び関係団体と協議を重ね、整理を行った結果、市役所第2駐車場及び職員臨時駐輪場敷地の-部を建替え用地とし、休日夜間急病診療所を令和7年度に移転・建替えする方針を決定した。

(課題)®施設の老朽化や狭隘化、感染症対策等の必要性に加え、災害時での活用やZEB Readyの考え方を踏まえた施設整備に向けて、今 後、関係団体と協議する必要がある。また、今後の運営方法等についても関係団体と協議を進める必要がある。

### 【動物愛護】

(目的)動物愛護に関する取組の推進に努める。

(成果)⑨動物愛護センターの改修工事における設計を完了したほか、令和3年4月1日付けで16名の方にオフィシャルサポーターを委嘱したこ とで、動物愛護施策の周知や動物愛護基金への寄付を働きかける体制を整備できた。また、多頭飼育問題については、関係部局等と連携し 情報収集に努めたことで、早期に対処し解決につながる事案が増加した。(解決件数 R2年:3件 R3年:7件)(目標指標B)

(課題)⑨動物福祉の向上や殺処分の減少に向け、センターの改修工事を早期に完了する必要がある。また、近年の動物愛護法の改正や、喫 緊の課題である多頭飼育問題等についても明記した事業実施方針の整備が必要である。

施策名: 健康支援 施策番号: 08 - 03

### 3 主要事業一覧

### 3和4年度 主要事業名 1 休日夜間急病診療所建替えに向けた整備の開始(休日夜間急病診療所整備事業) 2 費用助成期間の延長(風しん予防接種推進事業) 3 5 令和3年度 主要事業名 動物愛護推進強化事業(動物収容譲渡施設整備) 2 感染症対策事業(入院待機陽性患者医療提供支援事業) 3 尼崎口腔衛生センターの事業補助金(障害者歯科診療等に係る人材育成事業) 4 ネズミ駆除薬剤配布の見直し(そ族昆虫駆除事業) 5 令和2年度 主要事業名 1 尼崎口腔衛生センターの組織統合に伴う見直し 2 3 4 5

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【結核·感染症対策】

①感染拡大の状況に応じて、迅速に対応できるよう、引き続き、業務の効率化を進めるとともに、派遣制度等を活用しながら体制整備を図る。

②医師会等と連携し実施している、尼崎独自の高齢者施設等のクラスター班を早期導入するなど、医療提供体制の充実に努めるとともに、感染予防対策の徹底に向けた啓発活動に努める。

③結核感染症の発生動向を注視し、適切に患者支援に取り組んでいく。

④コロナ禍の影響により、全国的にも抗体検査と第5期定期接種が進んでいないことから、予防接種費用の一部助成を令和4年度から3年間延長して実施する。

⑤積極的な接種勧奨が再開されたことを踏まえ、中1と高1の女子に加えて、令和4年度からキャッチアップ対象となる平成9年度から17年度生まれの女子にリーフレット等を送付するなど、接種率向上に向けた取組を推進する。

⑥引き続き集団や個別といった接種機会を確保するとともに、安心して接種できるように相談体制の確保や情報発信に努める。

### 【病原体検査】

⑦新たな感染症の発生等に備え、検査手法等に関する知見の収集に努めるとともに、国・県の研修会への参加や内部研修を通じて検査技術の向上を図る。

### 【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】

⑧建物の構造やレイアウト、設備について、災害時での活用やZEB Readyの考え方を踏まえた基本設計作業を進める。並行して、指定管理者制度の導入を踏まえた運営方法等について、関係団体と協議を進める。

#### 【動物愛護】

⑨入札不調により工期が遅れた改修工事について、上半期中の完成を目途に準備を進める。多頭飼育問題への早期対応を可能とするため、国のガイドラインを参考に、福祉等との関係機関と連携するとともに、日頃からの地域住民による見守り等とも新たに連携していく。また、令和3年3月に策定された「兵庫県動物愛護管理推進計画」を参考に、本市の現状を踏まえた事業実施方針を策定する。

## 主要事業の提案につながる項目

#### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・新型コロナウイルス感染症対策については、 感染拡大の状況に応じて迅速に対応するため、保健所の体制整備及び業務の効率化を 図っていくとともに、引き続き感染拡大防止に 向けた予防啓発に努めていく。

・動物愛護に関する取組については、様々な 団体と協働・連携する中で、本市の現状を踏 まえた事業実施方針を策定していく。

・休日夜間急病診療所における運営体制を 改めることを機に、公益財団法人尼崎健康医 療財団の今後のあり方について検討し、尼崎 市医師会との協議を進めていく。

#### 1 基本情報

施策名 09 生活安全 展開方向 01 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成 危機管理安全局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値	実績値						
					(R9)	H29	H30	R1	R2	R3		
Α	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	1	60.6	%	80.0	56.2	60.8	59.7	60.8	60.6		
В	市内の刑法犯認知件数	1	3,809	件	2,797	6,564	5,734	5,097	4,355	3,809		
С	市内の特殊詐欺認知件数	1	102	件	72	85	121	48	93	102		
D	市内の自転車関連事故認知件数	Ţ	549	件	265	840	924	785	512	549		
Е	市の消費生活等の面で安心感を持っ ている市民の割合	1	82.6	%	90.0	80.2	86.0	86.5	89.3	82.6		

### 5 担当局評価

### れまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

(目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。

(成果)①防犯戦略に基づき事業を行い、刑法犯認知件数は平成以降最少となった。そのうち特殊詐欺は、令和元年度より自動通話録音機 の貸出等を継続する中で8月より警察等と連携し、詐欺の予兆電話を確知した警察から市が連絡を受け各金融機関に警戒を依頼し、さらに、 無人ATM前に市職員が赴き直接抑止を行った結果計6件の抑止に成功し、下半期は前年同期件数を下回った。(目標指標B·C)

②自転車盗難の発生しやすい集合住宅への被害予防チラシのポスティングや、集合住宅管理組合1団体と連携し「Alar-mmy.」の設置場所を 増加させるなど取組を進めたこともあり、令和3年の自転車盗難認知件数は1,004件(前年比229件減)となった。(目標指標B)

③町会灯の実態調査では、公道を補完する私道に設置している町会灯が約70%であることがわかった。町会で維持できなくなった場合、市民 生活に大きな影響があることから、他都市の事例調査を研究し、町会灯に関する助成制度の構築を図った。

④市民の安全安心のため、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを行った。また、暴力団排除活動支援基金を活用し、組事務 所使用差止仮処分申請の代理訴訟といった地域住民による排除活動の支援を行うとともに、市内の複数の組事務所が解体されるなど、暴力 団排除の取組が進んだ。(目標指標A)

(課題)①刑法犯認知件数は減少しているものの、市民が治安の向上を実感できるよう、継続した取組が必要である。また、特殊詐欺認知件 数は年間では前年を上回っているため、引き続き関係機関と連携し、未然防止に取り組む必要がある。

②自転車盗難認知件数は対策を講じて以降、大幅に減少しているものの、依然として街頭犯罪認知件数の半数を占めることから、時間や場 所等の分析を深め、継続して未然防止に取り組む必要がある。

③町会灯を市へ移管したいという町会のニーズを踏まえ、助成のあり方について再度検討する必要がある。

④現在も特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されており、引き続き暴力団排除の取組を行う必要がある。

### 【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

(目的)交通安全教室や交通安全指導等の各種施策を実施し、交通ルールの習得や交通マナーの向上と交通事故の防止を図る。 (成果)⑤自転車交通安全教育に加え、事故データ分析に基づく様々な事故防止対策を実施してきた結果、令和3年の自転車関連事故認知 件数は取組前の平成30年に比べ約41%(924件→549件)減少し、一定の効果をあげている。しかしながら、自動車やバイクが自転車に衝突 する事故が増加し、対前年37件増となった。(目標指標A·D)

⑥今後実施すべき陸上交通の安全に関する施策を取りまとめた「第11次尼崎市交通安全計画」を策定し、今回から新たに、効果的な交通安 全対策を推進していけるよう、各関係機関の取組や事業の進捗管理を行う進捗シートを作成し計画に盛り込んだ。(目標指標A·D)

⑦令和元年度の緊急安全点検で抽出した危険個所の安全対策の全て(94件)を完了した。令和2年度までに実施した通学路の交通安全対 策について、小中学校へアンケートをした結果、約90%が整備した効果があったと回答があった。令和3年度に要望のある学校と合同点検し、 対策が必要な箇所の洗い出しを行った。

(課題)⑤自転車事故の約9割を占める対自動車・バイク事故が増加しており、引き続き交通ルール遵守の徹底に取り組む必要がある。

⑥交通安全対策会議で交通安全計画の進捗管理を行い、各関係機関の事業・取組の課題等を共有していく必要がある。

⑦全国で通学路の事故が頻発している現状を踏まえて、通学路等の交通安全対策を継続的に行う必要がある。

### 【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

(目的)高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者などの消費者被害に遭いやすい市民に対する消費者トラブルの増加や、さらなるデジタル 化の進展によるサービスの多様化に伴い新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に迅速に対応する。

(成果)⑧相談内容において、60歳以上が4割以上を占め、29歳以下は1割程度であるが、年代に関わらず定期購入などインターネットを介し た取引に伴う相談が多く、最近はSNSを契機としたもうけ話などの被害が目立ち、その相談や救済に適切に対応した。(目標指標E)

⑨巡回講座等の啓発活動や、市報やホームページなどによる効果的な情報発信を通じて、消費者被害に遭いやすい高齢者や成年年齢が引 き下げられた若年者などが、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援できた。(目標指標E)

(課題) ⑧消費者問題の多様化・複雑化といった変化に的確に対応していく必要がある。

⑨成年年齢の引き下げに伴い、18歳・19歳は親の同意を受けずに契約ができるようになることから、高校とも連携を図る中で、消費者被害を 未然に防止できるよう啓発等に取り組んでいく必要がある。

### 【旧かんなみ新地に係る取組について】

(目的) 当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。

(成果)⑩令和3年11月1日付けで尼崎南警察署と尼崎市との連名で警告書を発出し、全店舗が閉鎖となった。

⑪店舗閉鎖後も地域住民からまた元の形態に戻ることなどへの懸念があり、早急に対策するよう声があがっていることから、ハード・ソフトの両面 から多岐にわたる分野での取組を同時並行的に進めるための全庁的な取組体制を構築した

(課題)①②③警告書発出後、飲食店として営業を行っている店舗が8店舗(令和4年3月10日時点)あり、また元の形態に戻ることや廃業した 店舗の空き家状態が長期化することへの懸念があることから、二度と元に戻さないための取組が必要である。

施策名: 生活安全 施策番号: 09 - 01

### 3 主要事業一覧

## 和4年度 主要事業名 1 町会灯のLED化更新工事への助成(町会灯助成事業) 2 歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業) 3 5 令和3年度 主要事業名 街頭犯罪防止等事業(防犯カメラ更新設置補助事業) 2 3 4 5 令和2年度 主要事業名 1 2 3 4

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

①犯罪減少を市民により実感してもらうメディア戦略を推進する。また、県自動通話 録音電話機普及促進事業を活用し、特殊詐欺の抑止に努める。

②盗難認知件数が多い傾向にある夏場に向け対策を進め、減少につなげる。

③町会灯の灯具をLED灯具へ交換する際に要する費用の一部を助成することで、町会灯の電気料金の負担を減らす取組を進めるとともに、電気料金の助成についても他都市の事例を参考に検討を進める。

④特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されており、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら地域団体とも連携し、取組を進めていく。

### 【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

⑤自転車関連事故の防止を引き続き推進するとともに、市民の交通安全意識の醸成や向上を目的とした効果的な取組を検討し実施する。

⑥交通安全対策会議内において各事業の進捗状況や課題を共有し、各関係機関 と連携しながら、各種取組の改善や課題解決を図る。

⑦令和3年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所(55件)を着実に実施していく。

### 【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

⑧消費生活相談について、デジタル化の進展及びポストコロナを見据え、新たな消費形態等に対応した相談のあり方や相談者の利便性の向上が図れるよう、アクセス手段を増やすなど適宜改善を図る。

⑨消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学習できる巡回講座等の啓発活動を通じ、賢い消費者になるための自立を支援するとともに、特に若年者については、成年年齢の引き下げを踏まえ、高校と連携を図るなど取組を強化する。

### 【旧かんなみ新地に係る取組について】

①地域住民が安全・安心して生活できるよう環境改善を図るとともに、賑わいを形成するまちの再生に係る取組の検討を行い、当該地域の土地建物の買取りについても具体的な検討を行う。

②旧かんなみ新地を元に戻さないための対策として、警察等の関係機関との密な連携により、定時パトロールなどを実施する。また、飲食店として営業を再開した施設には、衛生管理の手法であるHACOP(ハサップ)について立入指導するとともに、新規許可の申請があった際には、認可調査とともに、消防法に基づく立入調査を行うなど、引き続き各法に基づく調査を厳格に行う。

③旧かんなみ新地で働く事業者や従業員の生活支援対策として、引き続き、「くらしサポートセンター」での相談受付などの支援を行う。

### 主要事業の提案につながる項目

### 【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】

③町会からの要望の多い町会灯の電気代補助については、財政面での調整が必要である。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・本市のイメージ向上のため、防犯対策による 治安の向上について、引き続き、さまざまな 媒体・機会を通じ、市内外に発信する。

・公道を補完するような私道に設置された公益性が高い町会灯灯具について、設置箇所の不足等を確認し、電気料金の助成制度の創設に向けて検討を進める。

・消費生活相談については、若年者からの相談にも対応できるよう、アクセス手段の拡充の検討を進める。また、さらなるデジタル化の進展に伴い、サービス等が多様化することで発生する新たな課題への対応力を強化する。

・旧かんなみ新地を二度と元に戻さないため、基本方針に基づき、当該地域の土地建物の取得に向けた取組や困難を抱えた関係者を支援するための対策をスピード感を持って進める。

#### 1 基本情報

 施策名
 09
 生活安全
 展開方向
 02
 自転車のまちづくりの推進

 主担当局
 危機管理安全局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
			(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
	いる」と感じている印氏の割合	1	41.5	%	60.7	_	_	_	_	41.5	
В	ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新 規ユーザー数	1	21,231	人	42,462	1,417	7,385	9,582	14,192	21,231	
С	自転車走行環境の整備割合	1	27.1	%	58.5	9.7	16.6	21.8	23.6	27.1	
D	市内全駅の駅前の放置自転車台数	1	83	伯	62	319	257	158	131	83	

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

(目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち"あまがさき"を目指す。

(成果)①尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同Twitterを活用し、自転車活用による観光振興、環境負荷低減、健康増進といった都市魅力の創造に関する情報など、最新情報の発信を行った。また、同サイトに、より情報発信につながるショートムービー(現在は事故防止編のみ)といった新たなコンテンツを追加した。(目標指標A·B)

②自転車のまちづくりに取り組む「グッと!尼っ子リンリンサポーター」については、当該年度は募集を休止したものの、既存のサポーターの活動を尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」で周知するなどPRを行った。(目標指標A·B)

③電動アシスト付自転車を好きなポートで借りて好きなポートで返せるコミュニティサイクルについては、より利便性を高めるため、ポートの維持及び拡大に努め累計29箇所となった。また、西宮市や豊中市など本市と同種のコミュニティサイクルがある近隣自治体と、より具体的な連携を行う目的で設置された協議会に参画し、意見交換を行った。(目標指標A)

(課題)(①ポータルサイトについては、特に自転車活用による都市魅力の創造についてのコンテンツを充実させる必要がある。

②サポーターについては、前年度も新たな応募がなく自転車のまちづくりの浸透が不十分であるため、制度の検証が必要である。

③コミュニティサイクルについては、利便性を高めるため、ポートの維持及び拡大に努める必要がある。また、近隣自治体との連携体制が構築されたことからより広域的な利用を検討する必要がある。

④自転車活用による都市魅力の創造について、コロナ禍においても持続可能な取組の検討が必要である。

### 【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

(目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。

(成果)⑤自転車ネットワーク路線(山陽新幹線側道)に位置づけている道路の路肩に矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(山手幹線)の歩道に歩行者と自転車の分離通行を促すシールの設置など、合計3.52kmの整備を行った。小田南公園周辺や阪急塚口駅周辺などの道路の再整備に合わせた自転車ネットワーク路線の追加などネットワーク路線の拡充に向けた取組を進めた。また、生活道路に「自転車とまれマーク」の設置や矢羽根型の路面標示の設置に向けて関係機関との協議を進めた。(目標指標A・C)

(課題)⑤自転車ネットワークに位置づけている路線の整備率の向上とともに、整備に合わせた路面着色ルールの周知を図る必要がある。また、生活道路における「自転車とまれマーク」の設置を計画的に進めていく必要がある。

### 【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

(目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。

(成果)⑥指定管理者と協議のうえ対処療法による小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。

(課題)⑥尼崎市立駐輪場のうち、老朽化が進んでいる施設については建替え等の予防保全型の修繕が必要である。

### 【迷惑駐輪対策の推進】

(**目的)**駅周辺の放置自転車の問題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。

(成果) ⑦駅前放置禁止区域内における放置自転車等の撤去業務及び保管返還業務について民間事業者への委託を拡大した。

⑧駅周辺の夜間における店舗前路上の迷惑駐輪対策として、市内6駅の啓発業務を18時から19時まで延長し、近隣駐輪場への誘導など夜間の放置対策の強化に努めた。(目標指標D)

⑨土曜日の放置自転車撤去については、毎年度撤去回数を増やした結果、1駅の撤去平均台数が初年度の令和元年度と比較して、令和2年度で42.5%、令和3年度で62.0%減少した。(目標指標D)

(**課題**)®⊐ロナ禍における外出自粛要請により人の流れが抑制されたため、駅周辺の夜間における店舗前路上の正確な放置状況が把握できていない。

施策名: 生活安全 施策番号: 09 - 02

### 3 主要事業一覧

<u> </u>	工女争未一見
	令和4年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	駅周辺放置自転車対策事業における執行体制の見直し
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

①ポータルサイトについては、自転車活用による都市魅力の創造を中心に、情報発信を引き続き実施するとともに、ショートムービーのような市民等がより気軽に楽しむことのできるコンテンツを充実させるなどし、新規ユーザーの増加を通じて、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち「あまがさき」の周知を図る。②引き続きサポーターの活動及び市の取組を周知すると同時に、同制度の検証を行い、新たなサポーターの応募に資するような周知を行う。

③コミュニティサイクルについては、ポートの維持及び拡大に努めるとともに、利用者の利便性や本市のまちづくりに資するよう、今後の展開の方向性を検討する。また、引き続き、近隣自治体と連携することで、広域的な利用状況を確認し、より利便性を高める。

④新型コロナ感染症の流行状況を見定めながら具体的な施策につながる検討を 行う。

### 【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

⑤道意線や尾浜区画第31号線などの自転車通行環境整備を早急に進めるとともに、兵庫県が整備しているネットワーク路線である長洲線・近松線の整備に向け関係機関との協議を進めていく。また、路面着色のルールについてホームページ等による周知を図る。

### 【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

⑥老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場について、さんさんタウン3番館に新設予定の駐輪場(約400台)を整備するなど、令和4年度中に現利用者約400台分の代替駐輪場の確保に努める。また、プロポーザル方式による建替え事業者の選定も併せて進める。

### 【迷惑駐輪対策の推進】

⑧コロナ前と比較できる状況となるまでは、引き続き市内6駅の啓発業務を19時まで実施する。

# 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」 について、自転車活用による観光振興、環境 負荷低減、健康増進といった都市魅力の創 造に向け、サイクリングファンを本市に誘導す る、お得な情報が手に入るようにするなど、さ らなる活性化に向けた企画を工夫する。

・自転車のルールについて、自転車だけでなく、自動車の運転者にも理解が進んでおらず、レーン上を走るなど自転車側はルールを守っていても危険と感じるケースがあるため、警察と連携した取組により、理解浸透を図る。

・コミュニティサイクルについて、同一ポート間を頻繁に利用するユーザーが快適に利用できるよう、返却先ポートが空いていないときの対策等について、運営事業者とともに検証を進める。

・協定に基づいて民間事業者が運営する駐輪場については、コミュニティサイクルのポート設置など、公益的な取組を増進できるよう、協定内容の変更について検討する。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

 施策名
 09
 生活安全
 展開方向
 03
 ルール遵守やマナー向上

 主担当局
 危機管理安全局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値	実績値					
					(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	1	56.3	%	75.9	_	_	_	_	56.3	
В	歩きたばこを禁止する条例の認知度	1	43.9	%	100	_	_	32.3	35.7	43.9	
С	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	1	3	駅	13	_	1	3	3	3	
D	資源物の持ち去りを禁止する条例の 認知度	1	_	%	100	_	_	_	_	-	
E	市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っ ている人の割合	↓	6.3	%	0	_	_	_	_	6.3	

<sup>※</sup>目標指標Eの基準値及び実績値は、令和3年度にJR尼崎駅で実施した調査の結果である。

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】

(目的)現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。

(成果)①市民意識調査において、「ルール・マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じないと回答した方が全体の39.1%であり、市民が求めている取組は、「たばこの喫煙(受動喫煙、ポイ捨て、歩きたばこなど)」、「ごみの捨て方(分別、ポイ捨てなど)」、「自転車の交通安全(信号無視、自転車スマホなど)」に関する割合が高いことがわかった。(目標指標A)

(**課題**)①マナーについては社会生活を円滑にするために、市民一人ひとりが身につけるべき行動や態度という点で共通しており、課題や情報を共有しながら全庁的に取り組む必要がある。

#### 【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】

(目的)歩きたばこの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。

(成果)②たばこに関するルール、マナーについては、歩きたばこの禁止や受動喫煙防止等について、市内13駅周辺では委託による巡回啓発(延べ228回/年)並びに月1回職員も共同で実施するとともに、チラシやポスターの配布、ガードレールなどで新たな啓発プレートの掲示(586枚)、駅周辺等にのぼりの設置(105本)、啓発たすきの作成(1,000枚)・配布など、市民への啓発等を図った。(目標指標B・C)

(課題)②本市たばこ対策推進条例の市民への認知度は徐々に上がっているものの、歩きたばこが未だ散見され、苦情も多く寄せられている。

### 【廃棄物に関するルール遵守の推進】

(**目的**)一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図り、もって誰もが気持ちよく暮らすことができるまちづくりを推進する。

(成果)③尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等(以下「廃棄物条例等」という)については改正素案作成に向け、市民意見聴取プロセスにおける市民等の意見も踏まえ、資源物の持ち去り禁止やごみの分別排出義務等を規定することについて検討を行った。(目標指標D) ④資源物の持ち去りに対して市民の関心も高まったことから、市民からの相談に応じパロールを行うなど持ち去り防止の啓発に努めた。ポイ捨てについては、主要駅前ターミナルの清掃等ごみの捨てにくい環境づくりに資する啓発を行った。

(課題)③④廃棄物条例等の改正では、改正内容の周知の徹底など円滑な施行に向けた取組が必要である。資源物の持ち去りに関しては、 騒音等に困っている市民がいる一方、規制により生活困窮者に影響を生じる可能性もあることから、環境的側面だけでなく福祉的側面も意識した丁寧な周知・啓発を行っていく必要がある。ポイ捨てについても減少傾向にあるものの撲滅には至っていない。

### 【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】

(目的)幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。

(成果)⑤自転車交通安全教育に加え、事故データ分析に基づく様々な事故防止対策を実施してきた結果、令和3年の自転車関連事故認知件数は取組前の平成30年に比べ約41%(924件→549件)減少し、一定の効果をあげている。特に対歩行者の事故は全体の2%程度となっている。(目標指標A)

⑥歩行者の「歩きスマホ」について、交通安全教室や啓発キャンペーンなど様々な機会を捉え啓発を行ってきた。令和3年度に、通勤・通学時間帯にJR尼崎駅で実態調査を行ったところ、「歩きスマホ」を行っている方が全歩行者中の約6.3%であった。(目標指標A・E)

(**課題)**⑤自転車関連事故認知件数は減少しているが、市民意識調査では自転車の交通安全について守られていないと多くの市民が感じていることから、これまでの事故防止対策に加え、交通マナー向上に向けた取組を行う必要がある。

⑥「歩きスマホ」は道路交通法に規定はないものの、事故につながる危険な行為であることから、改善に向けた取組を行う必要がある。

施策名: 生活安全 施策番号: 09 - 03

### 3 主要事業一覧

<u> </u>	工女书术 見
	令和4年度 主要事業名
1	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
2	
3	
4	
5	
	令和3年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	
	令和2年度 主要事業名
1	
2	
3	
4	
5	

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



●満足度



### 令和4年度の取組

#### 【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】

①市民のルール遵守やマナー向上に向け、複数局で取り組む必要があることから、 組織横断的に推進するための「尼崎市マナー向上推進チーム」を設置し、効率的 で効果的な取組を実施していく。

### 【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】

②引き続き、地域振興センターと連携強化を図りながら、歩きたばこ禁止等の啓発活動に取り組む。

### 【廃棄物に関するルール遵守の推進】

③ ④家庭ごみべんりちょうなどにより、分別やポイ捨て禁止などごみの適正排出ルールの周知を図るとともに、ごみ減量等に積極的に取り組む共同住宅のごみ集積所を認定する制度の導入を検討するなど啓発に取り組む。資源物の持ち去り禁止については、改正条例の周知を兼ねたパロールを実施し理解を求めるとともに、生活支援に向けた情報提供など福祉的側面も踏まえた取組を行う。

### 【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】

⑤自転車関連事故の減少に向けた交通ルール遵守についてこれまでの取組を推進していくとともに、啓発キャンペーンやPR方法などについて、市民の関心を高めるような効果的な手法について検討していく。また、今後は、歩行者などが危険と感じる行為の抑止に向け、交通マナー向上についても取り組んでいく。

⑥スマートフォン等携帯電話利用者のマナー向上のため、「歩きスマホ」に関する実態調査を市内3駅で行うとともに、乗降客数の多い市内鉄道駅をモデル駅に選定し、人の行動心理に訴えかけ「仕掛学(\*1)」や「ナッジ(\*2)」を活用した対策を学識経験者等と合同で企画立案し実施する。また、鉄道事業者や警察とも連携し、合同キャンペーンを実施する。

- (\*1)「(意識的に)ついしたくなる仕組みを作ること」
- (\*2)人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう誘導する手法

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・マナー向上について、市の魅力向上の観点から、各局が関係機関と連携を図りながら、主体的な取組を進めるとともに、組織横断的なチームにてノウハウの共有や事業の推進・進捗管理を行い、取組を強化していく。まずは、さまざまな分野で実施しているキャンペーンやパトロールについて、効率的・効果的に実施できるよう検討し進める。

- ・喫煙マナーに関して、駅前の路上喫煙禁止 区域の設定、喫煙所の設置と条例違反とな る灰皿の撤去について、ロードマップを描き、 たばこ対策推進プロジェクトチームによる進捗 管理のもと集中的に取り組む。
- ・令和7年に予定されている大阪・関西万博に向け、路上喫煙を全面禁止とする方針を取っている大阪市の動向も踏まえつつ、路上喫煙全面禁止に関する調査・検討を進める。

### 主要事業の提案につながる項目

### 【廃棄物に関するルール遵守の推進】

③ ④廃棄物の更なる適正処理の確保に向けて、資源物の持ち去り防止等、改正条例等に基づく啓発・指導等の取組を進める。

#### 1 基本情報

ħ	施策名 10 消防·防災	展開方向	01 消防力の充実
	主担当局 消防局		

#### 2 目標指標

	指標名	方向	基準値		目標値	実績値					
	14 1宗 12		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「市の消防・防災体制が安心だ」と感じ ている市民の割合	1	80.8	%	90.0	76.5	78.5	77.6	79.7	80.8	
В	人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)※下段()は全国平均値	Ţ	1.30 (0.92)	人	全国平均 値以下	0.22 (0.90)	1.51 (0.93)	0.65 (0.95)	0.65 (0.87)	1.30 (0.92)	
С	バイスタンダーによる心肺蘇生法の実 施率(目撃のある心原性心肺停止)	1	55.2	%	60.0	51.5	53.2	56.8	55.8	55.2	
D	消防法令違反の是正率	1	46.3	%	70.0	29.9	36.3	51.8	45.8	46.3	
Ε	消防団員の充足率 ※下段()は全国平均値	1	78.9 (88.5)	%	全国平均 値以上	88.2 (92.2)	89.9 (91.8)	89.4 (90.4)	86.2 (88.5)	78.9 (88.5)	

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【消防・救助・救急体制の充実強化】

(目的)複雑多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)及び隊員の教育訓練体制の充実強化に取り組む。また、心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するとともに、予防救急(高齢者等の救急搬送につながる家庭における転倒、転落による事故等を予防する方策)を普及啓発する。

(成果)①令和3年における人口10万人当たりの火災死者数については全国平均以上であったが、直近5年平均で見ると全国平均を下回った。(目標指標B)

- ②本市の地域実情に即した火災防ぎょ戦術の更なる体制強化のため、年間を通して実践的な訓練及び研修を実施した。また、更新した消防指令管制システムの指揮タブレット等を有効活用するため、警備計画等の見直しを行い指揮タブレットに反映した。
- ③北消防署に救急隊を1隊増隊したことにより、救急出動における現場到着時間の短縮が見込まれる体制となった。
- ④大手前大学とのコラボレーションにより救急車の適正利用に関する動画を作成し、公式YouTubeチャンネル等において配信した。
- ⑤普通救命講習については、コロナ禍により定員の縮小を行う中で、可能な範囲で受講機会を確保した(R3:293回、6,235人、R2:211回、5,246人)。また、応急手当普及員の再講習を促し、事業所等において独自で講習を開催できる人員の確保を図った(再講習受講者数R3:81人、R2:47人)。(目標指標C)
- ⑥予防救急について、令和3年度から定期開催の予防救急講習を創設した結果、回数及び受講者数は増加した(R3:45回、1,685人、R2:27回、514人)。
- (課題)①火災による死者の多くが住宅火災における高齢者であることから、住宅防火対策の強化及び高齢者に対する防火指導の徹底が必要である。
- ②消防隊員のスキルアップのため、より実践的な訓練が行える施設が必要である。
- ④作成した救急車の適正利用に関する動画を、多くの人に視聴してもらえるよう放映機会の拡大が必要である。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には救急車の現場滞在時間が延伸傾向にあり、保健部局、医療機関等との調整が必要である。

### 【違反是正の促進】

(目的)防火対象物の消防法令違反を立入検査等で改善指導することで、災害の未然防止とともに被害の軽減を図る。

(成果)8不特定多数の者や自力避難が困難な者が利用する特定防火対象物を重点的に、防火対象物全体で4,734件(25.8%)の立入検査を実施した。また、予防研修計画等により査察員の育成を図り、予防査察体制を強化する中で、立入検査で発覚した5,280件の消防法令違反に対し、2,442件(46.3%)の違反が是正された。なお重大な違反のあった19対象物に対しては、21件(警告10件、命令11件、重複含む)の違反処理を実施した結果、12対象物の違反が是正された。さらに、新型コロナウイルス感染症により消防職員による防火対象物への立入検査が困難な場合の対策として、防火チェックシートを作成し事業者自身がチェックすることで、立入検査の補完とした。(目標指標D)

(課題)®防火対象物の用途変更や増改築等により、消防用設備等の未設置などの消防法令違反になるケースが散見されることから、今後も予防査察体制の更なる充実を図り、消防法令違反の是正を促進する必要がある。また、火災予防関係手続における電子申請等の導入について引き続き検討を進める。

### 【消防団の充実強化】

(目的)地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、震災や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保する。

(成果)③長引くコロナ禍により入団促進活動に大きな制限を受け、消防団員数は大幅に減少した(R3:退団数110人、入団数37人、73人の減少)。しかしながら、次年度に向け、若年層の入団を推し進めるため、新たな報酬体系の創設や組織改正等の実施に向け検討を進めた。また、活動面では、行事や訓練などに制約を受けたものの、通常の災害活動に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する広報活動を実施した。(目標指標E)

(課題) ②持続可能な消防団組織を確保するため、若年層を中心とした消防団員の確保が必要である。

### 【持続可能な消防体制の確保】

(目的)高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、消防署所の将来的な適正配置を図る。

(成果)⑩消防局内に「持続可能な消防体制のあり方検討委員会」を設置し、出動範囲、現場到着時間、災害状況等を踏まえ、消防署所の配置及び車両・部隊の配置について検討をすすめた。

① 令和8年度末から継続し職員が大量に退職することによる課題を抽出した。また、特に子育て世代の女性消防吏員等のキャリア形成のため、「毎日勤務」をしながら災害対応に従事する体制を整備した。

(課題)⑩高齢化の進展に伴い、救急・救助件数は増加する見込みである。消防体制の確保を継続しつつ、災害状況に見合った車両・部隊に再編成し、併せて現行の消防救急無線設備が導入から7年を経過する中で、安定的に運用するために次期更新の検討が必要である。

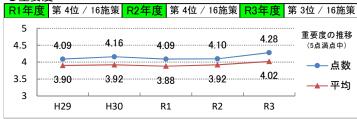
施策名: 消防·防災 施策番号: 10 - 01

#### 3 主要事業一覧

### 和4年度 主要事業名 1 防災センターの予防保全(消防庁舎等整備事業) 2 北消防署園田分署の建替え(消防庁舎等整備事業) 3 消防団員の処遇改善等 5 令和3年度 主要事業名 消防庁舎等整備事業(北部防災センターの長寿命化) 2 3 4 5 令和2年度 主要事業名 救急隊増隊事業 1 2 3 4

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【消防・救助・救急体制の充実強化】

①共同住宅の消防法令違反の是正を徹底する。また市内住戸への戸別訪問による防火指導や予防救急と連携した高齢者向けの防火指導を実施する。

②火災によるトータル被害(生命・身体・財産)を軽減するため、指揮タブレットを有効活用し、火災防ぎょ戦術を更に強化するとともに、実践的な訓練及び研修を実施し、住宅火災における延焼阻止率100%を目指す。

④救急車適正利用に関する動画を公共施設、医療機関、その他民間施設等において放映できるよう調整を図り、市民等に対する普及啓発に取り組むとともに、医療・福祉事業者と協議し、不要不急な救急要請の抑制策を検討する。

⑦新型コロナウイルス感染症に係る救急活動については、救急隊員の感染防止対策を徹底するとともに、保健部局、医療機関等と調整を図り、医療機関への迅速な搬送に努める。

### 【違反是正の促進】

⑧予防研修計画に基づく効果的な査察員育成により予防査察体制の充実を図り、 立入検査実施率20%以上を維持した中で、消防法令違反に対し、引き続き、徹底 した違反処理(警告、命令等)を実施するとともに、火災予防関係手続における電 子申請等の導入を検討する。

## 【消防団の充実強化】

⑨今年度から消防団本部に設置した企画広報分団を中心に、先進事例などを調査し、より効果的な入団促進の手法を研究する。

⑨若年層の入団促進に向け、魅力ある消防団をPRするため、公式YouTubeチャンネルなど若者が利用する媒体を活用した広報活動を実施する。

### 【持続可能な消防体制の確保】

⑩持続可能な消防体制のあり方検討委員会の検討結果を踏まえ、将来的な消防体制を確立するため、消防署所の適正配置等を関係部局と調整を図り、具体的に検討する。

⑩次期消防救急無線設備への更新にあたり、関係部局と更新時期等の調整を図る。

### 主要事業の提案につながる項目

### 【持続可能な消防体制の確保】

⑩平成27年4月に運用開始した消防救急無線設備については、令和6年度末に導入からメーカー推奨の耐用年数10年を迎えるため、更新に必要な設計業務を実施する。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・消防団における若年層の入団促進に向けて、新たに組織化した企画広報分団が中心となり、より効果的な入団促進につながる方策を検討することで、消防団の活性化を図っていく。

・過去の救急事例におけるケース分析を行い、各種救命講習においてバイスタンダーによる心肺蘇生法の成功例を周知するとともに、実施率及び救命率の向上につなげるための普及啓発を推進していく。

#### 1 基本情報

 施策名
 10
 消防・防災
 展開方向
 02
 地域防災力の向上

 主担当局
 危機管理安全局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
	力		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	ている市民の割合	ı	80.8	%	90.0	76.5	78.5	77.6	79.7	80.8	
В	「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合	1	89.2	%	100	79.4	84.7	84.9	88.3	89.2	
С	「マイ避難カードを作成している」と答 えた市民の割合	1	1.0	%	100	_	_	_	_	1.0	
D	「非常用の食料や飲料水を3日分以上準備している」と答えた市民の割合	1	25.3	%	100	_	_	_	-	25.3	
Ε	災害リスクの高い避難行動要支援者 の個別避難計画の作成率	1	_	%	100	1	_	_	_	_	

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】

(**目的**)大規模災害など危機事象への迅速かつ的確な対応や市民・事業者等との連携の強化を図るとともに、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)のさらなる向上を図る。

(成果)①災害マネジメントシステムの運用を開始し、防災総合訓練において、運用方法を検証するなど、対策本部の情報処理能力向上に努めるとともに、ドローンを活用した訓練を関係団体と連携して行い、災害時の対応策の充実強化に取り組んだ。(目標指標A)

②避難所開設の初動対応に従事する職員や学校関係者を対象に、コロナ禍における避難所開設運営マニュアルの点検・確認を目的とした訓練を行い、災害時の円滑な避難者の受入態勢を確認した。

③新型コロナウイルス感染症対策本部事務局として、国や県の動向を踏まえた市対策本部員会議の運営に努めるほか、関係部局による取組 状況を取りまとめ、市民への情報提供を行った。(目標指標A)

**(課題)**①防災情報伝達システムと災害マネジメントシステムを連携させる中で効果的な情報発信等を行い、訓練を通じて分析能力を高め、 操作技術の向上に努める必要がある。また、災害時のドローンの活用についても検討を進める必要がある。

②感染状況の変容に伴う自宅療養者等の激増に対応し得る避難対策を再構築し、マニュアルに反映する必要がある。

③引き続き、庁内各部局における取組内容の横断的かつ総合的な調整を担うとともに、適切な情報提供に取り組む必要がある。

### 【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】

(目的)大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱、避難所生活の長期化等の想定される事態に備え、社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や平時からの家庭内備蓄の重要性について一層の啓発に努め、家庭内備蓄を促進する。

(成果)④備蓄計画を更新し、長期保存が可能な食料品や、高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品とするなど備蓄品目の見直しを行い、 高齢者・乳幼児・女性・アレルギー疾患がある方などへの配慮を含めた備蓄品目の充実を図った。(目標指標A)

⑤備蓄場所について、これまでの19箇所(防災センター及び北部防災センター、各地区2校の12小学校及び5箇所の地域振興センター(中央・小田・大庄・武庫・園田))に立花地域振興センターを加え、20箇所に拡大した。(目標指標A)

(課題)⑤備蓄場所については、さらなる拡大に向けて地域内のバランスも考慮しながら検討する必要がある。

### 【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

(目的)災害時に必要不可欠な防災情報を確実に市民等に伝達するとともに、円滑な避難行動を支援するための取組を推進する。

(成果)⑥新型コロナウイルス感染症に係る取組として、ホームページやSNS、屋外拡声器、広報車、地域での掲示による情報発信をはじめ、 街頭での啓発活動を実施した。(目標指標A·B)

⑦地域への情報伝達に関して、様々な地域団体へ対象を広げ、地域防災力のさらなる向上を図った。(目標指標A·B)

⑧出前講座や訓練等において、ハザードマップ等を活用しマイタイムラインの作成などの啓発に取り組んだ。また、「在宅避難」や「お知り合い避難」等の多様な避難行動を啓発する動画を作成し、市公式YouTubeで公開するなど防災意識の向上に取り組んだ。(目標指標C・D)

⑨新たな防災情報伝達システムについて、地域への事前説明を行いながら、年度内の導入に向けて着実に取組を進めた。(目標指標B)

(課題)⑥引き続き、感染再拡大の防止が求められる中、多層的な伝達手段による市民等への情報発信に努める必要がある。

⑦尼崎市社会福祉協議会(市社協)の加入率が低い地区における地域団体の把握、連携を図るとともに、事業所への情報伝達にも取り組む必要がある。

⑧円滑な避難行動を支援するため、引き続き、防災意識の啓発に取り組む必要がある。

⑨今後、情報取得手段がない方への情報発信についてデジタル機器以外の情報伝達手段の一層の充実を検討する必要がある。

### 【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

(目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(名簿)の作成及び名簿情報の提供並びに、 福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。

(成果)⑩市社協、地域振興センターと連携し、「共助」の取組の必要性について理解を求め、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)、1つの福祉協会が名簿を受領(R3:22連協、32福祉協会)したほか、市内5地区で進めている個別避難計画作成の試行的取組では、10件の計画を作成し、この取組を通して当事者と地域の支援関係者、福祉専門職との平時からの緊急連絡体制や、当事者を含めた避難訓練の重要性が再確認されるなど、地域全体の防災力の向上につながった。(目標指標E)

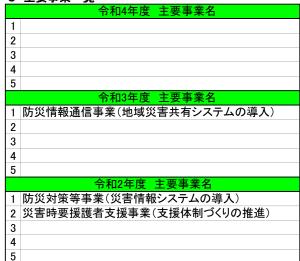
①国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定をふまえ、本市の限られた体制の中での計画的な個別避難計画作成の考え方について、当事者団体やケアマネジャー協会、居宅介護支援事業所連絡会等の支援関係者との意見交換等を実施した。

⑫福祉避難所の拡充に向けて、一定規模の受入れスペースがある社会福祉施設に調査を実施し、協力意向のあった7施設と協議を行い、そのうち老人福祉施設3施設、障害福祉サービス事業所1施設の計4施設を福祉避難所に指定(R2:40施設、R3:44施設)するとともに、開設運営マニュアルの作成を支援し、2施設(R2:5施設、R3:7施設)でマニュアルが作成された。

(課題) ⑩⑪個別避難計画の計画的な作成等に向けて、災害リスク等に応じた対象者の把握や当事者の状況に応じた効率的な作成方法の検討を行うとともに、市社協、地域振興センターと連携し、地域の支援関係者等への働きかけを行う必要がある。

施策名: 消防·防災 施策番号: 10 - 0

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

H29

H30

#### ●重要度





#### 令和4年度の取組

### 【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】

①防災情報伝達システム・災害マネジメントシステム等を活用し、情報の伝達・拡散・収集に努め、防災総合訓練において検証を行い実効性の確保に努める。また、災害時のドローンの活用に向け、情報収集に努めるとともに、関係部局と連携し導入に向けた取組を進める。

②コロナ禍における避難所運営を円滑に行うため、避難所開設運営マニュアルについて、必要に応じて、これまでの知見を踏まえた確認を行い、実践的訓練を通じて 実効性の検証を行う。

⑧大規模災害などに備え、防災訓練・講座等を通じて市民、事業者、民間団体等との連携を深め、防災力を高めるとともに、避難行動の指針となるマイタイムラインの周知啓発を行う。

### 【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】

④⑤市民、事業者に対し備蓄の重要性について周知啓発を行う。また、備蓄計画に基づき備蓄品の配備を進め、分散備蓄について、現在の20箇所から、各地区小学校1校への配備の拡大を進め、26箇所とする。

### 【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

③⑥新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局として、国・県との連絡調整を担うとともに、各部局の取組状況を掌握し、対策本部員会議を適宜運営する。また、より多くの市民に迅速かつ的確に情報伝達を行うため、引き続き、多層的な情報発信を行うとともに、必要に応じて、街頭での啓発活動を実施する。

⑦地域振興センターと連携し様々な地域団体との連携強化、マンション等社会福祉協議会の加入率が低い地区の情報伝達先の拡大に取り組む。

⑨防災情報伝達システムの本格運用を実施するとともに、デジタル機器以外の情報伝達手段を充実させるため、災害時に人の集まる応急給水拠点などへの掲示板の設置等、地域と連携する中でモデル事業に取り組む。

### 【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

⑩①個別避難計画の試行的な取組の検証結果や国・県の指針をふまえ、個別避難計画の作成手順等を整理するとともに、要支援者システムを活用した災害リスクの高い避難行動要支援者の把握や地域の支援関係者等への働きかけ等を通じて、個別避難計画の計画的な作成に着手する。

②引き続き、要支援者の避難先の確保に向け、福祉避難所に協力意向のあった施設との協議や指定施設のマニュアル作成支援を行う。

### 6 評価結果

R1

#### 評価と取組方針

R3

R2

・災害マネジメントシステムに、防災情報伝達システム等防災に関連する各種システムを連携させ、災害時の情報収集・伝達がスムーズに行えるよう訓練を行い、実際の災害発生時に向け、見えてきた課題点に対し改善を図る。

・災害時のドローンの活用に向け、必要なドローンのスペック、運転者の技量・育成方法、 費用等について研究する。

・「1.17は忘れない」地域防災訓練や各地域での訓練について、さらに効果的なものとなるよう、災害対策課、学校、地域振興センターや様々な地域団体のより一層の連携・調整を図る。

・個別避難計画の作成については、要配慮者 (災害時要援護者)はもちろんのこと、地域の 支援関係者にも個別避難計画作成の目的・ 対象・使い方などをイメージしやすく工夫し伝 えていく等、モデル事業の成果と課題を踏ま えた取組を進める。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

施策名 11 地域経済・雇用就労 展開方向 01 イノベーションの促進に向けた環境づくり 主担当局 経済環境局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値	実績値					
					(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	市内総生産(実質GRP)成長率 (上段:GRP、下段:GDP)	1	19,826 (R1)	億円	実質GDP成 長率を上回る	103.2% (101.8%)	98.7% (100.2%)	101.3% (99.3%)	_	_	
В	イノベーションに向けて新たな事業に チャレンジする人や事業所数	1	2,302 (H27~R1合計)	人・社・件	2,500 (R5~R9合計)	431	418	483	335	_	
С	脱炭素やSDGsに取り組む企業数	1	21	件	50	0	0	0	13	21	
D	製造業事業者支援件数	1	1,791	件	2,100	2,151	2,212	1,775	1,872	1,791	
E	特定創業支援事業の支援を受けて創 業した者の数	1	75	件	92	30	47	55	40	75	

※指標Aは、基準値に市内総生産(実質GRP)の令和元年度実績を記載し、実績値については上段にGRP、下段にGDPの成長率を記載している。

#### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開等に向けた産学公融ネットワークの強化】

(目的)「脱炭素社会実現」、「地域経済の活性化」を図る取組を推進し、地域経済の持続的な発展を目指す。

(成果)①脱炭素社会実現の先行的取組として、阪神タイガースファーム施設や市内阪神電車の全ての駅をゼロカーボン化する事業計画を策定し、脱炭素の取組を通じて地域課題の解決にもつながる今後の開発モデルとして、環境省が募集する「脱炭素先行地域」へ提案を行った。 (目標指標C)

②コロナ禍ではあったが、「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明前に、産業界や金融機関からの意見聴取のため、「ECO未来都市あまがさき」宣言団体(AG6)の代表者会議を開催し、情報交換等を行った。

③「尼崎経済白書」を市内企業や市民など多くの方に興味を持って読んでもらうため、トピックスをまとめた「尼崎経済ガイドブック」と、データをまとめた「尼崎経済データブック」に刷新することで、ツールとしての機能を高め、企業訪問の際や本庁・生涯学習プラザ等で配布することで、市内経済の情報を発信した。(目標指標A)

④(公財)尼崎地域産業活性化機構とともに市内企業の新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響に関する追跡調査を実施する中、「雇用支援」や「事業転換支援」を望む声が多かったことから、ニーズや時宜に応じた緊急経済対策を実施した。(目標指標A)

⑤「SDGs企業登録事業」では、SDGs達成に資する取組を行う19社を新たに登録し、各社の取組を紹介した。(目標指標C)

(課題)①企業活動を行う中で、脱炭素経営に取り組む必要性やメリットなどを周知するとともに、自社のエネルギーの使用状況等を把握し、脱炭素経営に向けた具体的な対応の検討を促していく必要がある。

②引き続き、AG6の中で情報交換を行うとともに、脱炭素社会に向けて、共同事業を実施する必要がある。

③リニューアルしたガイドブックについては、当初500部作成したが、好評のため発行部数の増刷を検討するとともに、事業展開に活かしていく必要がある。

④コロナ禍における事業者支援については、これまで実施した取組の結果を分析し、市内企業が抱えるポストコロナ社会における様々な経営課題等を的確に踏まえた事業の構築に取り組む必要がある。

⑤企業のSDGs取組活動及び制度周知を進めるとともに、登録事業者(31社)の今後の取組について、意見交換の機会を創出する必要がある。

### 【新製品の開発やIoT化の導入等の支援など、製造業等のイノベーションの促進支援】

(目的)ものづくり産業については、本市産業の中核として、イノベーションを促進する成長分野への積極的な展開を支援するとともに、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的発展と安定的な雇用の確保を目指す。また、製造業の技術力のPRやモチベーションアップにつながる効果的な機会を設け、若年技能者の定着及びスキルアップを図る。

(成果)⑥新技術・新製品の開発を支援するとともに、(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)及びものづくり支援センターの今後のあり方についての検討を開始した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた製造業小規模事業者に対する「コロナ対応小規模事業者向け製造業設備導入等支援事業」の実績は44件で、うち31件が初めてAMPIの助言を受け、平均申請額は上限額500千円に対し、約416千円であった。(目標指標B·D)

⑦「尼崎ものづくり未来の匠選手権」を2年ぶりに開催し、技術力・就業意欲の向上など若年技能者の育成に努めた。

(課題)⑥中小企業において設備投資意欲はあるが、イノベーションや生産性向上に効果があるDXやIoTについては導入が進んでいるとは言い難く、効果的な支援方法を検討するとともに、支援主体であるAMPIの支援能力向上のための具体的な検討を進める必要がある。加えて、□□ナ禍において実施した事業者支援の結果についてヒアリングを行い、今後の取組に活かしていく必要がある。

⑦競技課題を現場ニーズと近しいものとするなど参加者の確保策を検討する必要がある。

### 【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾等(ソフト)を活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

(目的)創業者を支援することで創業の実現及び事業の早期安定化を促進し、雇用の創出など地域経済の好循環を図っていく。

(成果)⑧新たなビジネスに挑戦する創業者(事業転換等の第二創業を含む)を対象に、創業時に要する経費の一部を補助する「創業支援補助金事業」を実施し、目標を上回る支援を行った。(申請61件、金額25,377千円)(目標指標E)

⑨尼崎創業支援オフィス「アビーズ」入居者9名と兵庫県の「起業プラザひょうご尼崎」入居者6名について県と連携し、ハード・ソフト両面で利用者等を支援した。また、2年ぶりの開催となった、あまがさきビジネスプランコンテストでは34件の応募があり、県や産業団体・金融機関と連携しブラッシュアップから事業化までの支援を実施した。(目標指標E)

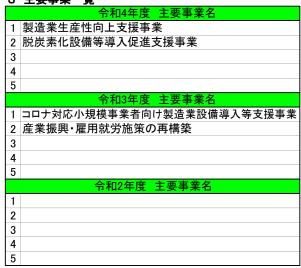
⑩エーリックにおいて、本市登録インキュベーションマネージャー(M)による積極的な活動を展開し、相談業務を実施した。また当該Mのノウハウを通じ入居者の業容拡大(事業拠点の拡大)に貢献した。(目標指標A)

(課題)⑧「創業支援補助金事業」については、想定件数よりも多くの申請があったため、継続実施していく必要がある。

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響にもより、創業するには厳しい状況が続いていたこともあり、新規入居者が5名とコロナ前と比べて少なかった(令和2年度12名、令和元年度11名、平成30年度11名)ため、創業しやすい環境づくりを支援する必要がある。

施策名:地域経済·雇用就労 施策番号: 11 - 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

# 【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開等に向けた産学公融ネットワークの強化】

①企業の脱炭素経営に向けた取組として、省エネ診断を行い、設備導入の費用を補助する。また、市内企業の育成のため、環境設備の設置事業者等とも連携し事業を進める。

②AG6と連携し、脱炭素に関する普及啓発のためのシンポジウム等を実施するとともに、環境意識を高められる共同事業(マイボトルやバイオマス素材のクリアファイルの推進運動等)を実施していく。

③④ガイドブックを増刷することや、事業者とのヒアリングで活用する等、今後の事業展開につなげていく。

⑤エコあまフェスタ等のイベントでの登録募集やPRを行うとともに登録企業間の情報 共有を行う機会を設け、企業のSDGs活動のきっかけを作っていく。

### 【新製品の開発やIoT化の導入等の支援など、製造業等のイノベーションの促進 支援】

⑥「製造業生産性向上支援事業」により、生産性向上を図ろうとする製造事業者のDX・IoT化を促し、加えて、(公財)新産業創造研究機構(NIRO)等の支援機関と連携し、導入から運用にかけてのアドバイスを行う。また、市内中小企業のニーズに最携してするようAMPI及びものづくり支援センターの支援体制について検討を行ってい

⑦選手権競技の刷新や拡充を検討することで、より広く出場者を募る。

# 【スモールオフィス機能(ハード)や創業塾等(ソフト)を活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

⑧「創業支援補助金事業」については、支援件数を拡大し実施する。

⑨全国で創業支援施設の運営実績のあるIMに変更し、IMが有するネットワークを活用してコロナ禍で途切れた他地域の創業支援施設とのネットワークを再構築する。また、セミナーイベント等共同で実施することで、アビーズ、起業プラザひょうご尼崎の利用者を獲得するとともに利用者間連携の促進を図る。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・産業問題審議会と労働問題審議会を統合 し、中小事業者の声をより重視することも含 め、新たな会議体の仕組みを構築する。

・近年、大規模な物流関係企業の市内進出 が増えている。地域共生に向け、周辺地域の 住環境への配慮や脱炭素の取組などについ てのガイドラインを作成する。

・共同購入事業を令和4年度から開始し、蓄電池や太陽光パネルがより安価に購入可能となった。一方、この事業による市内関連事業者への影響や動向を踏まえ、必要に応じて支援策を検討する。

・小田南公園への阪神タイガースファーム施設誘致について、国の脱炭素先行地域に提案し選定されたことで、近隣駅への太陽光発電設備の導入など、エリア全体での経済効果と脱炭素普及を同時に進める取組とすることができた。

・市内企業におけるSDGsの取組が進んできている一方、どのように取組を進めればよいのかがわかりにくいといった声も聞かれるため、SDGs企業登録制度の登録企業に対しアンケートを行い、その結果を分析し、さらに取組を広げていく。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

施策名 11 地域経済・雇用就労 展開方向 02 地域経済の活性化や循環の促進 主担当局 経済環境局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
	14 保 石		(R3)	(R9)		H29	H30	R1	R2	R3	
A	あま咲きコインの累計利用者数	1	59,937	人	90,000	_	_	_	_	59,937	
В	企業・商店街原資負担によるあま咲き コインの流通額	1	625	千円	10,000	_	_	_	_	625	
С	事業継続支援事業の利用件数	1	24	件	75	-	12	41	15	24	
D	アマポータルの年間アクセス数	1	_	件	150,000	_	_	_	_	_	
E	地元の農産物「あまやさい」を選ぶ市 民の割合	1	_	%	19	_	_	_	_	_	

#### 5 担当局評価

## これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

(目的)SDGs行動の推進を図るとともに、市内経済の好循環を目指す。

(成果)①使える店舗が少ないという利用者の声が多かったため、加盟店の拡大に取り組んだ結果、22の公共施設の利用を可能とするなど、加盟店数は前年度比約倍増(469店→913店、内812店利用実績あり)する中、利用者数が大きく増加(22,557人→59,937人)するとともに、ポイント還元キャンペーンの実施や企業・商店街の原資負担によるコインの発行、給付金での活用などにより10億ポイントを超えるコインが流通した。(目標指標A・B)

(課題)①有効期限やアプリ使用方法等のルール理解度の向上、持続可能な仕組みづくりに向けた多用途展開による利便性向上や財源及びコイン流通量の確保を図る必要がある。また、コインの流通による利用者の利便性の向上等について分析する必要がある。

#### 【産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

(目的)円滑な事業承継及び事業継続に向けた取組の促進や、借り入れ負担の軽減を支援するとともに、取引拡大や販路開拓への支援や本市産業の製品や技術力等の魅力発信の機会を増やし、市内企業の競争力強化を図る。

(成果)②事業承継支援については、産業団体と連携した啓発、事業所訪問及び専門家診断等を実施したが、コロナの影響もあり件数は9件であった。(目標指標C)

③市内商店街での災害に係る調査及び東日本大震災経験事業者によるセミナーを実施し、災害リスクの把握や事業者の減災意識の向上に努めた。(目標指標C)

④国際化支援コンソーシアム及び外国人材・事業者向けセミナーを実施し、外国人材に係る取組状況について情報共有を行い、人材確保及 び継続的な検討を進めるためのコンソーシアムを立ち上げた。

⑤「コロナ対策プロダクツ認証事業」では9社14製品を認証し、感染症に対する意識啓発を行うとともに、パンフレットの配布や動画でのPRにより、認証企業の販路開拓を支援した。

⑦セーフティネット保証制度では、事業者の経済活動を支えるため、迅速かつ的確に認定書を発行した。

(**課題)**②事業所数は減少傾向にある中、経営者の3割以上が70歳以上と高齢化が進んでおり、後継者が決定していない事業者は6割であることから、現代表者・後継候補者に承継を促すための支援手法の検討が必要である。

- ③減災取組の啓発から実践への円滑な移行を推進する事業を実施する必要がある。
- ④コロナ禍により外国人の入国規制が長期化しており、規制緩和後の受入支援に向けた検討が必要である。
- ⑤コロナ禍により活動が制限される事業者に対し、更なる販路開拓等を支援する必要がある。
- ⑥「アマポータル」への市内企業の新規登録数を増加させ、市内企業の情報発信力の強化を図るとともに、市内企業が抱える現状や課題等の情報を関係部局等で共有する必要がある。
- ⑦県の中小企業資金融資制度の利用状況を踏まえた対策を検討する必要がある。

### 【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】

(目的)「あまやさい」を用いた市内産野菜のPRや、営農者への支援を行うことで都市農業の存続を図る。

(成果)⑧「都市農業活性化推進事業」では、都市農業の持続的な農業振興に向け、農業者のニーズに沿った補助を行った。また、「新規就農者支援事業」では、認定新規就農者に対し、農業経営の安定化を目的に国の制度を活用した補助金を交付する中、「中間評価」で営農状況・経営実績共に計画通りであるとの評価を得るとともに、「認定農業者」を新たに6名(計13名)認定した。さらに、「あまやさいグランプリ2」の様子を公式YouTubeで配信するなど「あまやさい」のPRに努めた。(目標指標E)

(課題) ®「都市農業活性化推進事業」では農家の要望を参考に、より効果的な支援制度に改善するとともに、「あまやさい」をより広く周知する 手法を検討する必要がある。

### 【生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化】

(目的)生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化を図り、市場の適正運営の確保、安心できる消費生活の実現に資する。

(成果)③市場活性化対策事業に加え、経営改善の一助として新型コロナウイルス感染症等で経営が落ち込んだ事業者を対象に専門家による財務検査を実施するなど、生鮮食料品等の安定供給に努めた。

⑩「今後の市場のあり方」については、本市場環境や民間事業者の参画動向等に対する同感染症の影響を把握・分析し、その結果をホームページで公表したほか、場内事業者に意向等の調査を実施し、市場規模、事業手法等の検討を進め、適宜、議会等で報告した。

(課題)③長引くコロナ禍での事業継続及び取扱高の維持、コロナ禍収束後を見据えた市場の活性化、取扱高の増加及び市場の利用促進の取組を進める必要がある。

⑩今後、流通形態など、市場環境の変化に対する長期的な運営リスクへの対応などを十分に検討する必要がある。

施策名:地域経済·雇用就労施策番号: 11 - 02

#### 3 主要事業一覧

## 令和4年度 主要事業名

- 1 SDGs「あま咲きコイン」推進事業
- 2 中小企業BCP策定にかかる補助金の支給(中小企業減災支援事業)
- 3 コーディネーター連携による販路拡大と人材確保の推進(販路拡大・人材確保事業)
- 4 商店街活性化施策の推進(商業活性化対策支援事業)

5

### 令和3年度 主要事業名

- 1 SDGs「あま咲きコイン」推進事業(旧SDGs地域ポイント制度推進事業)
- 2 都市農業活性化推進事業(旧農業振興対策事業)
- 3 産業振興・雇用就労施策の再構築
- 4 産業・雇用就労オンラインシステム関係事業

5

### 令和2年度 主要事業名

- 1 SDGs地域ポイント制度推進事業
- 2 マイナポイント関係事業
- 3 尼崎市商業活性化対策事業(まちなか再生協議会等運営支援事業)
- 4 中小企業国際化支援事業
- 5 中小企業資金融資制度関係事業(信用保証料補助金)

#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度



●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

①コインの企業・商店街原資負担による発行等の多用途展開により、更なる利便性の向上、流通額の確保を図り、持続可能な仕組みづくりに向けた取組を進め、アンケート等により利便性の向上や消費喚起策としての有効性を分析する。

# 【産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

②事業承継の検討を後押しするため、新たに後継候補者向けセミナーの開催や事業所訪問による複数回の聞き取りを行うなど、丁寧な相談対応に努める。

③新たに減災対策の実践に係るBCP策定の取組を支援し、事業継続の体制強化を促進する。

④外国人材の入国に備え、コンソーシアムでの意見交換やセミナーを通じ、市内事業者の外国人材受入への支援を行う。

⑤コーディネーター等との連携・活用による「販路拡大・人材確保事業」を実施し、 技術・サービスの販路開拓を支援するとともに、就労支援事業と連携し、人材確保 にもつなげていく。

⑥「アマポータル」を市内企業に周知するために事業所景況調査へのチラシ同封や産業団体会報誌でのPRを行う。また、関係部局等との情報共有を円滑に図るための基盤を整備する。

⑦融資利用者に対する負担軽減策として信用保証料の補助等を検討する。

### 【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】

⑧広く「あまやさい」を周知し農業者の販路拡大につなげるため、自動販売機の設置など新たな販売方法を検討するとともに、「都市農業活性化推進事業」について、実績や農家要望を踏まえ対象品目を拡大するなど改善を行う。

### 【生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化】

⑨新型コロナウイルス感染症対策を継続する中で、引き続き場内事業者の集荷及び販路開拓に資する取組を支援するとともに、市場の利用促進に関するPR手法等について検討を行う。

⑩「今後の市場のあり方」については、事業手法等の精査を進め、並行して、長期的な運営リスクへの対応などを十分に検討し、議会への説明等を経て、検討内容の精度を高める。

### **6 評価結果**

#### 評価と取組方針

・あま咲きコインについては、加盟店拡大やコロナ禍における消費喚起策としてプレミアムキャンペーンを行ったことなどにより、利用者数が大幅に増加し、10億円を超える利用実績があった。

・今後、コインの用途や課題について、事業者 と利用者双方の視点から多面的に分析を進 める必要がある。

・アマポータルについては、積極的に企業訪問を行う中で、庁内並びに(公財)尼崎地域産業活性化機構も含めた情報共有ツールとして、より一層の活用を図る。

・都市農業において持続的な農業振興を 行っていくため、国において示されている「み どりの食糧システム戦略」等を参考に、農作 物の付加価値を高める取組について検討す る。

### 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

 施策名
 11
 地域経済・雇用就労
 展開方向
 03
 雇用就労の充実

 主担当局
 経済環境局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
	相 保 石		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	市内有効求人倍率の全国との比較		国 1.16 市 0.97	倍	全国有効求人 倍率を上回る	国 1.54 市 1.42	•	国 1.55 市 1.51	国 1.10 市 1.01	国 1.16 市 0.97	
В	求人を充足した市内事業所数(延べ 件数)	1	60	件	90	105	82	85	44	60	
С	あまjobステーション相談件数(延べ件数)	1	1,349	件	1,950	1,778	1,537	1,542	1,074	1,349	
D	スキルアップによる労働生産性向上に 資する事業への延べ参加者数	1	324	人	700	_	_	698	364	324	
Е											

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

(目的)市内企業の魅力発信や企業が求める人材あっせんを通じた雇用支援を実施し、企業の人材確保を支援するとともに、市民に対する相談・無料職業紹介を通じた就労支援を実施し、勤労市民の就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。

(成果)①「地域雇用・就労支援事業(就労支援窓口:あまjobステーション)」については、コロナ禍の影響により、外部の関係機関との連携や企業訪問等に支障を来したものの、しごと・くらしサポートセンターや外国人総合相談センターと一体的な支援体制を構築するなど庁内連携を図ったことに加え、市内職業訓練校の訪問を新たに実施するなど、一般求職者の勧誘に注力した結果、就労支援窓口における新規求職申込者数は、前年度を上回り、求人を充足した市内事業所数及び相談件数は、前年度比約1.3倍となった。また、中核市4市(NATS)の連携による労働相談窓口の相互利用に加え、国の労働条件相談「ほっとライン」を併せて案内することで、平日休日昼夜間に多言語による相談体制を構築し、相談者の利便性向上を図った。NATS全体の相談実績はコロナ禍前の水準を上回る560件となった。(目標指標A·B·C)

- ②「雇用創造支援事業」については、合同企業説明会(3回・16社45人)及び採用力向上セミナー(1回・9社9人)を全てオンラインで開催し、参加企業に対しては、参加学生の採用に向けた継続的な個別支援を実施した。(目標指標A・B)
- ③コロナ禍の影響により、離職を余儀なくされた方等の早期の就労及び人材確保に悩む市内企業の雇用就労支援として、「コロナに負けるな合同就職面接会」を実施し、マッチングの機会を増やした。(参加企業数25社、参加者数80人、内定者数5人)(目標指標A·B)
- ④「実践型インターンシップ推進事業」についてリモートを活用する中、長期実践型インターンシップでは、企業の課題解決の一助となる取組を行い6社25人、短期インターンシップは2社18人で、市内企業の魅力発信につなげた。(目標指標A·B)
- ⑤「雇用調整助成金等申請サポート給付金」については、雇用調整助成金等を活用し雇用の維持に努める市内企業に対して、申請に係る経費の一部を助成し、雇用維持と事業継続を図った。(申請66件、給付総額4,757千円)(目標指標A·B)

**(課題)**①今後、新型コロナウイルス感染症関連の各種給付金や補助金等の効果が薄れた際には、求職活動が急激に活発化することも予測されることから、雇用情勢に柔軟に対応した支援体制を構築していく必要がある。

②③ここ数年、売り手市場であったことで、新卒者等対象の合同説明会を実施してきたが、コロナ禍の影響により、離職を余儀なくされた方等が増えていることから、雇用情勢の変化に対応するためにも、合同企業説明会の対象者について検討する必要がある。また、コロナ禍に伴う採用活動のオンライン化が進む中、市内企業の採用活動を支援するため、各社が持つ魅力を、市内企業のニーズが高い若手人材を中心に発信していく必要がある。

④リモート型インターンシップが主流となり、関西圏の学生が首都圏の企業のインターンシップに容易に参加できるようになるなど、企業の選択 肢の幅が広がったことから、学生の集客に向けては更に魅力ある市内企業の開拓に取り組む必要がある。また、インターンシップでの評価を採 用に活用することの政府容認の動向等も踏まえ、参加企業や事業内容の再構築に向けて検討していく必要がある。

### 【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

(目的)市内企業が必要とする人材の育成や様々な研修会等を通じた人権意識の啓発により、市内企業の労働生産性の向上を図る。

(成果)⑥「キャリアアップ支援事業」については、しごと塾を2回開催し、延べ参加者数は121人、就職者数は8人となった。(目標指標A·B·D) ⑦企業向け人権啓発については、リーフレットの配布や講演会「部落差別解消推進法の意義と今後の課題」、研修会「企業と在日外国人~公正採用と均等待遇の更なる推進を目指して~」を実施し、合わせて23社38人が参加した。(目標指標A·B·D)

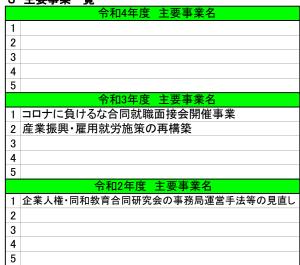
⑧「雇用促進奨励金」については、コロナ禍で離職を余儀なくされた方等の早期の就職を支援するため、雇用する上で必要な研修費や賃金の一部として、雇用した企業等に対し、360件・168,600千円(673人分)を交付した。(目標指標A・D)

**(課題)**⑥□□ナ禍の影響もあり、参加者確保に苦慮するとともに、セミナーの内容によって出席者数の増減が著しいことから、広報面での工夫に加え、魅力的なセミナーとなるよう内容の再構築が必要である。

⑦近年、ジェンダーの知識不足によるハラスメントや企業の経営損失等について、国際社会でも高い関心が寄せられていることや、コロナ収束後には再び外国人労働者の増加が見込まれることなどを踏まえ、市内企業に対し、これらをテーマとした研修を実施していく必要がある。

施策名:地域経済·雇用就労施策番号: 11 - 03

#### 3 主要事業一覧

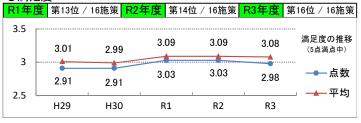


#### 4 市民意識調査(市民評価)

### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

①しごと・くらしサポートセンターには多くの人が訪れていることから、派遣する雇用就労支援員を交代制(2名で曜日固定)とし、同センターの支援員と企業開拓員との定期的なWeb会議(週1回)を実施し情報を共有するなど、連携を強化する中で、早期に就労が見込める方については、より丁寧なサポートを実施して確実に就労へとつなげていく。また、新たに「販路拡大・人材確保事業」等を通じて(公財)尼崎地域産業活性化機構との連携を密にし、企業が求める人材確保を支援する。②③雇用情勢に柔軟に対応するため、若年層等を対象とする合同企業説明会を年2回実施に変更し、コロナ禍で離職を余儀なくされた方等の早期の就労支援を行う。また、若年層を中心に市内企業への就職を促進するため、新たに「逆求人イベント」や「Web面接研究会」等の各種事業をオンライン上(ハイブリッド含む)で実施するとともに、併せて参加企業を紹介する記事や動画等を作製し、産業・雇用就労オンラインシステム「アマポータル」に掲載するなど、市内企業の魅力・情報発信を行う。

②実践型インターンシップは、リモートも活用するとともに、参加企業の将来的な人材の確保等の視点も含め、様々な受入メリットをPRしていくことで、受入企業の拡大に取り組む。

### 【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

⑥求職者に人気のあるメイクアップ講座や、より就職に直結するパソコン講座、オンライン面接対策など、セミナー内容の再構築を進めるとともに、しごと塾生にとって魅力的な求人企業の事業参加を積極的に求めていくことで、就職につなげる。 ⑦企業のジェンダー問題や外国人労働者の人権問題についての研修を実施し、市内企業の人権意識の高揚に努める。

主要事業の提案につながる項目

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・市内企業の人手不足感について、特に福祉 や介護分野においては依然として高いことか ら、引き続き、人材確保支援について関係部 局間で連携して実施する。

・雇用就労マッチングにおいては、新型コロナウイルスの影響による採用活動のオンライン化への対応や、市内企業のPRを支援していくことが重要である。また、支援策の実施にあたっては、企業情報発信ツールであるアマポータルを活用する。

#### 1 基本情報

施策名 11 地域経済・雇用就労 展開方向 04 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上 主担当局 経済環境局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
						H29	H30	R1	R2	R3	
Α	市内の観光客入込客数 (うち宿泊者数)	1	164.2 (29.2)	万人	300 (50)	228.1 (44.0)	242.5 (44.8)	259.7 (43.7)	136.3 (27.0)	164.2 (29.2)	
В	尼崎城有料入城者数	1	3.1	万人	15.0	_	_	14.6	2.8	3.1	
С	尼崎城再建等によってまちに新たなにぎわい が生まれたと感じている市民の割合	1	9.9	%	17.5	_	9.8	9.0	7.0	9.9	
D	あまがさき観光案内所における土産 等の売上額	1	7,522	千円	15,000	_	_	4,852	2,877	7,522	
E	市内の観光GDP	1	8,430 (推計値)	百万円	15,305	12,083	11,537	13,249	7,329	_	

#### 5 担当局評価

### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【観光重点取組地域のまちづくりの推進】

(目的)本市のイメージを一新する歴史・文化を取り込んだ観光施策を重点取組地域(尼崎城を含む城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺)で展開するとともに、地域資源を活かした観光振興を進め、交流人口の増加や経済活性化、シビックプライドの醸成につなげる。

(成果)①コロナ禍ではあったが、観光の重点取組地域において「あまがさきアート・ストロール」(参加者数4,728人)をはじめ、「尼子騒兵衛展」(来場者数5,854人)や「はやぶさ2帰還カプセル特別展」(来場者数4,271人)を、(一社)あまがさき観光局(以下、観光局)をはじめとする関係団体や関係部局等と連携し実施した。(目標指標A・B・C・D・E)

②観光局があまがさき観光案内所において実施した、定期的なマルシェや、市内事業者の魅力ある製品のPR、SNSを活用した情報発信等により、あまがさき観光案内所の売上額(前年度比約2.6倍の7,522千円)や客単価(前年度比約1.7倍の274円)が向上した。(目標指標A・C・D・E)

③新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊客が大幅に減少する中、令和4年3月に観光局と宿泊事業者が共同プロモーションを実施した。 まん延防止等重点措置が解除されたこともあり、宿泊者数は前年度の3月と比較し約1,500人増加した。(目標指標A·E)

④尼崎城の有料入城者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標を大きく下回る3.1万人となった。また、尼崎城の供用時間外の活用として、「あまがさきアート・ストロール」で夜間限定の作品を展示したが、コロナ禍や悪天候といったこともあり、来城者は5日間で125人と伸び悩んだ。(目標指標A・B・C・E)

⑤尼崎城や中央公園をはじめとする阪神尼崎駅周辺の公共施設を効率的・効果的に管理し、一体的な賑わいを創出するため、令和5年度からの包括マネジメントの指定管理者の選定に向けた取組を関係部局と連携し実施した。(目標指標A·B·E)

⑥令和5年度に兵庫県とJR6社が実施する国内最大規模の大型観光キャンペーン「兵庫デスティネーションキャンペーン」を見据え、観光局や地域の事業者と連携し、観光コンテンツを検討した。(目標指標A·E)

⑦阪神タイガースファーム施設の移転については、地域住民や公園利用者への説明会等を70回以上実施し、令和3年12月には市議会で負担付寄付の議決を得、正式に移転を決定した。(目標指標A·B·C·D·E)

(課題)①観光入込客数は、前年度比約1.2倍、宿泊者数は微増となったが、尼崎城にとどまらず、阪神尼崎駅周辺の重点取組地域を中心としたエリア全体での継続的な賑わいの創出が必要である。また、イベント実施時の各データを収集するスキームを確立するとともに、収集したデータを分析し、イベントの評価や次回の開催にデータを活用していく必要がある。

②「あまがさきアート・ストロール」のアンケートでは、全体的に満足度の高い結果となったが、お土産の項目については相対的に満足度が低かったことから、更なるお土産の充実が必要である。

③地域一体となり来訪者を獲得していく中で、宿泊や交通事業者、金融機関や商店街など、地域の観光関係者で構成する「尼崎市観光地域 づくり推進会議」について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が難しかったが、観光局が中心となり実効性のある運営を行う 必要がある。

④尼崎城の来城者目標を達成するため、内部コンテンツの充実をはじめ、団体客の獲得に向けたPRや夜間の時間帯等の特別感を演出する 供用時間外の活用などに取り組む必要がある。

⑤尼崎城の指定管理業務について、効率性向上のため、管理費や管理体制等を見直すとともに、エリア一体での賑わいを創出する必要がある。

⑥「兵庫デスティネーションキャンペーン」に向け、旅行事業者に選択される観光商品の造成が必要である。

⑦大阪・関西万博開催や阪神タイガースファーム施設の移転等に向け、観光局が作成したロードマップに基づき、地域一体となった戦略的な観光地域づくりに取り組む必要がある。

### 【データに基づく観光プロモーション】

(**目的**)観光面での尼崎に対する評価や魅力の有無を検証するとともに、ターゲットを定めデータに基づく施策を展開し来訪者の獲得を目指していく。

(成果)⑧観光局のDMO登録要件に必要な指標である観光消費額や満足度等について、観光局が「あまがさきアート・ストロール」「尼子騒兵衛展」時にアンケートを実施することでデータ収集をすることができた。(目標指標A・B・D・E)

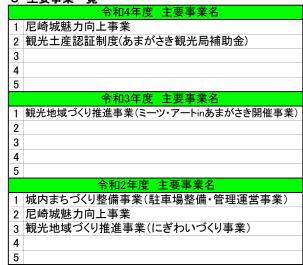
⑨観光局がリニューアルしたホームページやSNS等を活用したwebマーケティングを行う中、ホームページのページビュー(PV)数が前年度比約3.2倍の387,954PVと増加するとともに、Twitter、Instagramのフォロワー数もそれぞれ前年度比約3倍(1,958フォロワー)、約3.8倍(1,823フォロワー)となった。(目標指標A・B)

(課題)⑧今後、観光消費額や満足度等を経年で把握できる仕組みを構築する必要がある。

⑨情報発信の効果検証を踏まえ、更なる効果的な情報を発信し来訪者の獲得につなげていく必要がある。

施策名:地域経済·雇用就労施策番号: 11 - 04

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

●重要度(後期計画における「14 魅力創造・発信」の順位)



●満足度(後期計画における「14 魅力創造・発信」の順位)



#### 令和4年度の取組

### 【観光重点取組地域のまちづくりの推進】

①③観光局が「尼崎市観光地域づくり推進会議」を運営し、地域の観光関係者と連携した賑わいの創出やプロモーション、収集したデータの情報共有及び活用など、観光局のDMO登録要件の達成を目指すとともに、地域一体での観光地域づくりに取り組んでいく。

②観光土産認証制度を実施し、新たな尼崎の観光土産を開発するとともに、広く販売できるよう販路を開拓していく。

④⑤尼崎城のより効率的・効果的な管理について検証するとともに、8.5万人の来城者目標の達成に向け、指定管理者や観光局と連携し、尼崎城の魅力向上や供用時間外の活用等を図り、また、市内事業者との共同キャンペーンの実施や、学校の社会見学の誘致など、幅広く尼崎城を利用してもらえるよう取り組んでいく。⑥「兵庫デスティネーションキャンペーン」においては、令和4年9月に実施予定の旅行会社等との商談会に向け、観光局や市内事業者と連携し観光商品の造成を行う。

⑦ポストコロナを見据えた今後の観光周遊促進に向けた取組について、観光局をは じめとする関係団体と連携し実施するとともに、令和7年の大阪・関西万博開催や 阪神タイガースファーム施設の移転等に向け、観光局が作成したロードマップに基 づき事業を展開する。

### 【データに基づく観光プロモーション】

⑧観光消費額や満足度等に関するデータを経年で把握するため、算出方法の検証やアンケートの実施など、観光局と連携し実施する。

⑨観光局の非常勤アドバイザーの民間ノウハウを活かす中、ホームページやSNSを活用し、更なる効果的・効率的な情報を発信していくとともに、これまで収集したデータを基に、ポストコロナを見据えたプロモーションを展開し来訪者の獲得を目指していく。

### 6 評価結果

### 評価と取組方針

・観光施策については、市、観光局、民間事業者において情報共有のうえ連携して取り組むとともに、市と観光局の役割分担について検討する必要がある。

・それらを踏まえ、阪神尼崎駅周辺における 令和5年度からの包括したエリアマネジメント について、関係部局間で連携して実施する。

・尼崎の観光について、大阪・関西万博の開催や阪神タイガースファーム施設の移転などが予定されている2025年までのロードマップを観光局において作成した。

・今後、観光局を中心にロードマップに基づき、まずは令和5年に予定されている「兵庫デスティネーションキャンペーン」について、兵庫県などの関係団体とも連携して取組を進めていく。

### 主要事業の提案につながる項目

### 【観光重点取組地域のまちづくりの推進】

取組を通じ、補助金支出の抑制を図る。

①⑤尼崎城址公園の指定管理については、尼崎城や中央公園をはじめとする阪神尼崎駅周辺の公共施設を効率的・効果的に管理し、一体的な賑わいを創出するため、令和5年度からの包括したエリアマネジメントの実施に向け、都市戦略推進担当をはじめ関係部局と調整する中で適正な費用負担について検討する。
②③観光局について、地域一体となった観光地域づくりに取り組んでいく中で、観光関係事業者と連携した収益事業や物産品の販売などによる自主財源の確保等の

#### 1 基本情報

ħ	施策名	12 環境		展開方向	01 脱炭素社会の形成
	主	担当局	経済環境局		

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	1	目標値			実績値		
	11 保 12	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3
Α	市域におけるCO2排出量	Ţ	2,494 (R2)	kt- CO2	2,049	2,958	2,571	2,449	2,494 速報値	_
В	地球温暖化を防ぐ行動をする市民の 割合	1	48.9	%	65.0	-	_	_	-	48.9
С	あまがさき環境オープンカレッジ推進 事業参加者数	$\rightarrow$	13,918 (R1)	人	14,000	8,485	13,330	13,918	3,763	4,863
D	あまがさき環境教育プログラム実施校 数	1	20	校	41	_	_	_	_	20
Е										

#### 5 担当局評価

#### れまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

## 【消費エネルギーの徹底的な削減とCO2 排出を伴わないエネルギーへの転換】

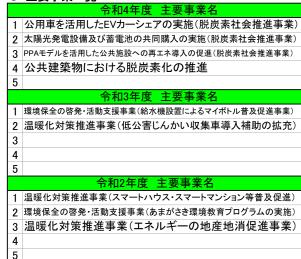
- (目的)2050年までに脱炭素社会の実現に向け、まずは2030年度のCO2排出量の2013年度比50%削減を目指す。
- (成果)①気候危機を市民・事業者と共有するため、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、2050年までに脱炭素社会を実現するため、 2030年のC02排出量を2013年比で50%程度削減することなどを宣言した。また、宣言内容に基づき、尼崎市地球温暖化対策推進計画で定 める市域におけるCO2排出量の削減目標を28%から50%に引き上げた。
- ②事業者を対象としたグリーンビークル導入補助制度に低公害じんかい収集車を対象とした補助メニューを追加した。なお、補助実績として は、ハイブリッドトラック、電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)19台に補助し、約28tのCO2排出量削減につなげた。(目標指標A)
- ③「尼崎版スマートハウス普及促進事業」において、ハウスメーカー等を通じた取組の周知が広がっており、特にZEHや尼崎版スマートハウスな ど、複数の機器を組み合わせ、より効率的にCO2排出量の削減が図れる住宅の申請が前年度比約1.5倍の34件となり、73tのCO2排出量削 減につなげた。(目標指標A)
- ④「エネルギーの地産地消促進事業」では、市内需要家28者にクリーンセンターの余剰電力の供給を開始し、年間約5,000tのCO2排出量削 減につなげた。需要家には、脱炭素経営のPRに活用いただけるよう、市独自の認証書を発行した。(目標指標A)
- ⑤「尼崎市気候非常事態行動宣言」と整合を図るため、市の事務事業を対象とした尼崎市環境率先実行計画の見直しを行い、CO2排出量の 削減目標を引き上げるとともに、公共施設の徹底的な省エネや再エネの最大限の活用など新たな取組を講じていくこととした。
- **(課題)**②ガソリン車等から、EVやFOV等のエコカーへの転換を促すための補助事業に加え、市内の車両保有台数の減少を図るために、市民 に対しシェアの考え方の普及を促進していく必要がある。
- ③補助件数の増加により着実なCO2削減効果が見られる一方で、毎年相応の予算措置を必要とすることや、職員の事務量の負担増が顕著 であることから、持続可能な取組とするため、新たな手法を取り入れるなど抜本的に見直す必要がある。
- ⑤建築物のZEB化やPPAモデルを活用した太陽光発電設備の導入など、新たな技術やサービスを広く普及させていくためには、市が率先して 実行し、他の模範となる必要がある。

### 【環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

- (目的)市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識し、それぞれの行動変容につなげる。
- (成果)⑥「尼崎市気候非常事態行動宣言」について、市報への挟み込みによるリーフレットの全戸配布や、様々な媒体への統一したデザイン による一斉広報など、より広く市民の目にふれるよう周知した。(目標指標B)
- ⑦中核市4市(NATS)において、広域的に地球温暖化対策に取り組むため、自治体間連携に関する基本協定を締結する中、環境啓発、再エ ネの導入促進等6つの取組項目を設定し、具体的な取組について検討を開始した。(目標指標A·B)
- ⑧「給水機設置によるマイボトル普及促進事業」では、民間企業と連携協定を締結し、公共施設や市内事業所など28箇所の施設を、市民等 が自由に利用できる給水スポットとして整備した。また、マイボトルの利用促進を目的に尼崎市オリジナルマイボトルを作成する中、市民運動推 進委員会や産業団体等との連携により3,000本を完売した。(目標指標B)
- ⑨「地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業」については、電子地域通貨「あま咲きコイン」と統合したことで、取組がこれまで以上に広く 周知されたことなどにより、昨年度を上回る53tのCO2排出量削減につなげた。(目標指標A·B)
- ⑩「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」の参加者は前年度比約1.3倍の4.863人であった。エコあまフェスタを初のオンライン開催とし、 学校での環境活動等の発表、市内環境団体を紹介するなど、市民、団体、学校、行政が一丸となり活動の維持や質の向上に努めた。(目標 指標B·C)
- ⑪「あまがさき環境教育プログラム」については、講座内容の改善やオンライン対応を行ったことにより、20校で実施できた。また、教育委員会 等と連携し、尼崎の公害を学ぶ講座を開発した。(目標指標B·D)
- ⑫環境基本計画の中間見直し・改定の機会(5年ごと)に、取組の成果等も踏まえ、本市の環境の全体像に関する理解・関心を深めるための わかりやすい冊子(尼崎の環境をリニューアル)を新たに作成することとした。 (課題)⑥脱炭素社会の実現に向けては、一人でも多くの市民の行動変容と、継続した取組が必須であることから、リーフレットを全戸配布する
- など具体的な行動例等をわかりやすく発信していく必要がある。
- ⑦NATSで検討した取組内容について具現化する必要がある。
- ⑧公共施設では順調に給水スポットを拡大できたが、民間施設では、給水スポットとして開放していただける協力事業者が少ないため、今後取 組が更に広がっていくよう、事業者への新たな働きかけが必要である。
- ⑨「あま咲きコイン」との統合や関係事業者と連携した周知活動等により、申請件数は上昇傾向にあるが、より多くの市民の行動変容につなげ るため、「あま咲きコイン」を付与する脱炭素行動メニューの拡大や、更なる周知が必要である。
- ⑩事業参加者の固定化が課題であり、新たな参加者を増やし、活動の輪を広げる必要がある。
- ①授業実施校を増やすなど、学校現場での定着を目指す必要がある。

施策名: 環境保全·創造 施策番号: 12 - 01

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

【消費エネルギーの徹底的な削減とCO2排出を伴わないエネルギーへの転換】 ②⑤公用車の更新車両としてEVを2台導入するとともに、使用しない休日については自動車レンタル事業者と連携し、市民に活用してもらうカーシェアに供することで、公用車へのEV導入と、エコカーによるカーシェア普及の同時達成を図る。

③太陽光発電設備等について、市民から購入希望者を募り、一括して入札、発注することで価格低減を促す新たなビジネスモデルである共同購入事業を活用し、更なる普及を図る。また、「尼崎版スマートハウス普及促進事業」のうち、個別の機器等への補助を共同購入事業へと切り替え、ZEHの普及促進に注力する。

⑤今年度設計着手予定の新築公共建築物において、ZEB ReadyやPPAモデルを活用した太陽光発電設備の導入の検討を開始するとともに、既存施設についても同モデルを活用した設備導入の可能性について、全庁的に調査を行う。

### 【環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

⑥ ⑨市民一人ひとりの行動変容につなげる具体的な脱炭素行動例等を紹介する リーフレットを作成し、全戸配布するなど周知を図るとともに、「公用車の休日カー シェア事業」での「あま咲きコイン」付与等、メニューを拡大する。

⑦⑧更なる給水スポットの拡大に向け、公共施設に加え、NATSで連携し、事業者へアプローチしていくとともに、マイボトルの利用促進に努める。

⑩新たにエコ演劇を実施し、事業に関わりがなかった層に対しても啓発を行う。 ⑪尼崎の自然(生物多様性)プログラムの追加を検討するなど多様なメニューを提供することで、授業実施校を増やすなど、学校現場での定着に向けた取組を進める。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・市域におけるCO2排出量は減少傾向にあるが、「尼崎市気候非常事態行動宣言」及び「尼崎市地球温暖化対策推進計画」におけるCO2削減目標を達成するため、部門別のCO2排出状況を踏まえた施策展開を行う。

・公用車や公共施設の脱炭素化の取組については、市民や事業者の率先垂範となれるよう、課題の検証を行いながら進めていく。

・環境教育プログラムについては、令和3年度から本格実施し、20校で実施することができた。今後についてもプログラム内容の充実や講座ごとに実施方法を工夫するなど、実施校数の拡大に向け取組を進める。

#### 主要事業の提案につながる項目

【消費エネルギーの徹底的な削減とCO2 排出を伴わないエネルギーへの転換】 ②市内車両保有台数の減少を図りつつ、ガソリン車のエコカー化を進めるため、民 間のエコカーによるカーシェアの普及や事業活動におけるエコカー導入など、更なる 促進を図る。

②ランニングコストの削減にもつながる公用車のエコカー化について、費用対効果も 見極めながら、その目標や導入手法等について関連部局で連携し検討を進める。 ⑤令和4年度の調査検討結果をふまえ、令和5年度以降、電力の施設間融通等も 視野に取組を具体化していく。

### 【環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

①自然(生物多様性)プログラムを追加する。

#### 1 基本情報

 施策名
 12
 環境保全・創造
 展開方向
 02
 循環型社会の形成

 主担当局
 経済環境局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	1	目標値	実績値					
	14 保石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	焼却対象ごみ量	1	127,797	t/年	123,466	134,598	136,907	134,041	130,463	127,797	
В	「燃やすごみ」の排出量	1	443	g/人·日	423	461	462	457	452	443	
С	家庭系食品ロスの発生量	Ţ	73 (H29~R2平均)	g/人·日	65	95	56	79	61	_	
D	廃棄物処理にかかる不利益処分等 (勧告・命令等)の件数	$\rightarrow$	0	件/年	0	0	0	1	0	0	
E	クリーンセンター稼働実績	<b>→</b>	100	%	100以上	95	98	99	101	100	

#### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

(目的)循環型社会の形成に向け、3Rによるごみ減量を推進し、環境負荷の低減を図る。また、社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみとしないリデュースの取組を推進するため、市民・事業者における主体的な削減行動を促進する。

(成果)①ごみ減量の啓発等を行った結果、焼却対象ごみ量は前年度比2,666t、「燃やすごみ」の排出量は前年度比9g/人・日減少した。 (目標指標A·B)

②食品ロスの削減については、「食品ロスダイアリー」市民モニター調査を実施し、102人から4週間の食品ロス発生状況のモニター及び取組内容についての報告を受けた。参加者の食品ロス意識の高まりにより、これまで意識していなかった食品ロス発生への気づきや週平均1回の発生の減少といった削減が図られるとともに、野菜などロスを生じやすい品目についての具体的な情報など、食品ロスの認知だけでなく、今後の啓発活動における基礎データを集積することができた。(目標指標A・B・C)

③プラスチックごみの削減については、レジ袋協定締結小売事業者における取組の市ホームページでの周知のほか、エコあまフェスタでの一般家庭の年間平均ペットボトル使用量の実物展示や、食品ロスダイアリーに取り組んだ参加者にマイボトルを配付するなど、脱炭素社会の取組として行われている給水機普及とも連携し、マイボトル推進に向けた啓発を行った。(目標指標A·B)

④市民・事業者のごみ減量・3Rの取組を推進するため、尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等(以下「廃棄物条例等」という。)における、各主体の責務の見直しや大規模事業用建築物における減量計画作成義務の追加など、改正に向けた検討を行った。(目標指標A・B・C)

(**課題**)①〜④市民・事業者に対し、食品ロスやプラスチックごみ削減などの課題についての認識を高めるとともに、認識から行動への転換を促進する必要がある。

### 【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

(目的)循環型社会の形成に向け、市民・事業者において発生する一般廃棄物・産業廃棄物の適正な排出及び処理を徹底し、環境負荷の低減を図る。

(成果)⑤廃棄物条例等については改正素案作成に向け、市民意見聴取プロセスにおける市民等の意見も踏まえ、資源物の持ち去り禁止やご みの分別排出義務等を規定することについて検討を行った。

- ⑥資源物の持ち去りに対して市民の関心が高まったことから、市民からの相談に応じパロールを行うなど持ち去り防止の啓発に努めた。
- ⑦さわやか推進員の活動支援として、カラスよけネットを貸与し、共同持ち出し場所におけるごみの散乱防止に努めた。
- ⑧分別・排出ルールが守られていないごみの取り残しや共同住宅の管理者等への指導・啓発を実施した。
- ⑨クリーンセンターにおいて、車両の展開検査を強化し、未分別や産業廃棄物等の搬入防止について、より一層力を入れて取り組んだ。(目標指標D)
- ⑩産業廃棄物については、排出事業者及び処理業者に対し、立入検査等を通じ、分別の徹底や適正保管など法令に基づく適正処理の徹底を指導した。(目標指標D)

(課題)⑤⑥廃棄物条例等の改正では、改正内容の周知の徹底など円滑な施行に向けた取組が必要である。資源物の持ち去りに関しては、 騒音等に困っている市民がいる一方、規制により生活困窮者に影響を生じる可能性もあることから、環境的側面だけでなく福祉的側面も意識した丁寧な周知・啓発を行っていく必要がある。

- ⑥~⑨廃棄物の更なる減量、再資源化を促進するため、市民・事業者など全ての主体に対し効果的な啓発が必要である。
- ⑩一般廃棄物処理基本計画では事業系一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理の更なる推進が求められており、計画の周知及び効率的な検査、指導が必要である。

## 【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】

(目的)循環型社会の形成に向け、安定的、効率的なごみ処理体制を構築する。

(成果)①ごみ処理施設等の計画的な更新のため、「新ごみ処理施設整備基本計画」を基に第1工場跡地整備事業に係る基本設計及び環境影響評価並びに第3工場跡地整備事業に係る事業者選定委員会を開催し、落札者の決定及び工事請負契約を締結した。

⑫安定的なごみ処理のため、第2工場において、自動燃焼装置、受入供給設備及び灰出設備の部分更新等延命化工事を行った。(目標指標E)

③効率的な家庭ごみ収集業務執行体制の構築のため委託範囲を拡大し、委託業者を適切に管理監督し安定的に家庭ごみを収集した。 また、市民の利便性向上のため、大型ごみ・臨時ごみのインターネット受付を10月から開始し、大型ごみ・臨時ごみの受付件数全体の約30%にあたる約1万5千件を受け付けた。

⑭災害発生時に備え災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物処理を関係職員へ周知するとともに、仮置場の選定作業を進めた。

(課題)①②ごみ処理施設等の計画的更新に向け、新ごみ処理施設の建設に向けた取組を進めるとともに、完成までの間既存施設を安定的に運用するための取組が必要である。

施策名: 環境保全·創造 施策番号: 12 - 02

#### 3 主要事業一覧

# 

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

### 【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

①~④廃棄物条例等の改正については、市民意見聴取プロセスに基づき、手続を進めるとともに、家庭ごみべんりちょう・(仮称)事業系ごみ適正処理ガイドブックを作成・配布し、改正条例の内容や、食品ロス及びプラスチックごみ削減に係る具体的取組の周知を図り、ごみ減量及び3Rの具体的行動を促す。

②食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店を、「もったいない!あまがさき推進店」として認定する制度を創設し、事業者の自主的な取組を促進するとともに、推進店の周知を図り、市民に対しても食品ロス削減への取組を促す。

#### 【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

⑤⑥⑦⑩家庭ごみべんりちょう・(仮称)事業系ごみ適正処理ガイドブックにより、一般廃棄物及び産業廃棄物におけるごみの適正排出ルールの周知を図り、分別排出等の徹底を促す。また、資源物の持ち去り禁止については、改正条例の周知を兼ねたパトロールを実施し理解を求めるとともに、生活支援に向けた情報提供など、福祉的側面も踏まえた取組を行う。

⑧ごみ減量やルール・マナー遵守に積極的に取り組む共同住宅のごみ集積所を認定する制度の導入を検討する。

⑨車両の展開検査の効果を高めるため、検査員の勤務時間を搬入車両の多い時間帯に合わせ見直すとともに、ごみ処理施設への搬入許可等に係る廃棄物条例等の改正の実効性を高める。

### 【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ 処理体制の構築】

①新ごみ処理施設について、第1工場跡地整備事業に係る事業者選定委員会を開催し、入札公告のための要求水準書及び落札者決定基準等を作成するほか、契約済みの第3工場跡地整備事業について解体設計及び解体工事を実施する。②更なる安定したごみ処理のため、故障率低下及び延命化に向け第2工場の自動燃焼装置、灰出設備に加え、蒸気タービンの部分更新等を行う。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・空き缶などの持ち去り禁止やごみの減量・3 Rの取組を推進するため、「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」等の改正を進めた。

・条例施行に向けては、市民はもとより事業者も含め広く影響があることから、その周知について広く行き渡るよう、工夫する必要がある。

・食品ロスやプラスチックごみの削減については、「もったいない!あまがさき推進店」の認定制度などの具体的取組を通じ、市民や事業者の行動変容につながるような周知・啓発を行っていく必要がある。また、さらなるごみの減量に向けては、ごみ処理施設の集約整備も踏まえ、着実に進めていく必要がある。

・リサイクルを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、事業開始から20年が経過する「エコあま君」紙資源リサイクル事業における市と団体の連携の在り方について、その成果や課題を整理し、今後の展開につなげていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

### 【食品ロスやブラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

②③ごみの更なる減量に向け、食品ロス及びプラスチックごみの削減行動につながる取組の検討を行う。

### 【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

⑤ ®廃棄物の更なる減量及び適正処理の確保に向け、資源物の持ち去り防止など、改正条例等に基づく啓発・指導等の取組を進める。

#### 1 基本情報

 施策名
 12
 環境保全・創造
 展開方向
 03
 環境の保全

 主担当局
 経済環境局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	1	目標値	実績値					
	14 保 1	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	行政処分件数	<b>→</b>	0	件/年	0	0	0	0	0	0	
В	自然観察や自然保護活動に参加して いる人の割合	1	0.5	%	4.0	_	_	_	_	0.5	
С	防災協力農地の登録面積	1	_	ha	8	_	_	_	_	_	
D	市民農園の新規開設面積	1	0	m <sup>*</sup>	4,500	_	_	_	1	0	
Ε	尼崎21世紀の森又は運河に関する取 組の認知度	1	30.1	%	40.0	_	22.5	18.5	22.4	30.1	

#### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

### 【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

(目的)大気汚染等の常時監視を行い、市内環境の状況を把握する。また、届出等審査、事業所・解体現場への立入検査等を実施し、環境 汚染の未然防止に努めるとともに、市民からの相談等に対して速やかな現地調査及び事業者への指導等を行い、その解決に努める。

(成果)①届出等審査の適正な実施及び立入検査等の継続により、改善命令等の行政処分はなかった。石綿飛散防止対策として、石綿含有建材の見落としを防ぐため把握した全ての解体等工事現場へ立入検査を実施し、飛散性石綿の除去作業については作業開始前の養生等確認検査、作業中の抜き打ち検査、作業完了後の石綿の取り残し確認検査を実施した。また、災害時に被災地域での石綿濃度調査を速やかに実施できるよう環境測定分析事業者を会員とする団体と災害協定を締結した。さらに、令和3年度施行の石綿対策を強化する改正大気汚染防止法についてチラシを作成し、解体業者等約350社に送付するなど周知を図った。(目標指標A)

(**課題)**①改正大気汚染防止法が令和4、5年度に順次施行されるため、解体業者等へ周知を図る必要がある。また、環境省が推奨する災害 時の石綿飛散防止に係る対応マニュアルを整備する必要がある。

#### 【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

(目的)身近な生き物や自然に対して興味をもつことにより、自然環境や生物多様性の保全・創出を推進する。また、市民農園の開設を支援し、市民が直接土に触れ農業に親しむことのできる貴重な機会を提供するとともに、農業公園を適切に管理し、市民が身近な自然と触れ合える花と緑豊かな環境を創出する。さらに、都市農地の多様な機能の発揮と有効活用並びに都市農業の安定的な継続を支援し「都市にあるべき農地」の減少を食い止める。

(成果)②「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」において、尼崎の森中央緑地での森の手入れや生き物観察会、農業公園でのヒメボタルの幼虫調査等を行い、延べ172人の参加があった。ヒメボタルに関する取組については、生息場所を概ね把握できたほか、生息場所への囲いの設置による生息環境の改善などにより、確認できた幼虫の数は過去最大となった。これらのイベント・講座を通じ、自然に触れてもらうとともに、生物多様性の保全・創出の意義について理解を促した。(目標指標B)

- ③市民農園の周知に努め、新たに1件の開設支援を行った。
- ④農業公園では来園者アンケートにより利用実態を把握し、地域や関係団体と丁寧な協議を行うとともに、農地所有者との意見交換の中で、 農地の寄付意向を示された方がおられたため、寄付の実現に向け課題の整理を行った。
- ⑤都市農地貸借円滑化法による農地貸借を3件実現し、令和3年度の市内農地面積は目標を上回る85haを保全することができた。また、農地所有者に対し特定生産緑地制度のメリットを丁寧に説明することで、対象農地の約9割が特定生産緑地へ移行する予定である。さらに農福連携について、就労系福祉事業所のニーズを把握するとともに農家アンケート結果をもとに取組を進めた。
- (課題)②身近な自然に対する興味・関心を深めるための様々な取組が行われているが、共通の目標をもって取り組めるよう本市における自然 環境や生物多様性の中長期的な考え方を整理する必要がある。
- ③市民農園は入園応募数が募集区画を上回っていることから、市民ニーズに対応するため新規開設を促す必要がある。
- ④農業公園の活用手法と管理手法については、農業公園利用者アンケートを参考に、関係部局と連携して検討を進める必要がある。
- ⑤農福連携など新たな担い手のマッチングについて多様な手法を検討するとともに、農地の重要性について市民意識の向上を図る防災協力 農地登録制度を導入し、農地の保全に努める必要がある。

#### 【尼崎21世紀の森構想の推進】

- (目的) 臨海地域(運河含む)を魅力と活力のあるまちに再生する。
- (成果)⑥尼崎の森中央緑地でこれまで多種多様なイベントや体験学習を実施してきたことにより、年間の入園者数が25万人を超えるようになり、日常的な利用が定着してきた。(目標指標E)
- (課題)⑥利用者が定着してきたことにより、緑地をはじめとした臨海部に対する様々なニーズが生じており、そのニーズに対する検討が必要である。尼崎の森中央緑地の魅力を発信し、より一層の来園を促す取組の充実を図っていく。

### 【運河における環境学習】

- (目的)運河という資源を生かし、その魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。
- (成果)⑦北堀運河で行う小学校向け環境体験学習については、SDGs学習の浸透により従来の3、4年生以外の学年に対しても実施し、対象者の拡大が図れた(平成20年以降延べ6,500人以上)。また、親子で学べる機会を創出するために新たな環境学習会に取り組んでいる。(目標指標E)
- (課題)⑦認知度アンケートにおいて認知度が上がってきているが、認知度定着に向けて引き続き広く尼崎運河をPRする必要がある。

施策名: 環境保全・創造 施策番号: 12 - 03

### 3 主要事業一覧

# 和4年度 主要事業名 1 尼崎市生物多様性地域戦略の策定(環境基本計画改定事業) 2 尼崎市防災協力農地登録制度の制定(都市農業活性化推進事業) 3 5 令和3年度 主要事業名 1 2 3 4 5 令和2年度 主要事業名 1 2 3 4

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

①法令違反等による環境汚染の未然防止に努める中、大気汚染防止法の改正内 容について、チラシの作成等により解体業者等への周知、指導を行う。また、災害 時における石綿の飛散を防止するため、「災害時石綿飛散防止マニュアル」の策定 を進める。

#### 【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性 に配慮した取組の支援】

②令和5年度に自然環境や生物多様性の保全・創出に必要となる中長期的なビ ジョンを取りまとめるにあたり、令和4年度については主に生物の生息・生育状況の 調査を行う。

③市民農園の少ない地域における新規開設を促進する。

④農業公園の活用方法や管理手法について、農業公園利用者アンケートを参考 に地域や関係団体と協議を行い、農業や自然環境を活用した充実策の検討を行

⑤関係機関と連携した農地貸借のサポートに加え、新たに農福連携による農地活 用の取組を進めるとともに、防災協力農地登録制度を導入し、多くの農地の登録を 促進することで農地の重要性について市民の意識を高め農地保全につなげていく。

### 【尼崎21世紀の森構想の推進】

⑥新たなニーズに対して、森づくり協議会の場において検討するほか、県に対して 要望を行っていく。尼崎の森構想ツアーの試行・検討など尼崎の森中央緑地へ来 園者増加を目指したメニュー作りを検討・実施する。

### 【運河における環境学習】

⑦親子対象の環境体験学習会参加者が、運河に興味を持って自主活動(オープ ンキャナルデイ)に訪れるように学習会の内容や実施時期を工夫していく。

6 評価結果

・農業公園については、引き続き地域や関係 団体と丁寧な協議を行い、その活用手法及 び管理手法等について、令和4年度中を目途 に方向性を定める。

・その具体的な活用手法については、関係団 体とも連携し、ニーズを把握する中で検討し ていく必要がある。

有機農法など農作物の付加価値を高める 取組への支援を実施するとともに、消費者に 対する普及・啓発に向けた取組を進める。

## 主要事業の提案につながる項目

#### 1 基本情報

 施策名
 13
 都市機能・住環境
 展開方向
 01
 エリアブランディングの推進

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	Ī	目標値	実績値					
		方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	現在の住環境は快適でくらしやすいと 感じている市民の割合	1	83.8	%	90.0	79.6	83.4	82.0	83.8	83.8	
В	都市機能・住環境指数	1	<b>▲</b> 3	pt	2	-	_	_	_	<b>▲</b> 3	
С	居住する地域には自慢できる特長が あると感じている市民の割合	1	51.5	%	61.8	_	_	_	_	51.5	
D	日常における公共交通機関の利用意識	1	67.7	%	85.9 (R8)	79.9	79.7	77.9	74.0	67.7	
E											

<sup>※</sup>指標Bは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間(道路・公園等)の利活用促進】

(**目的**)公共空間の利活用の機会を増加させることでエリアの特色を生かした魅力向上に繋げ、住んでみたいと選ばれるまちを実現する。

(**成果**) ①駅周辺は交流や賑わいの拠点であり、その波及効果の大きさを踏まえ、協働の手法を用いて駅周辺の豊富な既存資源を活用することで新たな賑わいの創出につながるよう、ブランディングの進め方を定め、そのきっかけづくりを行った。(目標指標B)

②各鉄道駅周辺の特色を生かした施策展開に向け、局内所属を越えた若手職員による検討体制においてエリアごとの特徴や課題を整理する中、(仮称)武庫川周辺阪急新駅設置を意識した周辺のまち歩きを昼夜に実施し、状況の把握と分析に努め、その結果を共有した。また、杭瀬、出屋敷、阪急塚口駅周辺では、それぞれ住民との協働を軸に検討した手法で10~11月に社会実験等を実施した。(目標指標B)

③小田南公園での阪神タイガースファーム施設の誘致に当たり、公園を中心にその周辺も含めた「にぎわい創出」「防災機能向上」等を目指す考え方をまとめ、住民説明会を経て、寄附の受納に係る議決を得る等周辺の再整備に向けた取組をスタートさせた。(目標指標C)

④コロナ禍により利用者が大幅に減少する中、地域公共交通会議の意見を踏まえた阪神バスの路線改編等により、市民活動を支える持続可能なバスネットワークの維持に取り組んだ。また、バス停周辺における利用者等の安全性向上の取組に要した経費の一部を補助した。(目標指標D)

⑤西宮市、阪急電鉄㈱、兵庫県及び本市で構成する四者検討会において、(仮称)武庫川周辺阪急新駅に関する検討報告書を成案化し、 その内容について周辺地域団体等へ説明を行った(のべ11回)。

⑥阪急塚口駅の南側駅前広場の詳細設計では、公共空間利活用に関する社会実験等の結果を踏まえ、居心地の良い空間づくりの一つとして、ベンチ等を設置することとしたほか、スカイコム広場では、園田学園女子大学や塚口商店街とともにトリックアートや芝生を設置するなど、憩いの場を創出する取組を開始した。(目標指標A·C)

⑦阪神尼崎駅周辺では、公共施設の包括的な委託等によって魅力向上に繋がるよう、対象施設等を整理した。

(課題)③小田南公園だけでなく、その周辺の賑わい創出と環境の維持、安全性向上を併せて進める必要がある。

④コロナ禍による新たな生活様式への移行等により公共交通を取り巻く社会情勢が変化する中、市域のバスネットワークを維持するため、バス 事業者と協議を行うとともに、地域公共交通会議において意見調整を図る必要がある。

⑤(仮称)武庫川周辺阪急新駅については、まずは周辺地域の住民や団体等の意向確認を行うとともに、調査・研究を続ける必要がある。また、市域全体を見渡す中で、まちづくりと連携した総合的かつ戦略的な交通政策の推進に向けた検討を行う必要がある。

⑥市民・事業者等の発意による公共空間の利活用事例を増やし、賑わい創出に繋がる利活用促進策を検討する必要がある。

⑦阪神尼崎駅周辺の賑わい創出に向け、ソフト・ハード両面での利活用促進策について、関係部局及び地域の多様な主体と連携し、取り組んでいく必要がある。

### 【住民が主役となるまちづくりに向けた支援等】

(**目的**)まちの発展の経過で培われた様々な特色や地域資源などを活かし育てながら、市民と共に地域の特性に応じた彩り豊かなまちづくりを進め、快適で暮らしやすさを実感できるようにする。

(成果)®良好な住環境の保全、形成や防災性の向上に向けて、住民が「地区まちづくりルール」を定めた4地区(潮江、塚口北、下坂部川出、東園田町6丁目地区)においては、建築計画段階での地区住民と建築事業者等との協議(必要がある場合は、市の立会い、助言等)により、ルールに適合した建築が行われ(令和3年度実績22件(累計72件))、一部地区では完成後の見回り活動も行われた。一方、新たにまちづくりのルールづくりについて相談があった地区(2地区)に対しては、取組の進め方等の助言を行った。また、重点密集市街地である開明地区においては、災害対策課と合同でまちづくり講座を開催し、地域と課題共有を図った。(目標指数A)

⑨出屋敷駅周辺において、駅周辺を綺麗にしたいという思いを持った地元事業者と出会い、毎月の清掃活動を開始し、地域振興センター、経済部局と関係を広げた。また、地域協働で道路にある柵のペインティングを実施したほか、駅前広場のリニューアル工事を寄付という形で受けるための準備・調整を経て、実現するなど、まちづくりに関わる機運の高まりに寄与した。(目標指標A・C)

(**課題**) ⑧地区のまちづくりルールを運用するまちづくり活動団体においては、メンバーの固定化や高齢化等の課題を抱えており、引継ぎや後継者の育成等に向けた支援を検討する必要があるほか、地区の課題を解決したいという主体性やまちづくりに対する市民意欲の醸成に向けて、 庁内連携をさらに強化し、取り組む必要がある。

⑨駅前広場の完成後も、周辺住民等にこれまで以上に愛着を持って利用してもらえるような取組、効果的な発信が必要である。

### 【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】

(**目的**)市民・事業者等との連携する取組や活動を発信することで、まちづくりを身近なものとして捉えられるよう意識の醸成を図るとともに、これらを参考にした新たな取組や活動につなげ、さらなる魅力向上を実現する。

(成果)⑩出屋敷や阪急塚口駅周辺では、社会実験等の機会をとらえて周辺の市民・事業者等に個別に働きかけを行っていく中で、新たな活動の担い手となりうる主体とつながることができた。

①定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」について、暮らしぶりのひとつとして地域に自宅等の一部を解放している事例等を発信するとともに、 令和4年度のサイトリニューアルに向け、「暮らしぶりに着目した発信」に必要な要素等について検討を行った。

(課題)①「尼ノ國」のリニューアルにあたっては、より効果的な発信テーマやサイトへの誘導策の検討が必要である。

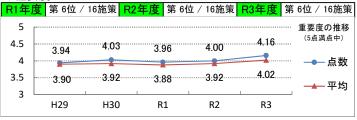
施策名: 都市機能・住環境 施策番号: 13

#### 3 主要事業一覧

### 3和4年度 主要事業名 1 阪神大物駅周辺整備の実施(小田南公園関係事業) (仮称)武庫川周辺阪急新駅に係る状況調査(交通政策 推進事業) 阪神出屋敷駅周辺での社会実験等の実施(阪神出屋敷 駅周辺の特色あるまちづくり推進事業) 令和3年度 主要事業名 居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業(阪急塚口駅 南側駅前広場の整備) 2 3 4 令和2年度 主要事業名 1 2 3 4 5

#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間の利活用促進】

①②引き続き、エリアごとにブランディングの考え方も踏まえた取組を進める。 ③引き続き、阪神グループと連携して事業を進めるとともに、小田南公園の再整備 に先立ち、大物公園において広場機能の確保や大物川緑地や周辺道路等におい て小田南公園への動線整備の設計を実施する。

④ポストコロナを見据え、市域のバスネットワークを維持するための更なる対応につ いてバス事業者と協議・検討を行う。

⑤(仮称)武庫川周辺阪急新駅については、周辺地域の住民や団体の意向を確認 するためのアンケート調査に加え、交通流動調査を実施するなど、現状や課題の把 握等を進める。また、総合的かつ戦略的な交通政策の推進について検討を行うた め、各公共交通事業者や関係者等と意見調整や連携を図る。

⑥引き続き、公共空間の利活用に関する機運を高めるワークショップを実施すると ともに、滞留用ベンチを設置するなど駅前空間の整備に着手する。

⑦周辺公共施設の一体管理を行う事業者の選定を実施するとともに、民間事業者 と連携した社会実験や勉強会等を通して、令和5年度以降の一体管理により縮減 されたコストの再投資による魅力向上の取組につなげる。

⑥⑦⑨施設・活動場所の利用しやすさを意識し、日常的な暮らしの場としての利活 用の促進を図るとともに、手続きの簡素化など、他都市事例を参考に、本市に最適 な手法を研究する。

### 【住民が主役となるまちづくりに向けた支援等】

⑧引き続き地区まちづくりのために活動する団体に対し支援を継続することに加え、 開明地区については、まちの状況を住民が知る機会を作れるよう、中央地域振興 センター、災害対策課と連携して働きかけを行う。また、まちづくり活動やその成果 をまちの魅力として発信する手法を検討するとともに、新たな開発事業の際、ルー ル策定等の働きかけを行い、今後の住民主体のまちづくりへつなげていく。 ⑨什器や人工芝を設置し、利活用を促す社会実験を行うことに加え、広場の使い

方を考えるワークショップを実施することで、賑わい創出や魅力向上につなげる。

### 【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】

⑩駅周辺の取組について、積極的な広報、発信を行うことにより、取組の効果を高 める。また、それに対する反応を収集する。

①「尼ノ國」のリニューアルの中で、都市整備局が行う各種社会実験、まちづくり活 動等も取り上げるなど、「人」「活動」「暮らし」に焦点をあてた発信に取り組む。

る。

6 評価結果

・阪神尼崎駅周辺の公共施設の包括的な委 託等の実施や阪神タイガースファーム施設の 誘致に伴う小田南公園等の整備、また阪急 塚口駅南駅前広場の整備などの機を捉え て、エリアごとの特性を活かしたブランディング を推進し、新たなにぎわいや交流を創出す る。また、その取組を効果的に発信すること で、多様な主体と連携しながら、各エリアだけ

でなく、その周辺や市の魅力アップにつなげ

・(仮称)武庫川周辺阪急新駅の設置にあ たっては、市民アンケート調査等の結果や、 ファミリー世帯の転入・定住の促進や人口減 等の地域の課題解決が期待できることなどに ついて、住民への説明と情報共有を進める。 併せて、適切な農地の保全と駅による良好な 土地利用転換が誘導できるような仕組みを 検討していく。

·杭瀬地域では商業施策から派生して、公園 を活用したにぎわいづくりの取組が進んでい る。今後も引き続き、商業活性化とまちづくり の両面から、地元団体と協議していく。

### 【鉄道駅周辺の特色を生かしたまちづくりと公共空間の利活用促進】

⑤様々な主体が参画する会議体により、市域全体を対象とした総合交通戦略の策 定に向けた検討を進める。

⑦阪神尼崎駅前の中央公園のうち西側既存部において、民間活力等も活用した 再整備による魅力向上を図ることで、賑わい創出につなげていく。

⑦一体管理により、課題であった非効率な類似業務を施設ごとではなく、業務ごと に指定管理者から指示できるようにすることで、効率化と平準化を図り、経費削減 へつなげる。なお、効果額については、エリア内の魅力向上のために再投資する。

#### 1 基本情報

 施策名
 13
 都市機能・住環境
 展開方向
 02
 豊かな住生活の実現

 主担当局
 都市整備局

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	Ī	目標値	実績値					
	14 保石	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	現在の住環境は快適で暮らしやすい と感じている市民の割合	1	83.8	%	90.0	79.6	83.4	82.0	83.8	83.8	
В	都市機能・住環境指数	1	<b>▲</b> 3	pt	2	_	_	_	-	<b>▲</b> 3	
С	令和2年度に把握した不良度Dランク の空家等の除却件数(累計)	1	16	件	170 (R8)	_	_	_	_	16	
D	新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100㎡以上)の割合	1	63.9	%	66.5	56.2	59.6	61.3	64.4	63.9	
Е	身近にある公園に満足している市民 の割合	1	66.3	%	85.5	_	_	_	_	66.3	

<sup>※</sup>指標Bは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【安全安心のまちづくり】

(**目的**)建築物の耐震化を促進するなど、建築基準法に適合した建築物を普及し、安全安心なまちづくりを促進する。

(成果)①簡易耐震診断事業の活用件数は45戸(R1:57戸、R2:28戸)で一定の件数があった。一方、耐震化(計画費・工事費)への補助申請件数は9件(R1:24件、R2:26件)に減少した。(目標指標A)

(課題)①約4割が費用に関わらず耐震改修をしないとの国のアンケート結果に加え、耐震化への補助申請も減少しており、耐震化に対する意識を高めることが優先課題と考えられることから、耐震化への補助事業を見直すとともに今後は意識啓発に力を入れる必要がある。 ②建築計画概要書の交付は違反建築の防止や無確認建築物の売買等の未然防止につながることが期待でき、申請件数は平成27年度から令和元年度までに倍増していることから、交付手続き等のシステム化を図り、事務の効率化と市民の利便性を向上させる必要がある。

### 【空家等の対策・利活用】

(目的)各法令に基づく取組により、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、安全で安心な市民生活を確保する。

(成果)③空家等対策計画を改定し、住まいの終活などの取組促進と、老朽危険空家等への対策を重点施策に位置付けた。(目標指標C)④指導等による除却数は自主解体39件、代執行1件、自主改善(修繕等)78件であった。また期間や対象を限定した公募型の除却補助制度を創設し、除却につなげた(R3実績:17件20戸)。さらに市場流通が難しい空家を対象とした改修費補助制度を創設した(R3実績:0件)。⑤庁内外の関係団体等へ課題の共有や高齢者に向けた情報発信を行うとともに、空家情報の共有手法について検討を進めた。

⑥税務管理部との連携により、管理不全の状態が一定の水準を超える住宅空家の敷地にかかる住宅用地特例の適用を除外する基準を作成し、令和5年1月1日に適用除外となる対象の所有者等へ通知し、解決に向けた助言等に取り掛かった。

(課題)④引き続き補助制度の拡充を図るとともに対象となる所有者へ効果的な意識付けができるよう、周知方法の検討が必要である。 ⑤空家の現況調査や所有者による適切な管理を促進するため、関係部局等との連携体制と現況把握手法の確立が必要である。

⑥空家対策をより一層推進していくために、税務管理部との連携をより一層強化するとともに、税制優遇の見直しの取組による効果を最大限に引き出すために、効果的な周知や所有者への助言・支援を充実させつつ、指導を強化する必要がある。

### 【良好な住環境の保全・形成】

(目的)市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。 (成果)⑦良質な住宅・住宅地の誘導に向け、新築住宅供給等の動向を把握・分析するとともに、関係部局による検討会を立ち上げ、他都市事例の調査等を行うほか、土地利用に関する課題や、土地利用が決まる前段階での情報の収集や庁内共有を行う仕組みを検討した。(目標指標D)

⑧マンションの管理適正化を効果的に推進するため、施策の方向性等を示した「尼崎市マンション管理適正化推進計画」を策定した。 ⑨市内全ての分譲マンションの個々の管理状況を継続的に把握するため、マンション管理の実態調査を今後5年かけて行うこととし、築後年数が経過したものから順に実態把握に努めた。また、実態調査のwebデータベース化など、効率化に向けた検討を進めた。

⑩市営住宅の自治会支援として指定管理者が共益費等を徴収代行する制度を構築した。建替等により募集を停止している市営住宅の空き 室を活用して生活困窮者の居住支援等を行う「REHUL」事業を立ち上げた。

⑪宮ノ北住宅建替事業において、既存住宅17棟のうち16棟を解体した。また、南武庫之荘地区において、廃止住宅入居者の移転先住宅に エレベーターを1基設置した。さらに、市営住宅の建替えや維持整備などを計画的に進めるため、市営住宅等基金を設置した。

(課題)⑦民間事業者による具体的な大規模開発の相談等において、まずは既存制度で可能な取組により、良好なまちづくりの誘導を図りつつ、今後有効な誘導手法となりうる新たな制度の創設に向けても検討していく必要がある。

⑧⑨特に、高経年マンションにおいては、適切な管理が行われないまま放置されると、深刻な問題を引き起こすため、その兆候を早期に把握し 予防的な対策を講じるなど、把握した管理状況をもとに、管理組合への能動的な関与を進め、適切な支援につなげていく必要がある。

予防的な対策を講じるなど、把握した官埋状況をもどに、官埋組合への能動的な関与を進め、適切な支援につなげていべ必要がある。 ⑩市営住宅入居者の高齢化等により、自治会活動が停滞化するといった課題があり、住宅に困窮する様々な世代の入居を進める必要がある。 る。久々知住宅については火災による空き室をほぼ解消したため、今後はコミュニティ活性化に向けた取組をさらに進める必要がある。 ⑪廃止住宅入居者の早期移転に向けて、エレベーターを設置するなど早急に移転先の確保が必要である。また、耐震性が確保された住宅

|①廃止住宅入居者の早期移転に向けて、エレベーターを設置するなど早急に移転先の確保が必要である。また、耐震性が確保された住写 |は、市営住宅等基金を活用しながら、事後保全から予防保全への転換を進め、ライフサイクルコストの低減を図る必要がある。

### 【公園緑地の維持・整備・更新】

(目的)安全で快適な公園及び子ども広場等を供用する。

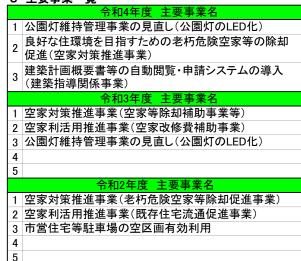
(成果) ②すべての都市公園の遊具を対象とする長寿命化計画を策定し、計画に基づき遊具の改修を実施した。(目標指標B·E) ③市内のすべての公園樹、街路樹において、倒木等の恐れがある危険木調査の結果から対象樹木の優先順位を定め、令和3年度には約800本の樹木を撤去した。

(42,677灯の公園灯をLED化し、電気料及びCO2の削減を実施した。

(課題)③安心・安全のため、倒木等の恐れがある樹木の撤去を最優先に進めており、撤去後の方向性を定める必要がある。 ⑤利用者のニーズにマッチしている公園を提供できているかなど、現状を把握する必要がある。

施策名:都市機能・住環境施策番号: 13 - 02

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【安全安心のまちづくり】

①簡易耐震診断に関する事業は継続し、耐震化への補助事業は見直しを行う。また、地域振興センターと連携し、防災関連の住民集会やイベントで事業PRを行うなど、市民・事業者に対して効果的な意識啓発に取り組む。

②誰もが利用しやすい建築計画概要書等の自動閲覧・申請システムを導入する。

#### 【空家等の対策・利活用】

④特に解決が困難な老朽危険空家等の除却や、住宅密集地の一体的な除却を促す補助制度を設けるとともに、既存制度等の効果的な情報発信に取り組む。 ⑤関係部局等との連携体制及び空家の現況把握手法について、令和5年度の実施を目標に検討を行う。また、予防保全に関する啓発をさらに多くの人に広げる。 ⑥税制優遇の見直しについて、令和5年1月向けの対象者が早期に除却等の措置ができるよう働きかけるとともに、令和6年1月に向けた調査を進める。

### 【良好な住環境の保全・形成】

⑦民間開発に関する情報の共有を図り、庁内連携を強化した中で既存制度を活用した民間事業者への働きかけを実施するとともに、良好な住環境の形成に向けた具体的な誘導手法について、調査・研究を進める。

⑧令和4年4月からマンションの管理計画認定制度を実施するとともに、同制度の積極的な利用に向け、管理組合への周知に努める。

⑨マンション管理の実態調査のオンライン化に取り組むとともに、マンション管理の専門家団体と連携し、管理組合に改善点や評価をフィードバックする。

⑩久々知住宅のコミュニティ活性化については、引き続き市内の大学との交流事業を進める等、さらに取組を進める。また「REHUL」事業などを活用し、入居者間だけでなく、地域住民も含めたコミュニティ形成につながる取組を進める。

①尼崎市営住宅建替等基本計画に基づき、引き続き工夫して、耐震化等を推進する。また、ライフサイクルコスト低減に向け効率的な維持整備を進める。

### 【公園緑地の維持・整備・更新】

③引き続き倒木の危険性があるものや近隣や交通の妨げとなっている樹木を撤去し、撤去後の方向性を定める。

⑮公園の配置状況及び利用形態などから、近隣の公園とあわせた機能分担や地域における活用・管理等も含めて検討を進める。

### 主要事業の提案につながる項目

### 【空家等の対策・利活用】

④老朽危険空家等の減少や、空家の利活用に向けて、真に必要とする方に支援 が行き届き、かつモラルハザードを引き起こさないよう留意しつつ、除却補助制度を はじめとする支援の拡充を検討する。

⑤⑥空家情報を安全かつ効率的に収集・活用するために、システムの機能拡充等 関係団体との連携強化に有効な手法を検討する。

### 【良好な住環境の保全・形成】

⑩「REHUL」事業の円滑なスタートに努め、建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室のさらなる利活用を進めるため、「REHUL」事業に参加する支援団体や同事業で使用する住戸の増加を図っていく。

### **6 評価結果**

#### 評価と取組方針

・新たな宅地化が進む際などの土地利用の 誘導について、都市整備局内の連携により検 討が進んでいる。引き続き、関係部局間の連 携を進め、より良好な住環境の形成及び保全 に資する開発を誘導できるよう、情報を収集・ 共有し、民間事業者に働きかけを行う。

・公園緑地の維持・整備・更新については、緑の基本計画の改定において、公園面積の総量を確保するだけでなく、アンケート調査等を通じ、市民の満足度や利用実態等を把握・検証する。インクルーシブな遊び場、スケートボードパーク、ドッグラン等、市民が公園に求める機能が多様化している中、それらのニーズに沿った公園・緑地の利活用や整備・管理に関する方針を示す。

#### 1 基本情報

施策名	13 都市	機能·住環境	展開方向	03 良好な都市環境の整備
主	担当局	都市整備局		

#### 2 目標指標

	指標名		基準値	<u>i</u>	目標値	実績値					
	11 保 1	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	都市機能·住環境指数	1	<b>▲</b> 3	pt	2	1	_	_	I	<b>▲</b> 3	
В	都市基盤が整い利便性と安全性が確 保されていると感じている市民の割合	1	85.3	%	90.0	80.5	81.7	84.0	84.9	85.3	
С	災害に強い道路網の整備(都市計画 道路の整備率)	1	89.7	%	90.2	88.9	89.1	89.3	89.5	89.7	
D	市内の緑化に関する展示会等の認知度	1	23.7	%	30.0	_	22.5	21.6	20.3	23.7	
Ε	目標未達成の重点密集市街地(R2:5 町丁目)における不燃領域率	1	34.8	%	40.0	1	_	_	33.7	34.8	

<sup>※</sup>指標Aは、地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率、公園利用満足度より算出

### 5 担当局評価

#### これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

#### 【都市基盤の整備・維持】

(目的)都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを目指す。

(成果)①尼崎駅前3号線の完成や園田西武庫線などの整備を進めた結果、都市計画道路の整備率は89.7%となった。猪名寺椎堂線(上園橋)の整備手法については、構造面や経済性を考慮した整備手法を検討し河川管理者との協議を進めた。(目標指標B·C)

②橋りょうについて、対処療法型(10橋)と予防保全型(1橋)の補修を完了した。また、優先順位の高い園和北歩道橋の補修工事が完了した。波洲橋については、補修による延命化や災害リスクに備える耐震化などを検討した結果、「架替」することとした。(目標指標B)

- ③教育委員会と協議を行い、武庫川流域内の常陽中学校および武庫北小学校で、校庭貯留施設の整備手法について検討した。
- ④雨水貯留管の整備に係る事業計画を変更し、詳細設計を進めた。また、武庫荘総合高校での事前整備に向けた設計も行った。
- ⑤令和2年10月から本格導入した「あまレポ」の登録者数が約600人となり、通報件数が1,789件(R4.1末時点)あった。また、通報のうち補修 対応した有益な通報は1,141件(64%)となり、多くの市民からの道路の危険箇所について効率的に通報受付を行うことができた。また、道路だけでなく水路や特定外来生物の防除活動へ活用分野を拡大した。 ⑥令和3年度から市内全域における道路パトロール委託を実施し、「あまレポ」との併用により、効率的かつ効果的な運用を図った。また、道路
- ⑥令和3年度から市内全域における道路パトロール委託を実施し、「あまレポ」との併用により、効率的かつ効果的な運用を図った。また、道路 等の維持管理に係る包括委託について、舗装単契業務のエリア集約や性能規定発注に向けた検討を行った。
- ⑦複数の地図情報を一括して閲覧できるシステムを8月から導入した。今までより見やすい地図情報を公開し事業者の利便性が向上した。
- ⑧密集市街地の改善に向け、道路空間の確保については、利用促進を図るため補助制度へ見直した。隣地統合の促進については、土地所有者向けの新たなチラシ等での周知により、相談者を連携するNPOへつなぐことができた。建物除却の促進については、他の除却補助制度との連携で補助件数が増加しただけでなく、累計実績のうち1件は隣地統合等の補助制度も併用し、改善の好事例となった。また、密集市街地の改善状況の評価については、延焼危険性が高い場所を地図上で視覚的に確認できる手法を検討した。(目標指標E)

(課題)①早急な補修、耐震化が必要な波洲橋ならびに上園橋の架替工事について、事業着手に向けた検討を進める必要がある。

- ②対処療法型の補修が残り11橋となっており、今後は引き続き予防保全型の補修へ移行していく必要がある。
- ③教育施設であり、災害時の避難場所にもなることから、施設目的に影響が少なくなるように、整備内容を検討する必要がある。
- ⑤「あまレポ」について、活用分野をさらに拡大する必要がある。
- ⑥道路等の持続可能な維持管理手法について、検討を引き続き進める必要がある。
- ⑧狭小地・無接道地の取引は偶発性が高く、誘導には限界があり、まずは統合するきっかけとなる建物の除却を促進し、その土地での制度活用へとつなげることが必要である。また、事業の成果の測定方法について、検討が必要である。

### 【都市景観の向上】

(**目的**)都市美の形成を図ることにより、住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったと思われる魅力あるまちづくりを進める。

(成果) ②都市美形成に寄与する優れた建築物や活動等の表彰を通して、都市景観に対する意識の向上を図るため、第10回まちかどチャーミング賞を実施し(応募件数84件)、住戸境界線に塀等を設けないなど、地域コミュニティを考えた建築協定を活用した良質な住宅地をはじめ、4部門5件の受賞作品を決定した。また、PR資料として最終選考まで残った魅力ある建築物等も含め、パンフレットを作成した。

(課題)③動画配信など新たな手法で更なるPRを進める必要がある。また、都市景観に係る成果指標については、的確な目標達成度を示す 指標を定めることが難しく、引き続きの検討が必要である。

### 【緑化の促進】

(目的)緑の普及啓発を行うことで、美しいまちなみを創出するとともに、花づくりを通じてコミュニティの醸成を図る。

(成果)⑩令和2年度からの「みどりの学校」と題した子育て世代向けの講習会が引き続き好評であった。(目標指標D)

①(公財)尼崎緑化公園協会の今後のあり方について検討をはじめた。

(課題)⑩全体の認知度は依然低いため、(公財)尼崎緑化公園協会と連携し、子育て世代向け講習会及び緑化啓発の更なる取組拡充や情報発信の強化を図る必要がある。

①緑化普及啓発を効果的に行うため、引き続き、協会との役割分担について検討が必要である。

⑩緑の基本計画の改定に当たっては、市民、事業者及び関係部局の職員の意見等を踏まえながら、緑のまちづくりが進められるよう、取り組む方針を示す必要がある。

### 【都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定】

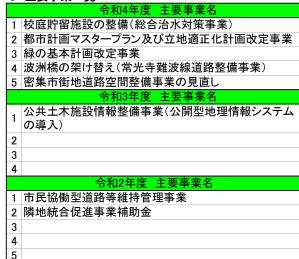
(目的)都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、令和5年度を目標に改定し、よりよいまちづくりを推進する。

(**成果**) ③ 庁内の関係部局に対し、現行の都市計画マスタープランの振り返り等についてヒアリングを行い、現在のまちの課題を整理し、今後のまちづくりの方向性について検討を行った。(目標指標A)

(課題)③改定に当たっては、市民、事業者及び関係部局の職員の意見等を踏まえながら、令和4年度に改定される市総合計画に即しつつ、 鉄道沿線ごとの様々な地域の特性や資源を生かし、その地域の魅力やにぎわいの向上につながるまちづくりが進められるよう、市民、事業者と 共に取り組む方針を示す必要がある。

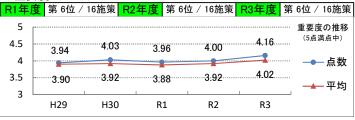
施策名:都市機能・住環境施策番号: 13 - 03

#### 3 主要事業一覧



#### 4 市民意識調査(市民評価)

#### ●重要度



### ●満足度



#### 令和4年度の取組

#### 【都市基盤の整備・維持】

①②対処療法型の補修として10橋を着実に実施する。また、利用頻度が低い横断 歩道橋の撤去(1橋)に向けた取組を進めていく。波洲橋は架替工事着手に向け て、事業認可の取得を目指し、上園橋は構造形式等について引き続き河川管理 者との協議を進めていく。

③常陽中学校の校庭貯留施設整備を完成させる。令和5年度の武庫北小学校での整備に向けて引き続き教育委員会と協議を行い、整備内容の検討を進める。

④雨水貯留管の整備について、武庫荘総合高校の事前整備を進め、本体工事の設計を完了する。

⑤地域課題の解決に向けて、「あまレポ」の活用分野の拡大について検討を行う。 ⑥維持管理の効率化として舗装単契業務のエリア集約を一部実施する。その中で、課題抽出を行いながら、さらなるエリア集約に向けた検討を進めていく。 ⑧市域における想定平均焼失率の算定を業務委託により実施する。

### 【都市景観の向上】

⑨本市の景観の魅力を動画により配信するとともに、受賞作品等のPR資料を推奨 事例として窓口において市民事業者に紹介し、今後の開発事業の参考となるように 取り組んでもらう。また、成果指標については、市民意識調査のアンケートに組込む など内容の検討を行う。

### 【緑化の促進】

⑩子育て世代向け講習会の実施回数及びメニューの拡充を図るとともに、市民がまちの緑に関心を持てるように、引き続き最新情報の発信を行う。

①②(公財)尼崎緑化公園協会と連携し、緑を取り巻く社会経済情勢の変化をとらえ、また、関係法令・計画等の改定内容との整合を図りつつ、令和6年度に向けて「緑の基本計画」の改定作業に取りかかり、有効な施策・取組の検討を進める。

### 【都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定】

⑬市民及び事業者に対してアンケート調査を実施し、現在のまちの課題等を踏まえつつ、庁内連携を図り、今後のまちづくりの方針などを示す骨子を作成する。

# 主要事業の提案につながる項目

### 【都市基盤の整備・維持】

⑧令和4年度に国の狭あい道路整備等促進事業の制度において、敷地の共同化・一部道路化等を合わせた狭小敷地等の解消に要する費用について支援できるようになることから、本市での活用について研究し、制度拡充を検討する。

### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・「あまレポ」については、引き続き、道路以外 (公園等)への対象拡大について検討を進め る。また、市民の利用拡大を図る観点から、 気軽に市役所に道路補修の要望ができる点 だけでなく、投稿後の対応が見える化される 点など、「あまレポ」のメリットのPRを進める。

・緑の基本計画の改定にあたっては、公園等の整備・維持管理の方針や今後の街路樹のあり方の方向性を示し、持続させるための仕組みづくりのほか、ガーデニングコンテスト等の民間による活動の活性化の観点を踏まえ、策定を進める。

・(公財)尼崎緑化公園協会の講習会等の取組について、より多くの人に知ってもらい参加してもらえるよう、市内の公園で実施するほか、生涯学習プラザ等においても開催することで、市民のまちの緑に関する関心をさらに高めるとともに、公園等の活性化を図る。

# 6 行政運営の評価

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組みます。

# ≪行政運営の3つの視点≫

- 1 【協働】ともにまちづくりを進めるために
- 2【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
- 3【行財政】市民生活を支え続けるために

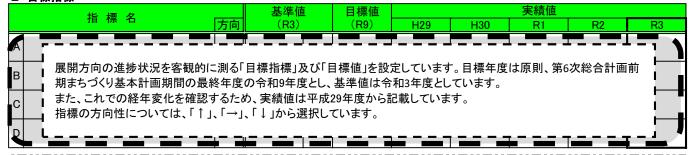
# 【行政運営評価表の見方】

行政運営2-1については様式を拡大して記載しています。

1 基本情報



2 目標指標



3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

令和3年4月から令和4年3月末までの主な取組内容の成果や課題について主担当局が記載しています。

4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

目標指標の達成状況や、「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和4年度以降の取組方針を 記載しています。

#### 1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	1	市民の市政参画と情報の共有・発信

### 2 目標指標

			基準値	<u> </u>	目標値	実績値					
	14 保 1	方向	(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	市政に関心がある市民の割合	1	55.4	%	60.0	49.8	51.1	54.7	50.9	55.4	
В	市政に対する関心が、以前より高まっ ている市民の割合	1	38.0	%	50.0	30.5	35.3	35.6	32.2	38.0	
С	尼崎市のイメージが良くなったと回答 した市民の割合	1	55.7	%	61.7	34.8	52.6	58.9	56.6	55.7	
D	尼ノ國サイトのページビュー数(月平  均)	1	15,133	回	20,300	11,336	11,904	12,881	10,960	15,133	

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

### 【市政への参画の推進】

(目的)政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会のさらなる充実を図る。

(成果)①「市民意見聴取プロセス」などにより、これまで市民との学び合いによってより良い政策形成に至った事例や、そこから得た学びについて、各施策への展開を図るべく、「協働推進会議」で全庁的に共有した。(目標指標A·B)

(課題)①様々な施策分野における政策形成プロセスの事例の検証と全庁への共有を継続して行い、各施策への展開を推し進めるとともに、 個々の施策の特性に応じてより効果的な意見聴取となるよう工夫する必要がある。

### 【より透明で開かれた市政運営】

(目的)市が保有している情報をわかりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有する。

(成果)②現在及び将来の市民への説明責任を果たせるよう、公文書の作成や保存等の義務、歴史的公文書の永久保存義務や利用請求権等を規定した「公文書の管理等に関する条例」を制定した。また、特定歴史的公文書2,199冊を「特定歴史的公文書目録」に掲載した。

(課題)②公文書開示請求制度の適正な運用を継続するとともに、市民が過去の市政等を検証し将来に活かすことができるよう、特定歴史的公文書利用請求制度の利用を促進する必要がある。また、移管済文書約2万冊を「特定歴史的公文書目録」へ掲載する必要がある。

③情報伝達手段の多様化や費用対効果の観点からコミュニティFM放送を活用した市政広報の廃止を決定したことを踏まえ、引き続き効果的な情報発信のあり方を調査・検討していく必要がある。

### 【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】

(目的)魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進し、都市イメージの向上を図る。

(成果)④情報発信支援業務委託を通じて、職員一人ひとりの情報発信に関するマインドやスキルが高まり、発信目的やターゲットなどを考える 広報発想を合わせた戦略的な情報発信の実施により、本市イメージの一定水準の維持に寄与したほか、ブランドブックが多くのメディア露出を 獲得し、市民や市外在住者から多数の問い合わせがあるなど社会的に大きな反響を得た。(目標指標C)

⑤尼ノ國サイトにおいて、話題性の高い人の記事や多くの人が親しみを持てる小学校給食について動画を交えた紹介記事を掲載したことなどにより、ページビュー数が増加した。(目標指標D)

⑥尼崎版シティプロモーション推進指針(指針)に基づくこれまでの取組が、社会的認知の高いアワードを複数受賞したことをきっかけに、ニュー スサイトやテレビの全国放送番組に取り上げられイメージ向上に資する情報が波及した。(目標指標C)

(課題)④本市ならではの魅力を高め、その魅力を市民や本市に関わるさまざまな人に対してより伝わりやすく戦略的に発信するとともに、一定の認知を獲得したブランドブックのプロモーションなどを通じ、本市に対する理解促進とさらなる興味関心の喚起を図る必要がある。

⑤尼ノ國サイトについては、「尼崎市住まいと暮らしのための計画」の取組に沿って、より本市の多様な住宅地としての魅力を発信することで、更なる定住・転入の促進に資するよう、カテゴリ構成やデザインを見直す必要がある。

⑥指針は策定から約10年が経過しその取組に一定の進捗があったことから、次期総合計画も踏まえながら「尼崎らしさ」を意識して改定してい 〈必要がある。

## 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

### 【市政への参画の推進】

①市民意見聴取プロセスの様式を改善し、政策形成後に市政への市民参画の観点から意見聴取の成果と課題の振り返りを行うとともに、その 事例を全庁的に共有する。

### 【より透明で開かれた市政運営】

②公文書の簿冊等の分類、名称、保存期間等を記載した公文書管理簿をホームページで公表する。また、特定歴史的文書利用制度を着実に運用していくとともに、移管済文書約2万冊を令和4・5年度中に「特定歴史的公文書目録」に掲載できるよう作業を進めていく。

②新型コロナウイルス感染症に関連した本市の対応等について後世に伝えるため、資料の記録化に取り組む。また、電子文書の取扱いについても、今後のルール化に資するよう検討を進めていく。

③スマートフォンの普及などに対応したホームページの改修やSNSなどの今日的な広報手段の改善・強化を進める。

### 【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】

④引き続き、広報・PRの分野で専門的な知見を有する事業者の支援を受けながら、鉄道駅周辺の特色あるまちづくりや防犯・マナーなどの課題解決の取組について戦略的に情報発信することで、未だある尼崎市のイメージと実態の溝を埋め、市のイメージ向上を図る。

④ブランドブックの続編を企画・制作していくことで、固定ファン層をはじめ本市が最重要視するファミリー世帯に対しての共感創出を図る。

⑤尼ノ國サイトのリニューアルを行い、より暮らしに焦点をあてた発信を重視し、「ここに住みたい、住み続けたい」につながるサイトとする。

⑥指針の改定については、これまでの取組を総括しつつ、これから重視すべきことを整理しながら改定する。

#### 1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	2	さらなる協働のまちづくりの推進

### 2 目標指標

	指標名		基準値	Ī	目標値	実績値					
	14 保石	方向	(R3)	(R3)		H29	H30	R1	R2	R3	
Α	市民提案制度の応募団体数(累計) (R1までは旧市民提案型制度の実績)	1	72	団体	104	44	47	50	62	72	
В	指定管理モニタリング評価の「適正性」が 全て「適正」評価である施設の割合	1	80.4	%	100	1	1	_	86.5	80.4	
С	「市の職員を身近に感じる(市民意識調査)」で6以上(11段階評価)の割合	1	27.4	%	33.4	21.5	27.9	26.3	31.0	27.4	
D											

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

#### 【協働のまちづくりに向けた環境の整備】

(目的)さらなる協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組む。

(成果)①協働の取組の一層の推進を図るため、「きょうDOガイドライン」改訂に向けた検討を進めるとともに、庁内各課の協働事例やそこから得た学びの共有、各施策に係る協働の視点での議論を行う会議体として「協働推進会議」を設置、開催し、協働推進体制を強化した。 ②市民提案制度では、提案者と事業所管課へのフォローを丁寧に行ったことに加えて、提案しやすい制度見直しがなされ出口が多様化したことで、当制度が協働のツールの一つとして認識されてきており、11団体から18事業の提案を受けた。(目標指標A)

③指定管理者制度では、従来の指針にマニュアルの要素を追加した「指定管理者制度運用ガイドライン」を策定するとともに、「指定管理施設における業務の評価(モニタリング評価)の手引き」に遵守事項を明示し、また、パートナーシップの項目を全施設で評価対象にするなど、制度目的により即したモニタリング評価へと改善を行った。これに伴い、施設の適正な運営に対する評価の精度が向上した。(目標指標B)

(課題)①きょうDOガイドラインの改訂以降も、協働事例やそこから得た学びについての市民との共有手法を検討していく必要がある。

②2年目を迎えた事業については、3年間の期間が満了した後の事業のあり方を見据えてフォローを行っていくとともに、採否にかかわらず、提案団体等の情報を庁内で共有し、さらなる協働の取組につなげていく必要がある。

②本市には官民協働に関する制度や取組が数多くあり、かつ市民からの提案ルートも多様化している状況にあることから、関係部局がこれらの情報共有や連携を図っていく必要がある。

③指定管理者制度においては、適正な維持管理運営を行うとともに、指定管理者とのパートナーシップのもと、施設の設置目的の達成に向け 積極的に互いの強みを生かした運営を行うことが重要であり、双方ともにそうした制度への理解と意識が深まるよう、指定管理者制度運用ガイド ラインや改善後のモニタリング評価を用いた効果的な運用を図る必要がある。

### 【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】

(**目的**) 地域との信頼関係を築きながらまちづくりを進めるため、コーディネート力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施等による職員の資質向上に取り組む。

(成果)④地域担当職員向けに、月1回のグループ学習会(以下、「学習会」)や全8回のファシリテーション研修を実施し、地域・学校・団体や多世代へのアプローチ方法の共有、話しやすい場づくりの手法などを学ぶとともに、研修等で得た気づきを新しく配属された職員にも引き継げるように取りまとめを始めた。(目標指標C)

⑤学習会では各地区の事例の根底になる構造的問題を探るなど、自治を育むための専門的視点に触れるとともに、ユースワークや住環境などをテーマに関係部局と勉強会を実施することにより、地域と関わりが深い部局間での関係を深めつつ幅広い分野の学習を行った。

⑥採用年次の若い職員向けの協働についての研修やみんなの尼崎大学(尼大)と他部局の協働事例のインタビュー記事などを通じて協働に対する職員の意識改革に取り組んだ。

②各地域振興センターのプラットフォーム(相談を持ち寄れる定期的な場)運営者が集う会を開催し、尼大事務局の先行実施の経験をもとに、プラットフォームを運営する上での課題に対する工夫等の共有を図ることができた。

(課題)④研修で得られた学びを個人のものとして終わらせるのではなく、組織として活用できるような工夫を更に進めていく必要がある。

- ⑤重層的支援推進事業に対し、地域担当職員が連携機関の一つとして意識的に関わっていく必要がある。
- ⑥職員が地域活動に取り組まれている市民とフラットに対話・交流できる機会を更に作っていく必要がある。
- ⑦尼大と各地域振興センターのつながりを強化するとともに、各地域の取組の課題と好事例の共有を更に進める必要がある。

### 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

### 【協働のまちづくりに向けた環境の整備】

①きょうDOガイドラインは、協働のツールごとに具体的な事例を示すことで、市民や職員にとって活用しやすい「協働ガイドブック」として改訂する。また、協働のツールを利用した市民と事例検証を行うとともに、今後の市民との事例共有のあり方を検討する。

②期間満了後の持続可能な事業のあり方については、実施内容のブラッシュアップを後押しするとともに、提案者と事業所管課等との相互理 解が進み、対話が活発に行われるよう丁寧なコーディネートを行う。

②制度運用については引き続き積極的な周知を図るとともに、多様な協働事例を全庁的に共有し、より一層の活性化を図る。

③指定管理者制度や改善後のモニタリング評価の内容、監査の指摘事項等について、施設所管課及び指定管理者に丁寧に周知を行う。

### 【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】

④地域担当職員の設置4年目を迎える中で、経験を積んだ職員は、組織として捉える課題を考える立場で研修へ参加し、そこで得た気づきを 伝達する場を設けていくとともに、各地域では、市民と一緒に同じ研修を受け、市民と言葉を共有するような学びを進めていく。

⑤福祉部局と連携し、コミュニティ・コーピングゲーム(多機関が協力し人と地域資源をつなぐことで社会的孤立を防ぐゲーム)を活用するなど、 重層的支援に関わる多機関とのチーム力を高めて行く。

⑥尼大みんなの相談室の本庁周辺へのアウトリーチなどにより市民と職員が相談し合える機会をつくる。 また、人手を求めている地域の情報を まとめるなどして、地域の方だけでなく、職員も地域のイベントや活動へ参画しやすくなる仕掛けやきっかけづくりを進める。

⑦生涯学習審議会等で受けた意見の振り返りを充実させ、全地区横断的な課題等への対応について確認を行いながら取組を進める。

#### 1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	1	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

#### 2 目標指標

	指標名		基準値		目標値	実績値					
			(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	「職員の接遇力(市民意識調査)」で4 以下(11段階評価)の割合	1	23.7	%	0	34.3	26.6	26.3	20.5	23.7	
В	「自己の成長(自己申告書)」が「非常にあった」「ややあった」の割合	1	66.9	%	80.0	67.4	68.0	68.3	68.6	66.9	
С	部下の育成や職員を統率して事務事 業を推進する能力(人事評価)	1	0.88	点	1.0	0.61	0.58	0.58	0.85	0.88	
D	「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」 「悪い」の割合	ļ	14.6	%	0	12.3	13.5	12.8	12.6	14.6	

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

#### 【キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成】

(目的)職員が自ら考え、変化を恐れず挑戦し、成長し続けていけるよう、人事評価制度の効果的な運用や、各種研修の充実に取り組むことにより、職員の資質向上を図る。

(成果)①風通しの良い職場環境づくりに向けて、気軽に相談できる「職場お悩み相談」の体制を整え、庁内周知を図ったことで、相談件数の増加とともに職場環境について現場の実情把握がより図られた。人事評価における評価者研修において、職員アンケート結果から得られた「人材育成面談における留意点」や「風通しの良い職場環境に向けた取組事例」の紹介を行い、マネジメントの質の向上に取り組んだ。また、市職員としてのコンプライアンス意識について、アンケート調査により確認を行うとともに、不祥事の再発防止を目的として、「職員のコンプライアンス遵守及び契約事務研修」を実施し、課内での伝達研修により職員に周知徹底を図った。(目標指標C)

②法務能力の向上に向けて、若手職員(1級最終年度)を対象に実力確認試験を実施し、成績が一定レベル以下の者(欠席者含む)を対象 (約3割)に、翌年度(2級1年目)、基本法務・政策法務に関する研修を10回実施した。その後の習熟度確認試験で、約7割以上が好成績を 収めるなど能力向上が図れた。(目標指標A·B)

③管理職層のマネジメント力の向上に向けて、局長級の重点課題事項の運用において、実績だけでなく施策推進に取り組む中でのマネジメントの側面を重視するような見直しや、部長級コンピテンシーの作成に取り組んだ。(目標指標C)

④職員の自主性やモチベーションの向上に向けて、新採職員研修で、ゼミ形式の研修や自主研修グループの活動紹介を行うなど自発的な取組を促すとともに、自主研修グループ「尼崎版ナッジ・ユニット」のメンバーを講師に「ナッジ研修」を実施し、行動経済学(ナッジ理論)の概要や他都市の活用事例を学んだ。また、「尼崎検定企画・作成研修」を実施し、市政への幅広い見識を持った職員の育成に努めた。職務と社会・地域貢献活動の両立を後押しする「尼崎市職員パラレルキャリア応援制度」は、地域の消防団活動等で届出をする職員が増えている。(目標指標B・D)

⑤国や自治体、NPO法人等へ研修派遣を行い、先進的な取組やノウハウを経験・吸収することにより、スキルアップやこれまでと違った立場での経験を通じて視野が広がり、相互理解を深める機会ともなり、キャリアアップ形成のみならず職場への波及効果も期待できるものとなった。 (R1:7団体、R2:7団体、R3:4団体)

(課題)①③「職場お悩み相談」や職員アンケートで把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を解決するため、風通しの良い職場環境づくりや管理職のマネジメント力の向上が必要である。

②習熟度確認試験の結果が一定レベル以下の職員のフォローアップを行い、当該職員の法務能力を底上げする必要がある。

④自主研修グループ数が横ばい傾向であることや、自主研修グループの活動・パラレルキャリアにおける経験が業務に好影響を及ぼすような活用策が課題である。

⑤人事交流や研修派遣は、キャリアの形成や資質の向上につながるものであることから、取組の拡大に向けた検討が必要である。

### 【将来を見据えた人材確保・育成】

(目的)専門化・複雑化する行政運営を実行していくために、より進展するデジタル化やICT活用、児童相談所など、専門性が求められる分野(スペシャリスト)と、幅広い行政知識と経験を備え、企画力やマネジメント力が求められる分野(ゼネラリスト)と双方の人材確保と育成を行う。

(成果)⑥専門職の採用・処遇・育成等については、児童相談所の開設に向けて県の児童相談所への研修派遣を行ったほか、ICT専門員(任期付き)や心理職など専門職の採用を行った。また、会計年度任用職員については、令和2年度からの制度移行時に再度任用時の初任給再算定に経験年数を踏まえる等の処遇改善を行っている。

⑦内部管理のキャリアを持つ職員を事業系や窓口系職場に配置するなど、ゼネラリストのキャリア形成が期待される職員にそうした職場の経験 をさせる人事配置を行った。

(課題)⑥市民の生活に直結する福祉現場や児童相談所設置に向けては、常勤職員の確保や会計年度任用職員の職責・処遇等について検討を進め、質の高い行政サービスを担保するための人材育成・確保を進めていく必要がある。

⑦ゼネラリストとしてのキャリア形成を期待する職員には、事業系や窓口系の職場を経験させるような仕組みや研修制度の充実が必要である。

### 【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

(目的)職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組むとともに、社会貢献や自己啓発・育児・介護等に取り組めるようWLBを推進する。

(成果) ⑧WLBの実現等に向けた「特定事業主行動計画2020」について、研修等を通じて周知・共有を図った。超過勤務時間については、事前命令の更なる徹底を促し、全庁的な超過勤務時間の見える化を図る取組を行った。男性版産休等の各種制度の活用について周知を図る等、育児等の家庭生活に理解のある職場風土の醸成を図った。(目標指標D)

(**課題**)®⊐ロナ応援業務従事者の本来業務の代替等により、前年比で一人当たりの超過勤務時間が増加(令和2年度122.4h→令和3年度135.7h)した。男性職員の育児休業取得率は増加している(令和元年度12.0%→令和3年度40.7%)が、当該職員が不在になるときの職場の体制整備や育児休業に対する職場の更なる理解が必要である。

(次ページ上段に続く)

### 3 これまでの取組の成果と課題(前ページからの続きを記載)

#### 【外郭団体との人事交流による組織の相互強化】

(目的)外郭団体との人事交流により、職員のキャリア形成や組織の相互強化を図る。

(成果) ⑨令和3年度に外郭団体等の性格や市との関係性による人的支援・あっせん及び財政的支援に関する統一的な基準を策定した。市がノウハウを有していない領域の専門職を外郭団体から受け入れ、受入職員のノウハウや知識を吸収しながら、双方の事業推進及び人材育成を図った。また、市と外郭団体の職員を相互に派遣することで、双方の関係性構築と相互理解、連携強化に努めた。

(課題) ②外郭団体との人事交流については、より効果的な内容の検討を進めていく必要がある。また、市と一体的あるいは市に代わって市の政策を推進していく団体については、人事交流を密にし、派遣した職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、外郭団体の組織強化にもつなげていくことが必要である。

#### 【付属機関等の適正な運営】

(目的)広範にわたる行政需要に対応するため、専門的な見地を活かし、行政執行に伴う必要な調停・審査・調査等を実施することを目的に 設置する付属機関等の適正な運営を図る。

(成果)⑩付属機関等の委員の委嘱にあたり、チェックシートを活用し、各所属における事務処理のばらつきを防ぐとともに、「委員が同時期に就任できる付属機関の上限数」及び「任期の上限年数」に一定の制限をかけ、可能な限り特定の者に偏らないよう取り組んだ。

(**課題**) ⑩「女性の委員割合」については、チェックシートが十分に機能しておらず、目標数値(尼崎市男女共同参画計画:令和8年度までに40%以上)の達成に向けた女性委員の積極的な登用が進んでいない。

### 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

#### 【キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成】

①③個別の相談については、人事管理部及び職場等が連携して具体的解決を目指し、実践を通じて相談者の気付きやモチベーション及び職場の対応力等の向上を図っていく。また、風通しの良い職場環境を目指し、相手も自分も尊重できるアサーティブコミュニケーションや人材育成面談の質の向上に取り組んでいく。加えて、部長級コンピテンシーを作成・活用したり、人事評価制度において、管理職の目標設定に「コンプライアンス、人権意識の向上」「風通しの良い職場づくり」を必須項目として設定する仕組みに見直し、管理職のマネジメント力の向上を図っていく。

②法務能力向上研修については、カリキュラムに市政に関する基礎知識を盛り込み、研修のPDCAをまわしていく。

④新採職員研修で自主研修グループの活動の紹介やアンケートを行い、興味を示した職員へのアプローチや職場の上司に当該職員の参加に 理解を求めるなど、参加しやすい環境づくりに努め新規参加者の増につなげていく。また自主研修グループの活動等で得た知識や経験を、業 務に有効に生かせる仕組みを検討していく。

⑤新たな取組として、隣接する中核市「NATS(西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市)」間で、府県を超えた広域的な人事交流を行うとともに、ビックデータを活用したエビデンスに基づく行政運営に資するようデータサイエンスの知識と技術の獲得を目的に滋賀大学大学院への研修派遣を実施するなど、職員の資質向上を図っていく。また、長期の派遣だけでなく、職場主体での、福祉事業所等の職務を経験する短期インターン研修の実施に向けて検討していく。

### 【将来を見据えた人材確保・育成】

⑥市民の生活に直結する福祉現場における窓口相談員等については、質の高い行政サービスを担保するための計画的な人材育成・確保を 進めていく。児童相談所の設置に向けて、引き続き県等の児童相談所に職員を派遣するほか、福祉職や心理職の採用、弁護士職確保に向 けた検討を進める。また、会計年度任用職員の職責・処遇等については、福祉現場をはじめとした人材の確保に向け、他自治体の報酬を含む 勤務条件や任用実態を調査し検討を進める。

⑦ゼネラリストとしてのキャリア形成を期待する職員には事業系や窓口系の職場を経験させるような人事配置を検討する。

### 【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

⑧超過勤務時間については、引き続き発生要因の分析を進めるとともに、局毎の目標値や取組項目を設定・実行していくことで、マネジメント面も含めた意識改革を促し、更なる縮減を図っていく。また、各種休暇制度等の周知や効果的な活用を促し、特定事業主行動計画の目標達成に向けた取組を進めることで、WLBの実現に資する働き方の浸透を図っていく。

### 【外郭団体との人事交流による組織の相互強化】

⑨外郭団体からの専門職派遣について、新たな職種を増やし、より効果的な事業の推進と団体との連携強化を図る。また、将来のキャリアアップにつなげることを目的に、外郭団体に派遣した職員を上位職層の業務に携わらせ、多角的な視点を養い、知識・経験を積むことで、マネジメント能力の向上を図る。その状況を見て、他の外郭団体への同様の派遣も検討していく。

#### 【付属機関等の適正な運営】

⑩女性委員については、従来の手法に限らず、目標数値達成に向けて、積極的な登用を図る。また、チェックシートを含め現行ルールの見直しを行い、新たにマニュアルを策定することで、付属機関等のより一層の適正運営に取り組む。

#### 1 基本情報

行政運営の視点	T政運営の視点 2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために								
展開方向	2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築							

### 2 目標指標

			基準値		目標値	実績値					
	拍 保 乜		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	オンライン申請導入手続数	1	42	手続	120	8	15	17	19	42	
В	全申請件数に対するオンライン申請 及びコンビニ交付の割合	1	24.2	%	50.0	4.5	6.9	10.0	15.2	24.2	
С	RPA活用に伴う業務改善時間数(累計)	1	5,602	時間	8,000	-	_	1,371	3,750	5,602	
D											

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

### 【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築(ウィズコロナ・ポストコロナを含む)】

(目的)「新しい生活様式」に沿った住民ニーズの拡大と多様化に対応するため、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。

(成果)①行政手続のオンライン申請は令和3年10月から開始し、22手続10.635件の利用があった。おくやみコーナーはワンストップ化の実践事例として令和4年2月から開設し、158件(うちオンライン予約は52件)の利用があった。(目標指標A·B)

②『尼崎市官民データ活用推進計画』に基づきデジタル化を推進し、市が保有するデータを用いた学びと育ち研究所における科学的根拠(エビデンス)に基づく先進研究を進めた。また、恒常的に実施してきた税や国保業務に加え、新型コロナウイルスにより新たに発生した保健所業務へもRPA(5,602時間(/年)の効率化)やローコードなどの専門知識が不要なツールを適用したほか、保育所入所に係る業務にAlを適用し260時間の効率化を図った。さらにWeb会議やテレワークの環境を拡大した。(目標指標C)

③令和3年度から採用したICT専門員が主体となり、業務改善アンケートを実施し、78件の提案があった。そのうち、効果が高いと判断した42件については既に改善するなど着実にデジタル化を推進している。

④市独自クラウド・共通基盤の導入については国が整備するガバメントクラウドの進捗に合わせるためスケジュールを1年程度延期した。 ⑤マイナンバーカード(カード)は平成30年度から令和2年度までの目標(6万枚)を上回り、84,758枚交付した。また、令和3年度は62,186枚交付した。

(課題) ①引き続き業務改善や見直しを進めることにより、ワンストップサービス等市民サービスの向上を図るとともに組織機能を十分に発揮できる持続可能な体制の構築を実現する必要がある。 行政手続のオンライン申請は、利用者の年齢層や利用する契機となった事象を分析し、優先度を定めて適用業務を拡充する必要がある。

②市が保有するデータを用いたデータ分析及びオープンデータ化をより一層進め、各種事業へ展開していく必要がある。また、兵庫県が提供する「テレワーク兵庫」は令和5年12月までの期間限定措置となっている。

⑤引き続きカード普及を進めるとともに今後有効期限を迎えるカードの更新業務に対応する必要がある。

⑥これまで、多くの業務において取り組んできたアウトソーシングについて、直接業務に携わらなくなった市職員におけるノウハウの維持・継承手 法等、業務の継続性に係る対応策の確保が必要である。

### 【内部統制の推進】

(目的)各マネジメント制度の機能向上や職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成を図ることで、適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務および行政運営を実現し、市政への信頼と満足度の向上を図る。

(成果)⑦既に運用している各マネジメント制度を対象項目として定めた内部統制制度を全体で整理し、同基本方針を策定した。

(課題)⑦各マネジメント制度の機能向上はもとより、これに必要な組織風土の醸成に向けて、規程等の整備といったハード面に加え、職員の規 範意識や管理職のマネジメント力といったソフト面からも検証し、ミス等の本質的な要因を明確にし改善につなげる必要がある。

### 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

### 【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築(ウィズコロナ・ポストコロナを含む)】

①転出・転入ワンストップサービスや行政手続のオンライン申請を起点としたワンストップ・ワンスオンリー等効果的な窓口サービスの在り方については、各種業務システムの標準化や各業務間のオンライン連携・システム構築等、今後の国のデジタル化の推進動向を注視しながら、時機を逸することのないよう検討していく。行政手続のオンライン申請は利用者の年齢層や利用する契機となった事象を分析して適用業務の拡大を図る

②次期『尼崎市官民データ活用推進計画』を策定し、一層のデジタル化、データの活用・公開を推進する。

③ICT専門員による業務改善アンケートを継続実施しデジタル化の推進を図るとともに、実施手法を課内で共有することにより情報部門の職員育成を図る。

④市独自クラウド・共通基盤の導入は、標準化・ガバメントクラウド化の進捗等に合わせて適宜進める。

⑤カード普及を図るため、引き続きホームページや市報などの広報に加え、出張申請窓口設置等の取組を進める。また、有効期限を迎えるカードで取ります。カードの更新業務が令和7年1月から令和8年3月頃までに約3万5千枚、また、令和7年度以降、電子証明書の更新業務が毎年5万枚以上と急増する見込みであるため、執行体制の整備に取り組む。

⑥アウトソーシングについては、引き続き、業務の継続性、安定性の確保に係る対応策への検討を進めるため、評価シートやカルテによる効果 検証手法の確立や令和2年度に策定した業務見直しガイドラインの改善等に向けた取組を進める。

#### 【内部統制の推進】

⑦内部統制制度については、運用手法等に関して監査委員とも意見交換を行いながら、内部統制を構成する各マネジメント制度の点検・評価結果をもとに、内部統制推進会議において報告書としてとりまとめ公表する。また、市議会等からの意見を参考にすることにより、更なる制度の向上を目指す。あわせて、制度の向上に不可欠なICT化等による業務改善や研修等の強化による人材育成・意識改革を統制環境と位置づけ、適正な個人情報の取り扱いなどコンプライアンス遵守の徹底も図りつつ「管理職のマネジメント力の向上」、「職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成」を目指す。

#### 1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	1	安定的な財政運営の推進

### 2 目標指標

	指標名		基準値	基準値		実績値					
	拍 保 石		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	収支不足に対する財政調整基金繰入額(R4当初までは先行会計繰出金に対する財政調整基金繰入額)	1	0	億円	0 (R14)	22 (H30当初)	21 (R1当初)	12 (R2当初)	2 (R3当初)	0 (R4当初)	
В	目標管理対象将来負担 (交付税措置を加味した目標管理対象将来負担)	↓	1,187	億円	1,000 (R14)	1,625 (1,492)	1,539 (1,399)	1,405 (1,263)	1,329 (1,170)	1,187 (1,025)	
С											
D											

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

#### 【財政規律・財政目標の進行管理】

(目的)本市の行財政改革計画である、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの中間総括(以下「中間総括」という。)において掲げた財政規律と財政目標の適切な進行管理を図る中で、長期的に継続して安定的な財政運営を行っていく。

(成果)①収支面では、令和4年度当初予算で、1.7億円の構造改善効果額(平成30年度から令和4年度までで累計20.4億円)を計上し、中間総括において特例扱いしてきた公共用地先行取得事業費会計繰出金を含んだ上でも収支均衡を達成した。(目標指標A)

また、令和3年度2月補正予算においては、収支剰余を活用した市債の早期償還により、「子どもの医療費助成の拡充」に向けた事業実施財源の確保を図ったこと等で、新たな政策の実施と、将来にわたって安定的な財政運営を行っていくこととの両立を図った。 ②基金については、次の通り取組を進めた。

・財政調整基金は、令和4年度以降に返還(調整)が必要な各種還付金等について令和3年度に17.9億円を積み立てること等で、残高は 115.1億円となった。

・減債基金(通常分)は、見込んでいた土地売払収入を予定通り積み立てるとともに、決算収支剰余を活用した取崩抑制を実施することで、令和4年度以降の行政改革推進債の早期償還と、公債費に起因する収支不足(令和5~14年度)に対応するために必要な残高70.4億円を確保し、現時点での目標水準に到達した。

・減債基金(FM分)は見込んでいた土地売払収入を予定通り積み立てる一方、同計画の推進にあたって発行した市債の償還への活用を図ったことで、残高は令和3年度末における目標水準の67.1億円に対し、49.4億円となった。

・公共施設整備保全基金は収益事業収入や土地売払収入等を積み立て、残高は69.1億円となった。

また、モーターボート競走事業会計における内部留保や利益の状況、今後の投資見込等を勘案する中で、収益事業収入の繰入ルールを見直し、公共施設整備保全基金に積立てを行うことで今後見込まれる投資的事業について計画的な財源の確保を行っていくこととした。

③市債発行額を元金償還額以内としながら、退職手当債や行政改革推進債等の早期償還を図ることで将来負担を抑制した結果、目標管理 対象将来負担は着実に減少傾向にある。(目標指標B)

④令和4年度末でプロジェクトの計画期間が終了することを踏まえ、令和5年度以降も安定的な財政運営を行っていくために、財政運営方針 (素案)の検討を進めた。

(課題)①②主要一般財源(臨時財政対策債による地方交付税措置を除く)が横ばいで推移すると見込まれる一方、社会保障関係費の伸びが引き続き見込まれる。こうした中、長期的に安定した財政運営ができるよう、基金残高の目標水準を確保するとともに、公債費の低減に向けて将来負担を適切に管理することで、引き続き収支均衡を確保していく必要がある。

③将来負担が依然として安定的な財政運営を継続できると考える水準よりも多いことから、これに適切に対応していく必要がある。

### 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

### 【財政規律・財政目標の進行管理】

プロジェクトの計画期間が終了することを踏まえ、現在の本市を取り巻く社会経済環境下における財政運営のあるべき姿を実現し、今後も引き 続き長期的に継続して安定的な財政運営を行っていくために、以下の取組を進める。

①主要一般財源が横ばいで推移する一方で、社会保障関係費が引き続き伸びると見込まれる中、行財政改革の視点も持ちながら今日的視点から十分な効果を得られているかなどを意識し、スクラップ&ビルドを基本とした予算編成を行うことで収支均衡の確保を図る。また、新型コロナウイルス感染症対策として、市民ニーズに対応した補助、単独事業について、地方創生臨時交付金を最大限活用した上で、財政調整基金や予備費の活用等も含め、迅速かつ適切な予算措置を行う。

②基金については次の通り取組を進める。

- ・財政調整基金は収支剰余金を積み立てる一方、税収の急変動や大規模災害の発生といった緊急的な事態が生じた場合に必要に応じて活 用する。
- ・減債基金(通常分)は行政改革推進債の早期償還に活用するほか、令和5年度以降は公債費負担のピークカットを図るための財源として活用する。
- ・減債基金(FM分)は、今後も継続的に公共施設マネジメントの取組の財源として取崩しを行っていく予定であることから、活用財源として令和4年度に見込まれる土地売払収入の確保に努める。
- ·公共施設整備保全基金は収益事業収入及び土地売払収入を積み立て、今後の投資的事業に必要な財源の確保を図るとともに、令和5年度以降においては、基金の設置目的を踏まえ、投資的事業への活用を図っていく。
- ③投資的事業は長期的な視点のもと、優先順位をつけて実施するなど、将来負担を適切に管理していくことを通じて、安定的な財政運営を継 続できる水準まで将来負担の抑制を図る。
- ④上記の内容を踏まえつつ、令和5年度当初予算の編成、令和5年度以降の財政運営の規律と目標を定めた「財政運営方針」に加えて、以 下の項目について取り組む。
- ・財政運営に関する条例の検討・制定
- ・焼却施設や学校施設の整備等に向けた都市計画税活用の手続きを進める

#### 1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	2	公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化

#### 2 目標指標

	指標名	方向	基準値		目標値	実績値					
	1日 1示 石		(R3)		(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	市全体の収入未済額	1	60.7	億円	_	93.8	84.2	74.9	73.8	60.7	
В	非強制徴収債権の収入未済額(滞納 繰越分)	↓	9.7	億円	_	13.5	13.2	12.0	10.5	9.7	
С	個人市民税収入率(現年分)	1	98.7	%	1	97.9	98.0	98.3	98.4	98.7	
D	国民健康保険料の収納率(現年分)	1	95.3	%	_	92.1	93.1	93.9	94.5	95.3	

<sup>※</sup>目標値(令和9年度)については、いずれも次期債権管理推進計画(令和5年度)を策定する中で(令和5年2月議会で報告予定)決定する内容であるため、「一」としている

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

#### 【尼崎市債権管理条例にもとづく収入未済額への対策】

(目的)督促状の送付など債権管理の基本的取組の徹底や、滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図る。

(成果)①平成30年4月に債権管理条例を制定し、債権管理の一層の適正化に努めており、市全体の収入未済額は、平成29年度と令和2年度の比較では、強制徴収債権は約79億円から約19億円(24%)減少し約60億円に、非強制徴収債権は約14億円から約1億円(6.7%)減少し約13億円となり、収入未済額が減少した。(目標指標A)

②阪神・淡路大震災の被災者の生活再建を目的とした災害援護資金貸付金の償還状況については、免除対象者の調査を継続し積極的な 償還免除を行うとともに、借受人等の償還指導の取組により、償還残額が約1.3億円から約0.4億円(30%)減少し、約0.9億円となった。

(課題)①一部の債権の管理及び回収については、専ら回収業務を担当する職員の配置が少ないことや債権回収に係るノウハウや取組が十分ではない所管課もある。

①特に、非強制徴収債権を管理する所管課は、他の業務とともに債権管理も並行して行うため、必要な知識や情報を得づらい状況にあり、早期に法的措置を講じていたならば回収が見込まれた債権も存在する。また、市税・国民健康保険料等の強制徴収債権とは異なり、滞納処分が行えないため、支払い督促手続や訴えの提起等を通じて強制執行を行うこととなり、こうした手続は所管課の負担となっているため、非強制徴収債権に対する法的手続を含む支援策を講じる必要がある。(目標指標B)

②災害援護資金貸付金償還事業については、令和4年度末に県への貸付原資償還の最終履行期限を迎えるにあたり、未回収金の貸付原資は、一般財源で立て替えての償還となるため、市の財政負担軽減措置を図るよう、更なる国・県への働きかけを行う必要がある。

### 【市税など強制徴収債権の取組】

(目的)徴収体制の強化や滞納事案への早期着手の徹底による収入率の向上及び収入未済額の抑制に取り組む。

(成果)③市税の収入率向上を図るため、これまで滞納繰越分を中心に重点的な取組を行ってきた結果、あまがさき「未来へつなぐプロジェクト」中間総括における収入未済額の目標値(30億円以下)を平成30年度に達成することができ、滞納件数も毎年減少してきた。こうした状況を機に、滞納繰越分だけでなく現年課税分も含めた滞納全体の徴収強化を図る体制とするため、個人住民税整理担当内に「現年対策チーム」を設置した。その結果、個人市民税収入率の令和4年度の目標値についても令和3年度中に達成することができた。(全体95.0%、現年分98.5%、滞納繰越分:33.5%→全体95.6%、現年分98.7%、滞納繰越分:35.1%)(目標指標C)

④国民健康保険料については、コロナ禍により保険料の納付が困難な状況にある被保険者には減免の案内を行うなどの配慮をした上で、従来の取組に加え、差押対象債権の拡大等を行った結果、収納率は、現年分、滞納繰越分とも前年度を上回った(現年分・令和2年度:94.5%→令和3年度:95.3%、滞納繰越分・令和2年度:24.9%→令和3年度:26.8%)。(目標指標D)

(課題)③個人市民税の収入率は類似他都市と比較し未だ低い数値となっているため、引き続き収入率向上に向けて取り組んでいく必要がある。(令和2年度の個人市民税収入率(現年分) 類似他都市平均:99.1%、尼崎市:98.4%)

④国民健康保険料の収納率は、現年分で12年、滞納繰越分で10年連続上昇しているが、依然として県下でも低位にあるため、コロナ禍の収束が見えない中ではあるが、県内保険料の統一に向けた取組としても、引き続き収納率の向上に努める必要がある。

### 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

### 【尼崎市債権管理条例にもとづく収入未済額への対策】

①強制徴収債権については、市全体の収入未済額に占める割合が大きいことから、市税の滞納処分等の専門的な技術や知識がある講師を招き、関係部局へより実務的な研修を行うことや滞納処分の経験者の配置なども含め効果的な人員配置に取り組むことで、市全体の収入未済額の減少へ繋げていく。

①滞納となっている非強制徴収債権を弁護士法人に委任することにより、債権所管課の督促等の事務の負担を減らすとともに債務者への効果的なアプローチを行い、結果として収入未済額の減少へ繋げていく。

②災害援護資金貸付金償還事業については、これまでも行ってきた全国市長会要望に加えて、同事業に関する県・市連絡会議等の機会を活用し、一般財源の負担軽減策についての要望等を、関係各市と連携し、国・県へ働きかけを行っていく。

### 【市税など強制徴収債権の取組】

③個人市民税収入率向上のため、「現年対策チーム」の取組対象範囲の拡大を行うなど、滞納初期における徴収体制の強化を図ることで、 滞納状態の早期解決を推進し、新たに発生する滞納件数を抑制することで、滞納繰越分の着手範囲を拡大するとともに、長期にわたり滞納が 続く事案や悪質な事案においては、滞納者の自宅や事業所への捜索(強制立入調査)の実施等により、滞納を縮減する好循環サイクルを確立 し、収入率の向上と収入未済額の圧縮を図っていく。

④国民健康保険料の収納率の向上を図るため、これまでにも差押対象債権の拡大や、保険料の納付に関心を示さない世帯及び納付誓約の不履行世帯に対する早期の滞納処分など、各種取組の強化を行ってきた。令和4年度以降も引き続き、自主納付に向けた丁寧かつ粘り強い納付折衝を基本としつつ、滞納処分についても従来の取組を継続・拡充することにより、目標収納率の達成を目指す。

#### 1 基本情報

行政運営の視点 3 【行財政】市民生活を支え続けるために							
展開方向	3	公共施設マネジメントの着実な推進					

#### 2 目標指標

	指標名		基準値 i向 (R3)		目標値	実績値					
	14 保 1	方向			(R9)	H29	H30	R1	R2	R3	
Α	公共施設の床面積の削減(累積)	1	1,868 (H24末)	千㎡	△187 (R8末)	△ 34	8	△ 30	△ 22	△ 25	
В											
С											
D											

### 3 これまでの取組の成果と課題(令和3年度実績内容を記載)

平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。

### 【方針1:再編】

(目的)施設の再編を図り、「量の最適化」を目指す。(数値目標:公共施設保有量を令和30年度末時点で1,307千㎡以下まで削減(△561 千㎡以上)。このうち第1次計画期間である令和8年度末時点で1,681千㎡まで削減(△187千㎡)。)

(成果)①行政需要や政策課題を踏まえた新たな取組の追加や、既定計画の進捗状況等を踏まえた変更、将来負担の観点から対象施設の整理を行うため、「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」及び当該計画に係る対象施設の施設規模、場所、スケジュールなどを示した「実施編」について令和4年2月に改訂を行うとともに、タウンミーティングなどを行いながら計画に基づいた取組を推進した。(目標指標A)

<参考 令和3年度の主な公共施設の増減等>

〔減少〕 旧地区会館(園田·大庄)、旧保育所(富松·神崎·七松·武庫東保育所)、旧整備工場、旧西消防署大庄出張所

〔増加〕 学校給食センター、立花南生涯学習プラザ、地域総合センター上ノ島、北難波保育所、大西保育所、西消防署大庄出張所〔対象施設の整理〕 競艇場関連施設(管理対象外として整理)、外郭団体7施設(対象施設へ算入)

(課題)①公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう施設の集約化や統廃合などの取組を丁寧に進めていく必要がある。また、取組にあたっては、国の制度の活用や取組に伴う土地売払収入の基金への積立てにより償還財源を確保し、財政規律及び財政目標に沿って推進する必要がある。

### 【方針2:予防保全】

(目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。

(成果)②脱炭素社会の実現に向けた省エネルギー化の取組や対象施設の変更等の内容を盛り込むため、「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び当該計画に係る対象施設のスケジュールなどを示した「実施編」について令和4年2月に改訂を行うとともに、当該計画に基づき、順次各施設の詳細調査を実施し、工事に着手したところである。また、「保全システム」を活用し、施設所管部局への技術的支援を継続して行い、施設情報の一元管理及び共有化を図った。

(課題)②施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。また、既存公共施設の省エネ化については、長寿命化改修工事等の機会を捉えて、効果的に実施していく必要がある。

#### 【方針3:効率的・効果的な運営】

(目的)施設運営にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。

(成果)③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、対象となる直営管理施設について全て移行が完了した

(課題)③脱炭素社会の実現に向けた取組として、施設の省エネ対策など、さらなる効率的・効果的な施設の運営に向けた対応を今後も行う必要がある。また、燃料費高騰に伴い電気及び都市ガスの単価上昇が発生しているため、定期的に価格への影響を把握し、財政担当部局と情報共有を図る必要がある。

#### 4 評価結果(令和4年度以降の取組方針)

#### 【方針1:再編】

①「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」における見直し対象施設の方向性に加え、施設規模、場所、スケジュールなどを示した同計画の「実施編」に基づき、市民・利用者の意見を丁寧に聴取しながら、着実に取組を推進する。なお、令和4年度から新たに設計に着手する新築公共建築物については、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、原則としてZEB Readyを導入する。

### 【方針2:予防保全】

② 「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施するとともに、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、改修工事に合わせてLED化や高効率の空調設備を導入することにより、積極的に省エネルギー化も進めていく。

### 【方針3:効率的・効果的な運営】

③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、最適な契約方法で引き続き継続していくとともに、施設の効率的・効果的な運営のさらなる推進に向けた検討を進める。また、令和4年度には、省エネ効果が見込める40施設の照明(約5,000台)について、LED化の一括更新工事を実施する。

(このページは白紙です。)